平成19年度

大気汚染の常時監視測定結果

平成20年 7月 生活環境部 水・大気環境課 この測定結果は、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づき県内の大気汚染の状況を常時 監視した結果について、同法第 24 条の規定に基づき公表するものです。

1 測定方法の概要

(1) 測定期間

平成 19 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月

(2) 実施機関

福島県、郡山市、いわき市及び福島市

(3) 測定局及び測定項目

県内 20 市町村に、一般環境大気測定局 48 局と自動車排出ガス測定局 3 局を配置し 測定しました。

なお、一般環境大気測定局とは、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を監視するため設置した測定局であり、自動車排出ガス測定局とは、道路近傍の大気汚染の状況を監視するため設置した測定局です。

測定項目は、大気の汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄、二酸化窒素、 光化学オキシダント、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質の5項目の他、炭化水素、風向、 風速、気温等の関連項目です。

2 測定結果の概要

測定結果の評価は、有効測定局(1)について、「大気の汚染に係る環境基準」(表 - 1)により行いました。

環境基準の達成状況は、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、長期的評価(2)及び短期的評価(3)により評価しました。なお、環境基準の達成、未達成は一般的に長期的評価を指します。

- 1 有効測定局…年間測定時間が 6,000 時間以上の測定局(光化学オキシダントを除く)。
- 2 長期的評価…1年間にわたる測定結果を長期的に評価するもので、年間の1日平均値のうち高い方から2%の範囲を除外して評価する(ただし、1日平均値が2日連続して環境基準を超えない場合)。
- 3 短期的評価…短時間(日又は時間)の測定結果を短期的に評価するもので、測定を 行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値、又は 各1時間値を環境基準と比較し評価する。

(1) 一般環境大気測定局(48局)の状況

ア 二酸化硫黄

45 測定局すべてで環境基準の長期的評価を達成しました。

短期的評価は43局で達成し、達成率は前年度と同じ96%でした。短期的評価を達成しなかったのは、下川局及び中原局(いわき市)であり、工場・事業場による影響が考えられます。

二酸化硫黄濃度の全測定局の年平均値は 0.002 ppm であり、経年変化は全国平均以下で推移する傾向にあります。測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべて

の測定局で「横ばい」(4)でした。

イ 二酸化窒素

31 測定局すべてで環境基準を達成しました。

二酸化窒素濃度の全測定局の年平均値は 0.009 ppm であり、全国平均を下回って推移する傾向にあります。測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」(4)でした。

ウ 光化学オキシダント

(ア) 測定結果

33 測定局すべてで環境基準を達成しませんでした。

光化学オキシダント濃度の昼間測定時間(5時~20時)の全測定局の年平均値は 0.032 ppm でした。また、昼間の日最高1時間値の全測定局の年平均値は 0.045 ppm であり、平成11年度を除き全国平均を下回って推移する傾向にあります。

(イ) 光化学スモッグ注意報

平成 19 年度は光化学スモッグ注意報 (*1) の発令はありませんでした。しかし、光化学スモッグ予報 (*2) は 3 地域に計 4 回発令しました。

*1 光化学スモッグ注意報… 1 時間値が 0.12 ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令します。

*2 光化学スモッグ予報… 1 時間値が 0.1 ppm 以上になり、かつ、上昇傾向にあるときに発令します。

工 浮遊粒子状物質

28 測定局すべてで環境基準の長期的評価を達成しました。短期的評価は 20 局で達成し、達成率は 71%と昨年度より 29 ポイント減少しました。

浮遊粒子状物質濃度の全測定局の年平均値は 0.018 mg/m³であり、全国平均を下回って推移する傾向にあります。測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」(4)でした。

オ 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの生成防止の観点から指針値(午前6時から9時までの3時間平均値が0.20 ppmCから0.31 ppmCの範囲以下にある)が定められており、指針値を達成したのは1局でした。

非メタン炭化水素濃度の全測定局の年平均値は 0.14 ppmC でした。また、全測定局の 3 時間平均値の年平均値は 0.15 ppmC で、全国平均を下回って推移する傾向にあります。

(2) 自動車排出ガス測定局(3局)の状況

ア 二酸化硫黄

3 測定局のうち測定を実施している天神局(福島市)では、環境基準の長期的評価と短期的評価を達成しました。

年平均値を前年度と比べると、「横ばい」(4)でした。

イ 二酸化窒素

- 3 測定局すべてで環境基準を達成しました。
- 二酸化窒素濃度の全測定局の年平均値は 0.015 ppm であり、測定局別に年平均値を前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」(4)でした。

ウ 一酸化炭素

- 3 測定局すべてで環境基準の長期的評価と短期的評価を達成しました。
- 一酸化炭素濃度の全測定局の年平均値は 0.3 ppm であり、測定局別に年平均値を 前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」(4)でした。

エ 光化学オキシダント

3 測定局のうち測定を実施している天神局(福島市)では、一般環境大気測定局と同様に環境基準を達成しませんでした。

才 浮遊粒子状物質

3 測定局すべてで環境基準の長期的評価と短期的評価を達成しました。

浮遊粒子状物質濃度の全測定局の年平均値は 0.016 mg/m³で、測定局別に年平均値を前年度と比べるとすべての測定局で「横ばい」(4)でした。

カ 非メタン炭化水素

3 測定局すべてで光化学オキシダント生成防止のための指針値の範囲を超えていました。

非メタン炭化水素濃度の全測定局の年平均値は 0.16 ppmC でした。また、全測定局の 3 時間平均値の年平均値は 0.19 ppmC で、全国平均を下回って推移する傾向にあります。

4 各測定局別の年平均値の前年度との比較で「横ばい」の意味は下記のとおりです。

二酸化硫黄、二酸化窒素 ... -0.005 ppm < (平均値の差) < 0.005 ppm

浮遊粒子状物質 ... -0.010 mg/m³ < (平均値の差) < 0.010 mg/m³

一酸化炭素 ... -0.5 ppm < (平均値の差) < 0.5 ppm

表 - 1 大気の汚染に係る環境基準

物	質	環境上の条件		評価方法
二酸化	公硫黄	1時間値の1日平均値 が0.04ppm以下であり 、かつ、1時間値が0.	長期的評 価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		1ppm以下であること。	短期的評 価	環境上の条件に同じ。
一酸化炭素		1時間値の1日平均値 が10ppm以下であり、 かつ、1時間値の8時間	長期的評 価	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		平均値が20ppm以下で あること。	短期的評 価	環境上の条件に同じ。
浮遊粒	立子状	1時間値の1日平均値 が0.10mg/m³以下であ り、かつ、1時間値が0	長期的評 価	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
物	質	.20mg/m³以下である こと。	短期的評 価	環境上の条件に同じ。
光化 オキシ	と学 ダント	1時間値が0.06ppm以了 こと。	である	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06 ppm以下であること。
二酸化窒素		1時間値の1日平均値が から0.06ppmまでのゾー はそれ以下であること	-ン内又	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

表 - 2 大気汚染物質(常時監視測定項目)について

物質名	各物質の説明
二酸化硫黄	石油、石炭等に含有される硫黄が燃焼により酸化されて発生する。高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると考えられている。
一酸化炭素	炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
浮遊粒子状物 質	浮遊粉じんのうち、粒子径が10 μm以下の物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留する。高濃度になると肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
光化学 オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となる。高濃度になると、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与える。
二酸化窒素	窒素酸化物は、物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素と二酸化窒素の形で大気中に存在する。光化学スモッグの原因物質の一つであり、発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。これらの発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。また、二酸化窒素は、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると考えられている。
非メタン 炭化水素	炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与しないメタンを除いた非メタン炭化水素が用いられる。 (指針値) 光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下にある。

全測定局(一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局)の 表 - 3 環境基準達成状況の推移

項目	年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	有効測定局数	44	46	46	46	46	46	46	46	46	46
二酸化硫黄	達成局数	44	46	46	45	46	46	46	46	46	46
	達 成 率 (%)	100	100	100	98	100	100	100	100	100	100
	有効 測定局数	32	34	34	34	34	34	33	33	34	34
二酸化窒素	達成局数	32	34	34	34	34	34	33	33	34	34
	達 成 率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	有効測定局数	30	32	31	34	34	34	34	34	34	34
光化学オキシ ダント	達成局数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	達 成 率 (%)	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
	有効測定局数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
一酸化炭素	達成局数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	達 成 率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
75 Me 101 - 7 115	有効 測定局数	27	29	29	30	31	30	31	31	31	31
浮遊粒子状物 質	達成局数	27	28	28	29	20	28	31	29	31	31
	達成率(%)	100	97	97	97	65	93	100	94	100	100

(注)

- イ) 1 有効測定局数とは年間の測定時間が6,000時間以上の測定局の数を指します。(光化学オキシダントを除く) 2 平成11年度から川内局及び飯舘局を含みます。 3 南富岡局は環境基準の適用除外局のため計上していません。

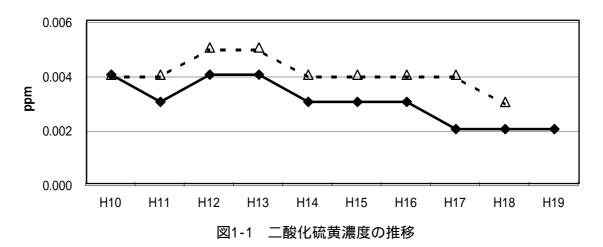
表 - 4 大気汚染物質濃度の推移(全測定局の年平均値)

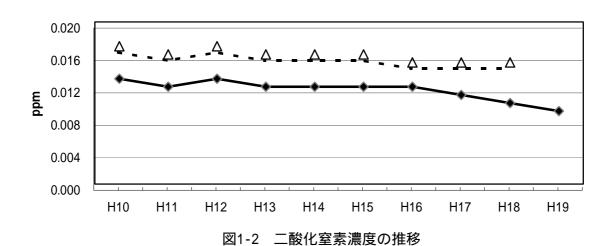
項目年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
二酸化硫 黄 (ppm)	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
二酸化窒素 (ppm)	0.013	0.012	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010	0.009
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト (ppm)	0.040	0.046	0.042	0.041	0.041	0.040	0.042	0.043	0.042	0.045
一酸化炭 素 (ppm)	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3
浮遊粒子 状物質 (mg/m³)	0.021	0.019	0.023	0.023	0.023	0.022	0.021	0.021	0.019	0.018

(注) 光化学オキシダント濃度は,昼間(5~20時)の日最高1時間値の年平均値です。

図1 本県及び全国の大気汚染物質濃度(年平均値)の推移

—— 本県(全局) ----- 全国(一般局)





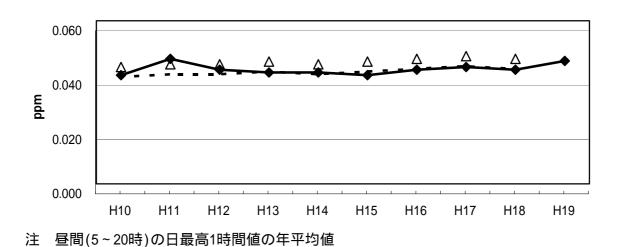


図1-3 光化学オキシダント濃度の推移

----- 本県(自排局) ----- 全国(自排局)

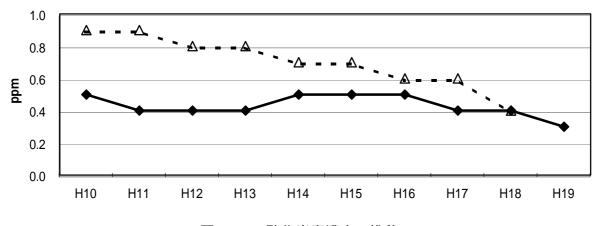


図1-4 一酸化炭素濃度の推移

—— 本県(全局) ---- 全国(一般局)

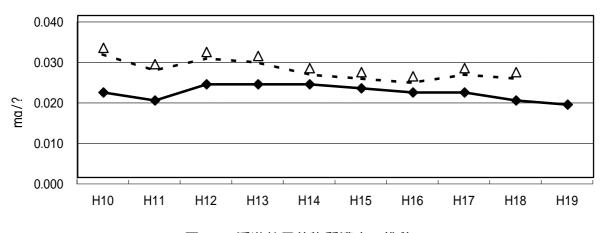


図1-5 浮遊粒子状物質濃度の推移

表 - 5 環境基準の達成状況等

						шЖ			環境基準項目			指針値設定項目
種別	₫.	町村名	3	7	則定局	用途地域	一酸化硷苦	二酸化窒素	光 化 学 オキシダント	一酸化炭素	浮遊粒子状	非メタン
			4	=	шт		一段10侧页	一段10至於		段10次系	物質	炭化水素
	福	島 i	市	南 森	<u>町</u> 合	住 //			×			×
	ТЩ	щ,		古					×			
	Ξ	本 松 i	市	Ξ	本 松				×			
			-	芳	賀	"			×			
			į	朝	В	"			×			×
	郡	Щi		堤	下	"			×			
		_		日	<u>和</u> 田 久山	"			×			
				富 安	<u>ク 山</u> 積				×			
	須	賀川i	市	<u>文</u> 須	賀川	"			×			×
	音			白	<u></u> 河	"			×			×
	矢			<u>矢</u>	<u></u>	"			×			
_	磐		町	大	寺六区	未						
	会	聿若松1	市:	会	津若松	住			×			×
60	新	地	町	<u>新</u> 新	地 1	未			×			
般	371		1	<u>新</u>	地 2	// / `						
	相	馬i	市	相_ 相	馬 1 馬 2	住土			×			
環					<u>馬 2</u> 島寺内	未 "						
-20				原	<u>画 寸 73</u> 町 1	· 住			×			×
	甪	相馬ī	巾片	原	町 2	未						
境				<u>小</u>	<u>,</u> 高	住			×			
	飯	舘	村 1	飯	舘	未			×			
大	浪	江		浪	江	住						
^	双	葉	町	双	葉	"						
	ᅕ		町	大	熊				×			
気	富楢		町	富楢	岡 葉				×			
				_	系 野 1	未 "			×			
Soul	広	野	町	<u>囚</u> 広	野 2	"						
測	Ш	内		<u>Л</u>	<u> </u>	"			×			×
				大	高	"						
定				上	中田				×			
. –				花_	ノ井							
				<u>金</u>	<u>Ц</u>	未						
局			ŀ	里	部川	準工						
			-	<u>ァ</u> 滝					×			
	l		- 7	<u>甩</u> 愛	岩 下	"			×			
	ιı	わきi		大	<u></u>	"			×			
			Ī	南鹿	原富岡	工専	()					
					島	住			×			
			Ļ	中西揚高	原	I I						
			ŀ	<u>四</u>	郷	住"			×			
			ŀ	<u>扬</u>	土坂				×			
				<u>早</u> 下		未			× ×			
						_ /N	45	31	× 0		28	1
				言	t		45 2 × 0	31 0 ×0	× 33		28 8 × 0	1 0 ×7
<u> </u>	福	島 i	市	天	神	商	X U	X U	× 33		ΧU	× /
目ガ	郡	島 i 山 i わきi	市 市 市	台	新	住						×
車測	11	わき	市		平	商						×
自動車排出 ガス測定局				言			1	3 0 ×0	0	3 0	3 0 ×0	0 0 0 ×3
出局	L			_ =	I		0 × 0	×0	× 1	×	×0	×3
							46	34	0	3	31	1
		合			計		2	0	1	0	8	0
							× 0	× 0	× 34	× 0	× 0	× 10

- (注)1 は環境基準を達成した局、×は環境基準を達成しなかった局です。ただし、 は短期的評価による環境基準を達成しなかった局です。なお、二酸化窒素の は、日平均値の年間98%値が0.04~0.06 ppmまでのゾーン内の局です。
 - 2 非メタン炭化水素は、環境基準ではなく、光化学オキシダント生成防止のための指針値の範囲未満の局を 、範囲内の局を 、範囲を超えた局を×としました。
 - 3 いわき市の南富岡局は、都市計画法に定める工業専用地域にあるため環境基準の評価対象外であり、()書きとしました。
 - 4 網かけは測定していない項目です。

表 - 6 大気汚染物質等の年平均値

	T										環境基準項目			指針値設定項目
種別	刖	市	町村	名	3	測定局		用途 地域	二酸化硫黄	二酸化窒素	光 化 学 オキシダント	一酸化炭素	浮遊粒子状 物 質	非メタン 炭化水素
	_								(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(mg/m ³)	(ppmC)
	ı,	-	_		南	H		住	0.003	0.014	0.03		0.015	
	ľ	福	島	市			<u> </u>	"	0.001	0.012	0.025		0.017	0.16
	ŀ	_	↓ +/\	+	古		_	"	0.001	0.011	0.029			
	ŀ	_	本 松	ф	一芳	本 *	公員	"	0.002	0.012	0.028			
					朝		₹]	"	0.002	0.012	0.027		0.015	0.18
					堤		 	"	0.001	0.013	0.03		0.013	0.10
	1	郡	Щ	市	日	和日		"	0.001	0.012	0.033			
					富	久 L	_	"	0.001	0.011	0.031			
					安			"	0.001	0.011	0.03			
	ŀ	須	賀川	市			_	"	0.003	0.012	0.025		0.015	0.21
		白	<u>河</u>	市		ji		"	0.001	0.01	0.034		0.015	0.11
	-	矢	吹	町			欠	"			0.034			
		磐	梯			寺六[_	未	0.003					
_	.	会》				津若村		住	0.003	0.009	0.033		0.025	0.11
		新	地	πТ	新	地	1	未	0.000	0.004	0.036		0.023	
Αn		小	ᅩ먼		新	地 2	2	"	0.000				0.02	
般		相	馬	귀	相		1	住	0.001	0.006	0.035		0.023	
	Ľ	11	wa	ıIJ	相		2	未	0.001				0.027	
環					鹿	島寺区	勺	"	0.001				0.012	
	li	南	相馬	市	原		1	住	0.001	0.006	0.038		0.019	0.15
境		113	וא אינ	, , ,	原		2	未	0.001				0.022	
児	L				小			住	0.001	0.006	0.036		0.017	
		飯	舘	村			官	未	0.001	0.003	0.036		0.019	
大		浪	江	町		<u>;</u>		住	0.001				0.015	
	-	<u>双</u>	葉	町			某	<i>"</i>	0.001	0.004	0.000		0.040	
気	_	<u>大</u>	熊	町			熊	未	0.000	0.004	0.036		0.013	
	L	富 楢	<u>岡</u> 葉	町町			可	住未	0.001	0.003	0.037		0.015	0.11
201	- 1	慆	未		_		₹ 1	水 //	0.001	0.008	0.038		0.025 0.022	0.11
測		広	野	町	広広		2	"	0.002	0.004	0.037		0.022	
	ŀ	Ш	内	村	_		内	"	0.000	0.002	0.034		0.013	0.08
定	:	/ '	rJ	13	大		<u>;</u>	"	0.003	0.002	0.001		0.012	0.00
					上	中日	_	準工	0.003	0.011	0.027			
局					花		#	住	0.003	0.0	0.02.		0.016	
10					金	L	_	未	0.003					
					田		釢	"	0.003					
					下	J	_	準工	0.002					
					滝	Ę		住	0.004	0.012	0.026		0.02	
		l. 1	わき	. #	愛		F	//	0.002	0.012	0.031		0.018	
	["	17 6	ין י	大		亰	"	0.004	0.012	0.032		0.021	
					南			工専	0.003					
					鹿		島	住	0.001	0.01	0.033			
					中	J.		<u>I</u>	0.005					
					西		郎	住	0.004	0.009	0.03		0.017	
					揚		ţ	"	0.001	0.008	0.034		0.02	
					高		反	<i>"</i>	0.001	0.009	0.034			
	}				<u> </u>		谷	未	0.001	0.007	0.035			
						哥平均			0.002	0.009	0.032		0.018	0.14
自;	ガ	福	島	市	天		申	商	0.003	0.016	0.031	0.3	0.015	0.16
動	スル	郡	<u>山</u>	市	台		沂	住		0.017		0.3	0.016	0.16
動車排	ス測定	ŀ١	わき			平		商		0.013		0.4	0.016	0.17
出 局 自排局平均							0.003	0.015	0.031	0.3	0.016	0.16		
	全測定局の平均								0.002	0.009	0.032	0.3	0.018	0.15

⁽注)1 光化学オキシダントは、昼間測定時間 (5~20時)の年平均値です。 2 網かけは測定していない項目です。

平成19年度

有害大気汚染物質モニタリング調査結果

平成20年7月 生活環境部 水・大気環境課 この測定結果は、大気汚染防止法第22条の規定に基づき、県内の有害大気汚染物質による大気の汚染状況のモニタリング調査を行い、同法第24条の規定に基づいてその結果を公表するものです。

1 有害大気汚染物質モニタリング調査の概要

(1) 測定期間

平成19年4月~平成20年3月

(2) 実施機関

福島県、郡山市及びいわき市

(3) 測定地点

表 - 1 のとおり県内 6 市町村において、一般環境 4 地点、発生源周辺 5 地点、 道路沿道 2 地点、計 1 1 地点で行いました。

地域分類 (地点数)	市町村	測定地点	用途地域	測定機関
(地点数)	福島市	信夫ヶ丘運動場	第一種住居地域	福島県
一般環境	郡山市	開成山公園	第一種低層住居専用地域	郡山市
(4)	いわき市	揚土局	第二種住居地域	いわき市
	会津若松市	会津若松局	第二種住居地域	福島県
	郡山市	芳賀公民館	第一種住居地域	郡山市
│ │ 発生源周辺	いわき市	西郷局	第二種住居地域	いわき市
	נון ט כו וע	中原局	工業地域	ט או אויי
(5)	須賀川市	須賀川市内	指定なし	福島県
	中島村	中島村内	指定なし	伸局乐
沿道(2)	福島市	県庁東分庁舎	第二種住居地域	福島県
加湿(2)	いわき市	平局	商業地域	いわき市

表 - 1 測定地点一覧

(4) 測定項目

「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について(平成13年5月21日、環境省環境管理局長通知)」に定める物質のうち19物質(福島県16、郡山市10、いわき市16)について測定しました。

(5) 測定方法等

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(環境省)に基づき、各地点毎に毎月 1回連続24時間のサンプリングを行い測定しました。

なお、有害大気汚染物質の大気中の濃度は、地域の社会・経済活動に密接に関係し、季節変動、週変動及び日変動が認められるため、そのモニタリング結果の評価にあたっては、これらの変動が平均化されるよう「年平均値」によることとされています。

2 有害大気汚染物質モニタリング調査の結果

表 - 2 のとおり、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 4 物質は、すべての測定地点で環境基準を達成しました。

また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(以下「指針値」という。)が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2・ジクロロエタン、1,3・ブタジエンの7物質は、すべての地点で指針値を下回りました。

その他の8物質については、測定したすべての地点で、平成18年度の全国の濃度と同程度でした。

有害大気汚染物質については、平成18年度にクロロホルム、1,2・ジクロロエタン、1,3・ブタジエンの3物質に指針値が設けられ、さらに順次環境目標値の検討が進められているところであり、今後も環境大気中の状況を把握するため計画的に調査を行うこととしています。

(1) 環境基準設定項目

ア ベンゼン

各測定地点の年平均値は0.76~1.7 µg/m³であり、すべての測定地点で環境基準(3 µg/m³以下)を達成しました。

イ トリクロロエチレン

各測定地点の年平均値は0.13~0.59 µ g/m³であり、すべての測定地点で環境基準(200 µ g/m³以下)を達成しました。

ウ テトラクロロエチレン

各測定地点の年平均値は0.012~0.21 µg/m³であり、すべての測定地点で環境 基準(200 µg/m³以下)を達成しました。

エ ジクロロメタン

各測定地点の年平均値は0.46~130 µg/m³であり、すべての地点で環境基準(150 µg/m³以下)を達成しました。

(2) 指針值設定項目

ア アクリロニトリル

各測定地点の年平均値は $0.013 \sim 0.048 \, \mu \, g/m^3$ であり、すべての測定地点で指針値($2 \, \mu \, g/m^3$ 以下)を下回りました。

イ 塩化ビニルモノマー

各測定地点の年平均値は0.0064~0.014 μ g/m³であり、すべての測定地点で指針値(10 μ g/m³以下)を下回りました。

ウ 水銀及びその化合物

各測定地点の年平均値は1.8~2.3ng/m³であり、すべての測定地点で指針値(40ng/m³以下)を下回りました。

エ ニッケル化合物

各測定地点の年平均値は0.68~9.0ng/m³であり、すべての測定地点で指針値(25ng/m³以下)を下回りました。

オ クロロホルム

各測定地点の年平均値は0.078~0.42 µg/m³であり、すべての測定地点で 指針値(18 µg/m³以下)を下回りました。

カ 1,2 - ジクロロエタン

各測定地点の年平均値は $0.073\sim0.12\,\mu\,g/m^3$ であり、すべての測定地点で指針値($1.6\,\mu\,g/m^3$ 以下)を下回りました。

キ 1,3 - ブタジエン

各測定地点の年平均値は $0.046 \sim 0.24 \, \mu \, g/m^3$ であり、すべての測定地点で指針値($2.5 \, \mu \, g/m^3$ 以下)を下回りました。

(3) その他の項目

アセトアルデヒド、酸化エチレン、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a] ピレン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物の8物質については、すべての測定地点で平成18年度の全国の測定結果と同程度でした。

表 - 2 平成 1 9 年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果の概要

(単位: µg/m³¹)

		(単位: μg/m² 測定値(年平均値) 全国の状況 ²										
			100		训正惟	9(牛半均1	旦)	全国の	水水 [*]	T001++		
物質名	地域分類	福島県	地一郡山市	数しいわき市	計	平均	測定値の範囲	平均	最大	環境 基準 等 ³		
	一般環境	2	1	1	4	0.96	0.76~1.2	1.4	2.6			
ベンゼン	発生源周辺		1	1	2	1.0	0.98 ~ 1.1	1.8	4.5	3		
	沿 道	1		1	2	1.6	1.4~1.7	2.1	4.0			
	一般環境	2	1	1	4	0.26	0.13~0.35	0.81	10	000		
トリクロロエチレン	発生源周辺		1	1	2	0.56	0.53 ~ 0.59	1.1	13	200		
テトラクロロエチレン	一般環境	2	1	1	4	0.096	0.012~0.21	0.29	1.7	200		
ナトラグロロエテレン	発生源周辺		1		1	0.18	-	0.38	6.4	200		
ジクロロメタン	一般環境	2	1	1	4	1.1	0.46~1.5	2.3	14	150		
J 7 11 11 7 7 J	発生源周辺	2	1	1	4	35	0.63 ~ 130	4.7	180	100		
アクリロニトリル	一般環境	2	1	1	4	0.026	0.013~0.045	0.086	0.75	2		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	発生源周辺		1	1	2	0.043	0.038~0.048	0.18	1.4			
塩化ビニルモノマー	一般環境	2		1	3	0.0099	0.0064 ~ 0.014	0.051	1.5	10		
水銀及びその化合物	一般環境	2	1	1	4	2.0	1.8~2.3	2.2	4.8	40		
(ng/m³)	発生源周辺		1		1	2.0	-	2.5	4.2	70		
ニッケル化合物	一般環境	2	1	1	4	1.7	0.68 ~ 4.2	4.4	25	25		
(ng/m³)	発生源周辺		1	1	2	5.1	1.2~9.0	8.5	38			
クロロホルム	一般環境	2		1	3	0.21	0.078~0.42	0.2	1.0	18		
1,2-ジクロロエタン	一般環境	2		1	3	0.092	0.073~0.12	0.13	1.7	1.6		
	一般環境	2	1	1	4	0.1	0.046~0.14	0.17	0.48			
1,3-ブタジエン	発生源周辺		1		1	0.067	-	0.25	1.4	2.5		
	沿道	1		1	2	0.24	0.24 ~ 0.24	0.34	1.5			
	一般環境	2		1	3	2.2	1.6~3.0					
アセトアルデヒド	発生源周辺			1	1	1.6	_	2.7	8.8	_		
	沿道	1		1	2	2.1	1.9~2.2					
酸化エチレン	一般環境	<u> </u>		1	1	0.0059	-	0.1	0.97	_		
	一般環境	2		1	3	2.4	0.42~6.2					
ヒ素及びその化合物	発生源周辺			2	2	18	4.5~31	2.2	70	_		
2,2,2,3	沿道			1	1	9.0	-					
ベリリウム及び そ の化			1		1	0.017	-					
合物	発生源周辺		1			0.018	-	0.034	0.52	-		
ベンゾ[a]ピレン (ng/㎡)	沿道	1		1	2	0.18	0.15~0.22	0.30	1.8	-		
(g,)	一般環境	2		1	3	2.6	2.0~3.4					
ホルムアルデヒド	発生源周辺			1	1	2.7	-	3.1	8.8	_		
	沿道	1		1	2	2.8	2.2~3.3					
マンガン及び その化合物(ng/m³)	一般環境	2			2	12	9.3~14	35	240	-		
クロム及び	一般環境		1		1	1.3	-	6.0	67			
その化合物(ng/m³)	発生源周辺		1			1.5		6.8	67			
4 1.407 - 107 - 11.414			- 11	-/I. A 4	h	1114 / Tails	-の化全物 ベンハバョル			/1 · A 4/		

¹ 水銀及びその化合物 ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物 ベリリウム及びその化合物 ベンゾ[a]ピレン、マンガン及びその化合物 クロム及びその化合物の単位は ng/m²である。

² 出典: 平成18年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果 (環境省)

³ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境基準、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンについては指針値。

平成19年度

酸性雨モニタリング調査結果

平成20年 7月 生活環境部 水・大気環境課 この調査結果は、平成 19 年度における県内の酸性雨の状況を調査した結果を取りまとめたものです。

1 調査の目的

地球的規模の環境問題の一つである降水の酸性化(酸性雨)については、全国的に pH 4 台の降水が確認されており、これは欧米とほぼ同程度であることから生態系への影響が懸念されています。このため、県内の酸性雨の実態の把握のため、継続的にモニタリング調査を実施しました。

2 調査地点及び調査方法等

調査地点	調査地点の場所	調査実施機関	調査方法
会津若松	会津若松市追手町7 - 40 (福島県会津保健福祉事務所)	会津地方振興 局	ろ過式酸性雨採取
郡山	郡山市朝日3 - 5 - 7 (福島県環境センター・郡山市環 境保全センター)	郡山市環境保全センター	11
いわき	いわき市小名浜大原字六反田22 (いわき市環境監視センター)	いわき市環境 監視センター	II .
羽鳥	岩瀬郡天栄村大字田良尾字芝草 (羽鳥湖付近)	環境センター	"

3 調査項目等

調査方法	調査頻度	調査項目
ろ過式酸性雨採取	通年	pH、導電率、硫酸イオン(SO ₄ ^{2 -}
	(原則として2週間ごとに採取)、硝酸イオン(NO ₃ ⁻)、 塩化物
	ただし羽鳥は1ヶ月ごとに採取)	イオン(CI・)、アンモニウムイオ
		ン(NH ₄ ⁺)、カルシウムイオン(Ca ^{2 +})、マグネシウムイオン(Mg ^{2 +})
		^{2 +})、マグネシウムイオン(Mg ^{2 +})
		カリウムイオン(K⁺)、ナトリウ
		ムイオン(Na⁺)

4 調査結果

ろ過式酸性雨採取による平成 19 年度の調査結果は表 - 1 及び図 - 1 に示すとおりです。 各調査地点の pH の全降水の年間平均値は、 $4.62 \sim 4.91$ の範囲にありました。また、主なイオン成分の年間沈着量は、非海塩性硫酸イオン (nss-SO $_4$ 2 2) 39.5 \sim 59.0 meq/ m²/年、硝酸イオン (NO $_3$ 2) 26.9 \sim 31.9 meq/ m²/年、非海塩性カルシウムイオン (nss-Ca $_2$ 2) 16.6 \sim 20.2 meq/ m²/年、アンモニウムイオン (NH $_4$ 4) 21.4 \sim 63.3 meq/ m²/年の範囲にあり、総イオン沈着量は 203.8 \sim 443.3 meq/ m²/年の範囲にありました。 pH の全降水の年間平均値の推移は図 - 2 のとおりで、前年度に比べ 4 地点すべてにおいて下降傾向を示しました。

表 - 1 ろ過式酸性雨採取による調査結果

	年 間	pH の			年	間	沈 着	量	(単位	: me	q/m³/s			
調査地点 降水量 (mm)	年 間平均値	H ⁺	S O 4 ²	N O ₃ -	C 1 ·	N a ⁺	K *	C a ²⁺	M g ²⁺	NH ₄ ⁺	Total-ion	nss- S O ₄ ²⁻	nss- C a ²⁺	
会津若松	1065.2	4.72	20.5	48.2	26.9	41.7	34.8	2.1	18.6	10.2	30.0	233.1	44.0	17.0
郡山	995.4	4.91	12.3	41.9	31.9	31.3	19.6	1.2	17.5	6.3	63.3	225.4	39.5	16.7
いわき	1328.0	4.62	32.0	71.0	27.6	114.6	100.0	9.2	24.5	19.1	45.5	443.3	59.0	20.2
羽鳥	1412.2	4.62	34.0	54.7	28.7	20.9	17.6	2.6	17.4	6.7	21.4	203.8	52.6	16.6

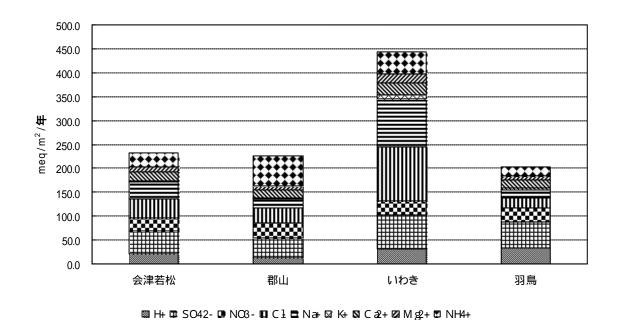


図 - 1 ろ過式酸性雨採取による調査結果(地点別イオン成分沈着量)

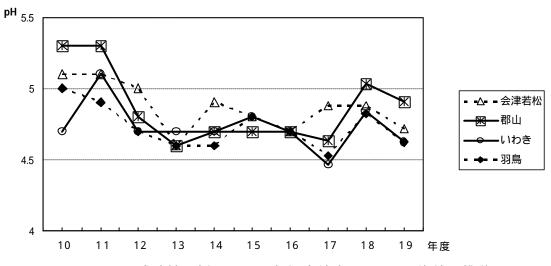


図 - 2 ろ過式酸性雨採取による各調査地点の pH の平均値の推移

5 まとめ

平成 19 年度の県内の降水の pH は前年度より低くなっており、これは酸性化の主な原因であるイオン成分の沈着量がほとんどの成分で前年度より増加したことと一致します。 pH、イオン成分沈着量ともに増減はありますが、その変化量は小さく横ばい傾向にあります。

平成 18 年度の福島県と全国を比較すると、概ね同様のレベルであることから、平成 19 年度の福島県も同様のレベルであると言えます。

10 2	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,														
	年 間			年 間 沈 着 量 (単位: meq/m²/年)											
	降水量 (mm)	рН	H⁺	S O 4 ²⁻	N O ₃	C 1	N a [†]	Κ ⁺	C a ²⁺	M g ²⁺	N H ₄ ⁺	Total- ion	nss- S O ₄ ²⁻	nss- C a ²⁺	
福島県 (H19年 度)	1200.2	4.7	24.7	53.9	28.8	52.1	43.0	3.8	19.5	10.6	40.0	276.4	48.8	17.6	
福島県 (H18年 度)	1390.6	4.9	18.2	46.2	24.1	42.8	45.6	3.8	20.0	11.4	34.5	246.8	40.8	18.0	
全国 (18年	1998.3	4.7	43.1	38.3	30.9	156	136	4.87	10.7	16.1	33.4	469.4	30.2	7.8	

表 - 2 ろ過式酸性雨採取による調査結果の比較(年平均値)

イオン成分沈着量の単位「meq」について

「m (ミリ)」は千分の一、「e q 」は中和反応等の化学反応性に基づいて定められた元素や化合物の一定量である「化学当量(chemical equivalent)」を表しています。

平成19年度 アスベストモニタリング調査結果

平成20年7月 生活環境部 水・大気環境課 この調査結果は、平成19年度における県内の一般環境大気中アスベスト濃度を調査した結果をとりまとめたものです。

1 調査の目的

アスベストは耐熱性及び耐摩耗性など多くの優れた特性を有していることから、建材などの工業原材料として広く使用されてきました。しかし、いったん大気中に放出されると分解・変質せずに環境中に蓄積され、大量に吸い込むと肺がんや中皮腫などを引き起こすことなどが問題となっています。そこで、県内の一般環境大気中のアスベスト濃度レベルの把握を目的として本調査を実施しました。

2 調査の概要

(1) 調査地点、調査時期及び実施機関

表 - 1 のとおり、県内 6 市 1 町において、いずれも主に住宅の用に供する地域で年 4 回 (各季節ごとに 1 回)実施しました。

	調 査 地 点	調査時期	実施機関
市町村名	地 点 名(住所)		
福島市	大気測定局(森合局)		
רוי ביים וייד	(福島市森合字中谷地2-3)		
白河市	大気測定局(白河局)		
רוי נייל בו	(白河市日影2)		
人 净	会津保健福祉事務所	年4回(春期、夏	福島県
会津若松市	(会津若松市追手町7番40号)	期、秋期、冬期)	11 11 11 11
南会津町	南会津合同庁舎(南会津郡南会津町		
併 <i>云 </i>	田島字根小屋甲4277番1)		
南相馬市	南相馬合同庁舎		
用作為い	(南相馬市原町区錦町1丁目30)		
郡山市	郡山市環境保全センター	年4回(春期、夏	郡山市
山山山山	(郡山市朝日3丁目5-7)	期、秋期、冬期)	TIP UIT
いわき市	いわき市環境監視センター	年4回(春期、夏	いわき市
ן טינויי	(いわき市小名浜大原字六反田22)	期、秋期、冬期)	נון 5 נויי

表 - 1 調査地点、調査時期及び実施機関一覧

(2) 測定方法

「アスベストモニタリングマニュアル(第 3 版)」(平成 19 年 5 月 環境省水・大気環境局大気環境課)に基づき実施しました。

3 調査結果

これらの調査結果及び全国の測定結果を表 - 2に示しました。

県内の一般環境中アスベスト濃度は、0.13~0.88本/Lであり、平成18年度調査結果と比較すると大きな変化は見られませんでした。また、全国の測定結果と比較すると、県内のすべての地点で、全国の住宅地域測定結果の幾何平均値0.33本/Lと概ね同程度でした。

表 - 2 一般環境アスベスト濃度調査結果 1

調査	地点	調査	以	アスベスト濃度	幾何平均值
市町村名	地点名	時 期	調査年月日	(本/L ²)	(本/L ²)
		春期	平成19年 5月21、22、23日	0.36	
与 中 十	大気測定局	夏期	平成19年 8月20、21、22日	0 . 1 3	0 2.4
福島市	(森合局)	秋期	平成19年11月20、21、26日	0.19	0 . 2 1
		冬期	平成20年 2月 5、6、7日	0.22	
		春期	平成19年 5月28、29、30日	0 . 4 8	
白河士	大気測定局	夏期	平成19年 8月29、30、31日	0 . 2 2	0 2 1
白河市	(白河局)	秋期	平成19年11月 6、7、8日	0 . 2 2	0 . 3 1
		冬期	平成20年 2月 5、6、8日	0.38	
	会 津	春期	平成19年 5月 8、9、10日	0.70	
会 津		夏期	平成19年 7月24、25、27日	0 . 1 3	0.28
若松市	保健福祉事務所	秋期	平成19年10月15、16、17日	0 . 1 7	0.26
	* 15 [7]	冬期	平成20年 1月29、30、31日	0 . 4 1	
		春期	平成19年 5月14、15、16日	0.88	
南会津町	南会津	夏期	平成19年 8月13、14、15日	0.32	0.44
用女件则	合同庁舎	秋期	平成19年11月20、21、28日	0.25	0.44
		冬期	平成20年 2月 4、5、6日	0.51	
		春期	平成19年 5月 7、8、9日	0.30	
 南相馬市	南相馬	夏期	平成19年 7月 9、10、11日	0.27	0.29
רו היי דו נדו	合同庁舎	秋期	平成19年10月22、23、24日	0.22	0.23
		冬期	平成20年 1月 7、8、10日	0.40	
	郡山市	春期	平成19年 5月 8、9、10日	0 . 4 1	
郡山市	環境保全	夏期	平成19年 8月21、22、23日	0.32	0.33
CI) TTI CIT.	センター	秋期	平成19年11月19、20、21日	0 . 4 1	0.55
		冬期	平成20年 2月12、14、15日	0 . 2 3	
	いわき市	春期	平成19年 5月21、22、23日	0.28	
いわき市	環境監視	夏期	平成19年 8月13、14、15日	0.63	0.37
را ع درا ا	センター	秋期	平成19年11月13、14、15日	0 . 2 2	0.57
		冬期	平成20年 1月29、30、31日	0 . 4 7	
全	国の	夏期	 平成19年 8月~平成20年 1月		0.33
	結果 3	~冬期	・カズカ 4 時間連結で 2 4001 短取し、料		

¹ 大気試料は1季節につき3日、それぞれ4時間連続で2,400L採取し、粉じんをろ紙に捕集しました。捕集後、光学顕微鏡を用いてろ紙上のアスベスト繊維を計数しました。アスベスト濃度はろ紙毎に得られた3つの値を幾何平均して求めました。アスベスト繊維数が0(不検出)のときには、「計数した視野(50視野または100視野)で1本の繊維が計数された」と仮定して計算に用いています。

² アスベスト濃度の単位は、大気1リットルあたりのアスベスト繊維数です。

³ 出典:平成 19 年度アスベスト大気濃度調査結果(環境省)。なお、全国の測定結果は、調査地点毎のアスベスト濃度の幾何平均値です。

平成19年度 公共用水域の水質測定結果

平成20年 7月 生活環境部 水・大気環境課 この測定結果は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された平成19年度 公共用水域水質測定計画に基づき、県内の公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視した結 果を取りまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

1 測定内容

(1) 測定期間

平成19年4月 ~ 平成20年3月

(2) 測定機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市及び国土交通省(東北地方整備局及び北陸地方整備局)

(3) 測定地点及び測定項目

ア 測定地点数

測定地点数等は、表 - 1のとおりです。

表 - 1 測定水域数及び測定地点数

	理培甘				測定地	点数等					
水域	環境基 準の類				左記の測定機関別内訳						
区分	型指定状況	河川 数等	水域数	地点数	福島県	福島市	郡山市	いわ き 市	東北地 方整備 局	北陸地 方整備 局	
	指定有	43(40)	60(46)	92(56)	52	1	6	15	13	5	
河川	指定無	51 (11)	51 (11)	54(11)	32	5	6	10	1	0	
	小 計	94 (51)	111(57)	146(67)	84	6	12	25	14	5	
	指定有	15(3)	15(3)	29(7)	25	0	3	0	0	1	
湖沼	指定無	1(0)	1(0)	1(0)	1	0	0	0	0	0	
	小 計	16(3)	16(3)	30(7)	26	0	3	0	0	1	
海域	指定有	13(5)	13(5)	34(8)	14	0	0	20	0	0	
É	計	123(59)	140(65)	210(82)	124	6	15	45	14	6	

⁽注) 1 指定の有無は、「生活環境の保全に関する環境基準」の類型のあてはめの有無 を示しています。

2 ()内は、健康項目の測定地点数等の内数です。

イ 測定項目

表 - 2の項目のうち、測定地点の状況等により選定して測定しました。

表 - 2 測定項目

	区分	項目名
ß	建康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
生剂	舌環境項目	p H、D O、B O D、C O D、S S、大腸菌群数、 n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛
		トリハロメタン生成能 (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン、ブロモホルム)
その他の項目	要監視項目	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、 イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、 イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、 プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、 イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、 キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、 モリブデン、アンチモン、フェノール、ホルムアルデヒド、 塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、 1,4-ジオキサン、全マンガン、ウラン

2 測定結果の概要

(1) 環境基準の達成状況

ア 健康項目

カドミウム等の健康項目は、河川、湖沼及び海域の82地点で測定した結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

また、過去5年間における測定結果でも環境基準の超過はありませんでした。

イ 生活環境項目

(7) BOD又はCOD

水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(湖沼及び海域)の環境基準達成率は、河川96.7%、湖沼60.0%、海域100%でした。全水域の達成率は90.9%で、前年度に比べ2.3ポイント減少しました。(表-3)

環境基準を達成しなかった水域の状況については、表 - 4 のとおりです。

(イ) 全窒素・全燐

湖沼や海域の富栄養化の代表的指標である全窒素・全燐の環境基準達成率は、 湖沼71.4%(前年度と増減なし)、海域100%(前年度の50%に比べ て上昇)でした。(表-5)

環境基準を達成しなかった水域の状況については、表・6のとおりです。

(ウ) 全亜鉛

水生生物及びその生息又は生育環境の保全の指標である全亜鉛については、平成19年から順次、県内の各水域に環境基準の当てはめが行われており、平成19年度の環境基準達成率は100%でした。(表 - 7)

水	環境	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成	対19年度
域	基準	達成率	達成率	達成率	達成率	達成率	達成水域 /
	類型	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	指定水域数
	Α	94.6	94.6	94.6	97.3	97.3	36/37
河	В	89.5	94.7	94.7	100	94.7	18/19
) 	C	100	100	100	100	100	4/ 4
/''	D	100	100	100	-	-	1
	小計	93.3	95.0	95.0	98.3	96.7	58/60
湖沼	Α	80.0	66.7	66.7	66.7	60.0	9/15
並	Α	100	100	100	100	100	7/ 7
海域	В	100	100	100	100	100	6/ 6
垱	小計	100	100	100	100	100	13/13
É	 }計	92.0	90.9	90.9	93.2	90.9	80/88

表 - 3 年度別 BOD又はCODの環境基準の達成状況

表 - 4 年度別 BOD又はCODの環境基準を達成しなかった水域の測定結果(単位;mg/L)

	水系名	水域名	環境基準点名 (市町村名)	平成 15 年度	平成 16	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	基準値 (mg/L
				十反	年度	年度	牛皮	牛皮	以下)
河川	阿武隈川	広瀬川(舘ノ腰橋 より上流及び小国 川)	広瀬川合流前 (伊達市)	2.7	2.2	2.6	2.3	2.4	2
(可智報)))		湯川(滝見橋より 下流)	新湯川橋 (会津若松市)	<u>5.1</u>	<u>4.6</u>	<u>4.5</u>	2.9	<u>3.4</u>	3
		小野川湖	湖心 (北塩原村)	1.9	2.4	2.4	2.6	3.4	3
		尾瀬沼	湖心 (檜枝岐村)	3.6	<u>4.7</u>	3.8	4.2	5.3	3
湖沼	阿賀野川	秋元湖	湖心 (猪苗代町)	2.8	<u>3.1</u>	3.2	3.9	<u>4.1</u>	3
/ / ////		雄国沼	湖心 (北塩原村)	<u>4.8</u>	<u>4.4</u>	<u>4.7</u>	<u>5.0</u>	<u>5.4</u>	3
		東山ダム貯水池	ダムサイト (会津若松市)	2.7	<u>3.5</u>	3.5	<u>3.4</u>	4.0	3
	阿武隈川	千五沢ダム貯水池	ダムサイト (石川町)	5.3	<u>5.4</u>	<u>5.2</u>	<u>5.5</u>	<u>5.2</u>	3

⁽注) 1 「河川」はBODの75%水質値、「湖沼」及び「海域」はCODの75%水質値で評価します。

² 水域内全ての環境基準点で環境基準を満足している場合に達成水域とします。

³ 下線付_____は環境基準を達成しなかったことを示しています。

⁴ 千五沢ダム貯水池には平成22年度までの暫定目標値、COD5.0mg/Lが設定されています。

表 - 5 年度別全窒素・全燐の環境基準の達成状況

_1.1-#	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平	成19年度
水域	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数 / 指定水域数
湖沼	71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	5/ 7
海域	100	0	50.0	50.0	100	2/ 2

表 - 6 年度別 全窒素・全燐の環境基準を達成しなかった水域の測定結果(単位; mg/L)

水		環境基準点名 環境基準点名		平成	平成	平成	平成	平成	基準値
域	水域名	、	項目	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	(mg/L
坞		(בדינית נייינוי)		年度	年度	年度	年度	年度	以下)
	東山ダム	東山ダムサイト	全燐	0.011	0.013	0.011	0.013	0.018	0.01
湖	貯水池	(会津若松市)	± 194	0.011	0.013	0.011	0.013	0.010	0.01
沼	千五沢ダム	千五沢ダムサイト	全窒素	<u>1.1</u>	1.0	<u>1.1</u>	1.2	0.93	0.4
	貯水池	(石川町)	全燐	0.060	0.073	0.047	0.063	0.049	0.03

- (注) 1 各基準点における表層の年間平均値を水域内全ての基準点について平均した値により評価します。
 - 2 全窒素・全燐ともに環境基準を満足している場合に、達成水域とします。
 - 3 下線付______は環境基準を達成しなかったことを示しています。
 - 4 東山ダム貯水池には平成22年度までの暫定目標値、全燐0.014mg/Lが設定されています。
 - 5 千五沢ダム貯水池には平成22年度までの暫定目標値、全窒素1.0mg/L,全燐0.052mg/Lが設定されています。

表 - 7 全亜鉛の環境基準の達成状況

水域	平成19年度				
小坞	達成率(%)	達成水域数 / 指定水域数			
河川	100	16/ 16			

(注) 環境基準の当てはめについては、平成19年3月から行われているため、平成18年度以前の達成 率等のデータはありません。

(2) その他の項目の測定結果

ア トリハロメタン生成能の測定結果

1 3 河川 2 湖沼、 1 5 水域の 1 5 地点で測定した結果、トリハロメタン生成能の値は、 0 . 0 1 2 ~ 0 . 0 7 6 mg/Lの範囲でした。

イ 要監視項目の測定結果

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況からみて、環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき項目である要監視項目 2 9 項目については、1 1 河川の1 4 地点で測定した結果、指針値を超過した地点はありませんでした。

3 汚濁原因と対策

(1) 河川

阿武隈川水系の広瀬川(舘ノ腰橋より上流及び小国川)、阿賀野川水系の湯川(滝見橋より下流)については、BODに係る環境基準を達成しませんでしたが、主な汚濁原因は生活排水であると考えられます。広瀬川流域、湯川流域は共に、「生活排水対策重点地域」に指定されており、県では引き続き、流域自治体と連携して、合併処理浄化槽の整備等の対策を推進していきます。

(2) 湖沼

- ア 小野川湖、尾瀬沼、秋元湖、雄国沼については、CODに係る環境基準を達成しませんでした。主な汚濁原因は自然由来(植物などの有機物)であると考えられます。
- イ 東山ダム貯水池については、COD、全燐に係る環境基準を達成しませんでした。 主な汚濁原因は自然由来であると考えられます。(なお、全燐については平成22 年度までの暫定目標値も達成しませんでした。)
- ウ 千五沢ダム貯水池については、昨年度に引き続きCOD、全窒素、全燐に係る環境基準を達成しませんでした。主な汚濁原因は畜産系の排水のほか、生活排水や自然由来の影響が複合的に関連していると考えられます。このため県では、流入する汚濁負荷の低減を図るため、畜産排水の浄化対策等の指導を実施するとともに、流域自治体と連携して、合併処理浄化槽の整備等の対策を推進していきます。(なお、CODについては平成22年度までの暫定目標値も達成しませんでしたが、全窒素、全燐については暫定目標値を達成しました。)

また、湖沼では、底泥からの窒素、燐の溶出による内部生産によって、水質浄化は相当に難しいという一般的な特性がありますが、千五沢ダム貯水池でも同様の傾向があると考えられます。

水質測定結果(BOD又はCOD)

1 河川の各調査地点におけるBOD75%水質値の経年変化 (単位:mg/L) 1

一月川の日嗣臣心無にのけるししし、5元小貞恒の紅十支巾 (千匹・鳴								1		
水系	水域名	類型等(基準値)	指定 年月日	連番号	調査地点名	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	(可如果 111 / 4)	A, 1	C 40 2 24	1	田島橋	1.2	0.8	0.8	1.2	0.7
	阿賀野川(1)	(2 mg/L以下)	\$ 48.3.31	2	大川橋上流	1.1	0.8	0.9	1.0	1.1
		A,イ	11 44 7 45	3	馬越橋	0.7	0.5	0.6	<0.5	0.7
	阿賀野川(2)	(2 mg/L以下)	H 14.7.15	4	宮古橋	1.1	0.7	0.8	0.7	0.8
		A, 八	0 40 0 04	5	山科地先	1.0	1.0	1.3	0.5	1.1
	阿賀野川(3)	(2 mg/L以下)	\$ 48.3.31	6	新郷ダム	1.1	0.8	1.0	0.9	0.8
		A,イ	0 40 0 00	7	西谷橋	0.8	0.8	0.9	0.8	1.0
	只 見 川	(2 mg/L以下)	\$ 49.3.26	8	藤橋	0.9	0.8	0.9	0.8	0.8
	4 吉 二	A,イ	C 40 2 26	9	青柳橋	0.9	0.7	0.9	0.8	0.7
	伊南川	(2 mg/L以下)	\$ 49.3.26	10	黒沢橋	1.1	0.7	1.1	0.8	0.6
	田付川	A,口 (2 mg/L以下)	\$ 57.6.22	11	大 橋	1.2	0.8	0.8	0.8	0.7
阿賀	田付川	B,八 (3 mg/L以下)	5 57.6.22	12	下川原橋	1.5	1.6	1.6	1.4	1.4
野川	宮川	A,イ (2 mg/L以下)	S 57.6.22	13	細工名橋	1.8	1.7	1.2	1.2	1.5
	旧宮川	B,イ (3 mg/L以下)	S 57.6.22	14	丈助橋	2.6	2.8	2.3	1.9	2.0
	濁川	A,イ (2 mg/L以下)	\$ 57.6.22	15	濁川橋	1.5	1.6	1.9	1.2	1.5
	/AJ / 11	B,イ (3 mg/L以下)	0 07.0.22	16	山崎橋	1.4	1.2	1.4	1.1	1.3
	日 橋 川	A,イ (2 mg/L以下)	\$ 57.6.22	18	南大橋	0.6	0.8	1.0	<0.5	0.6
	湯川	A,イ (2 mg/L以下)	\$ 57.6.22	19	滝見橋	1.1	1.0	1.1	1.1	1.3
	1990 / 11	В, □	5 57.0.22	20	新湯川橋	5.1	4.6	4.5	2.9	3.4
		(3 mg/L以下)		21	阿賀野川合流前	4.1	4.9	4.9	3.6	5.1
	旧湯川	B,口 (3 mg/L以下)	\$ 57.6.22	22	粟ノ宮橋	1.8	1.8	1.6	1.8	1.8
	阿武隈川上流	A,イ (2 mg/L以下)	S 46.5.25	33	羽太橋	1.1	0.8	0.8	0.8	0.9
				34	田町大橋上流 400m	1.5	0.9	1.3	1.3	1.3
冏	阿武隈川中流	B,イ		35	川ノ目橋	2.4	1.9	2.0	2.0	2.2
武		(3 mg/L以下)	H 14.7.15	36	江持橋	1.4	1.2	1.2	1.5	1.7
隈	1 (1)	(U IIIS/ LVA I')		37	御代田橋	1.3	1.2	1.2	1.7	1.5
Ш				38	阿 久 津 橋	1.9	1.6	1.6	2.0	1.8
				39	阿 武 隈 橋	1.8	1.7	2.2	2.0	2.3
	阿武隈川中流	В, □		40	高田橋	2.1	2.6	2.6	2.8	2.5
	(2)	B, ロ (3 mg/L以下)	S 46.5.25	41	蓬莱橋	1.8	1.9	1.7	1.7	1.7
				42	大正橋	1.6	1.9	1.5	1.4	1.5
	/ 1 海来口棚の		- 1 - 1 I							

⁽注) 1 連番号欄の 印は、環境基準点を示します。 2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「二」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める、ことを示します。 3 類型等は、平成19年4月1日現在のものです。

† 7	水域名 広瀬川(舘ノ腰 橋より上流及 び小国川) 広頼川(舘ノ腰 橋より下流)	類型等(基準値) A,イ (2 mg/L以下)	指定年月日	連番号	調査地点名	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H 19 年度
† 7	橋より上流及 び小国川) 広瀬川(舘ノ腰						~		برر	年度
Į	び小国川) 広瀬川(舘ノ腰	(2 mg/L以下)		43	舘ノ腰橋上流	1.5	1.1	1.2	1.1	1.3
			S 51. 3.30	46	広瀬川合流前	2.7	2.2	2.6	2.3	2.4
		В, 🗖		44	地蔵川原橋	1.9	1.4	1.3	1.5	1.5
	,	(3 mg/L以下)		45	阿武隈川合流前	1.9	1.9	2.1	1.6	1.2
		A, 1		51	十綱橋	1.0	1.3	1.4	1.2	1.3
	摺 上 川	(2 mg/L以下)	\$ 51. 3.30	52	阿武隈川合流前	0.8	0.9	0.7	0.8	0.9
	松川	A,イ (2 mg/L以下)	S 51. 3.30	54	阿武隈川合流前	0.7	0.5	<0.5	0.5	<0.5
	荒川	A,イ (2 mg/L以下)	S 51. 3.30	55	日ノ倉橋上流	0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5
	元 川	B,イ (3 mg/L以下)	0 01. 0.00	56	阿武隈川合流前	0.6	0.5	0.5	<0.5	<0.5
		A,イ		67	石筵川合流後	1.3	0.8	1.0	1.0	1.1
	五百川	A,1 (2 mg/L以下)	\$ 51. 3.30	68	上関下橋	1.6	1.3	1.1	0.8	1.4
阿				69	阿武隈川合流前	1.9	1.5	1.6	1.6	1.8
武 隈		A,イ (2 mg/L以下)		70	馬場川合流前	1.5	1.3	1.2	1.5	1.3
Ш	川 隆瀬川	B,口 (3 mg/L以下)	\$ 51. 3.30	71	幕ノ内橋上流	3.0	2.8	2.6	2.5	2.9
		C,イ (5 mg/L以下)		72	阿武隈川合流前	3.8	3.8	4.3	3.4	4.5
	大滝根川	А, 🗆		76	船引橋	2.2	2.2	2.1	1.6	2.1
		(2 mg/L以下)	S 51. 3.30	77	阿武隈川合流前	1.7	1.8	1.8	1.9	1.7
	谷 田 川	_		78	谷田川橋	1.6	2.1	1.8	1.9	2.0
	釈迦堂川	A,イ (2 mg/L以下)	S 51. 3.30	82	須賀川市水道取 水点	1.8	1.3	1.5	1.5	1.7
	47八四王川	B,イ (3 mg/L以下)		83	阿武隈川合流前	1.5	1.4	1.4	1.5	1.4
	社 川	A, 1	S 46 F 35	84	社川橋	1.9	1.2	1.8	1.6	1.6
	11 /11	(2 mg/L以下)	S 46. 5.25	85	王子橋	1.9	1.9	2.1	1.9	1.9
	今 出 川	B,八 (3 mg/L以下)	H 13. 3.27	86	猫啼橋	2.6	2.3	2.5	2.5	2.5
	北 須 川	A,イ (2 mg/L以下)	H 13. 3.27	87	やなぎ橋	1.5	1.1	1.3	1.0	1.1
那珂川	黒川	A,イ (2 mg/L以下)	\$ 50. 3.17	92	栃木県境	1.3	1.0	1.2	1.0	1.3
久慈	久 慈 川	А, П	9 50 2 17	93	松岡橋	2.0	1.4	1.6	1.3	1.5
Ш	人念川	(2 mg/L以下)	\$ 50. 3.17	94	高 地 原 橋	1.4	1.0	1.1	1.2	1.2
	小泉川	A,イ (2 mg/L以下) C,イ	S 53. 4. 7	97	小泉橋	2.7	2.2	1.9	1.9	1.9
相	7. % 11	C,イ (5 mg/L以下) A,イ	3 00. 1. 7	98	百間橋	2.1	2.2	1.9	2.1	3.0
双地	宇多川	A,イ (2 mg/L以下) B,イ	S 49. 3.26	99	堀坂橋	1.3	0.9	0.8	1.1	0.8
水	ויו ע נ	(3 mg/L以下)	3 10. 0.20	100	百間橋	1.2	1.0	1.4	1.3	1.2
域	真野川	A,イ (2 mg/L以下) B,イ	S 51. 3.30	101	落合橋	1.1	1.3	1.3	1.0	1.3
(注)		(3 mg/L以下)		102	真島橋	0.9	1.2	1.3	1.3	1.3

- (注) 1 連番号欄の 印は、環境基準点を示します。 2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える 期間で可及的速やかに達成、を示します。
 - 3 類型等は、平成19年4月1日現在のものです。

				(単位:mg	<i>,</i> ∟ <i>,</i>		3		
水域名	類型等(基準値)	指定年月 日	連番号	調査地点名	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
新 田 III	A,イ (2 mg/L以下)	S //8 3 31	103	木戸内橋	1.3	0.9	1.2	0.9	1.3
क्या ह्या 711	(3 mg/L以下)	0 40.0.01	104	鮭川橋	1.4	1.2	1.6	1.3	1.9
小高川	A,イ (2 mg/L以下)	S 53 4 7	106	善丁橋	1.3	1.3	1.2	1.4	1.7
.j. 12j 711	B,イ (3 mg/L以下)	0 00.1.7	107	ハツカラ橋	1.3	1.4	1.3	1.5	1.7
請 戸 川	A, 7	S 48.3.31	108	室原橋	0.9	0.6	1.0	0.9	0.9
HI3 / / 1			109	請戸橋	1.4	1.2	1.2	1.3	1.2
高瀬川	A,イ (2 mg/L以下)	\$ 48.3.31	110	慶応橋	1.3	1.1	1.1	1.1	1.1
			115	西山橋	1.2	0.5	0.8	1.0	1.2
木 戸 川	A,イ (2 mg/L以下)	\$ 50.3.17	116	長瀞橋	1.1	0.8	1.0	0.9	1.0
			117	木戸川橋	0.9	0.7	1.1	1.0	1.0
浅見川	A, 7	S 53.4.7	118	広野町水道取水 点上流	1.2	0.7	0.7	0.7	1.1
72 75 7·1	(2 mg/L以下)		119	坊田橋	1.3	0.9	1.2	0.9	0.9
大 久 川	A, 1	S 51.3.30	120	蔭磯橋	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8
小 久 川	(2 mg/L以下)		121	連郷橋	1.7	1.3	1.4	1.9	1.1
	A, D		123	北ノ内橋	1.3	1.3	1.3	1.7	1.6
夏井川		\$ 49.3.26	124	久太夫橋	1.2	0.9	1.0	1.3	0.8
	(3 mg/L以下)		125	六十枚橋	1.4	1.0	1.1	1.6	1.0
好間川	(2 mg/L以下)	S 51.3.30	126	岩穴つり橋	0.8	0.6	0.6	1.2	0.5
2 13 71	B,イ (3 mg/L以下)		127	夏井川合流前	3.1	2.2	2.7	2.2	2.2
仁井田川	A, 7	S 51.3.30	130	霞田橋	1.3	1.3	0.7	1.3	1.4
I=71 = 7·1	(2 mg/L以下)		131	松葉橋	1.8	1.3	1.2	1.8	1.1
			134	愛 谷 川 橋	1.8	1.9	2.2	2.5	1.7
藤原川	C,八 (5 mg/L以下)	\$ 48.3.31	135	島橋	6.5	6.9	8.7	13	9.9
			136	みなと大橋	3.3	3.2	3.7	4.3	3.8
鮫 川	(2 mg/L以下)	\$ 49.3.26	140	井戸沢橋	1.1	1.1	1.1	1.4	0.7
	B,イ (3 mg/L以下)		141	鮫川橋	2.4	1.2	1.7	1.9	1.3
#2 ED 111	C. N	0.40.0.01	145	小塙橋	3.0	2.1	2.4	2.4	2.9
	(5 mg/L以下)		146	蛭田橋	4.4	5.0	4.8	4.4	3.8
	新 小 請 高 木 浅 大小 夏 好 仁 藤 鮫 蛭 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川	新田川 (2 mg/L以下)	新田川 (2 mg/L以下) (3 mg/L以下) (2 mg/L以下) (3 mg/L以下) (5 mg	新田川 (2 mg/L以下) S 48.3.31 103 104 104 104 106 107 107 107 107 107 107 107 107 107 107	Table Ta	水域名 類型等(基準値) 指定年月 連番号 調査地点名 日15 年度	(2 mg/L以下)	水域名 類型等(基準値) 指定日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	() 新型等(基準値) 指定年月 連番号 調査地点名 日15 日16 日17 日17 日18 日17 日18 日18 日18 日19 日19

⁽注)1 連番号欄の 印は、環境基準点を示します。

² 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「八」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「二」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やか な達成に努める、ことを示します。

³ 類型等は、平成19年4月1日現在のものです。

2 湖沼の各調査地点におけるCOD75%水質値の経年変化

	「									
水系	水域名	類型等 (基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	大川ダム貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	H 15. 3.27	147	湖心	2.1	1.8	1.9	2.2	2.2
	尾瀬沼	A,イ (3 mg/L以下)	S 56. 4.10	148	湖心	3.6	4.7	3.8	4.2	5.3
			3 30. 4.10	149	長蔵小屋南西 250m	3.6	4.2	3.9	4.3	4.5
	奥只見貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	\$ 51. 3.30	150	湖心	2.2	2.3	2.1	2.2	2.4
	田子倉貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	\$ 49. 3.26	151	湖心	2.1	2.5	2.3	2.2	2.5
	沼沢湖	A,イ (3 mg/L以下)	S 53. 4. 7	152	湖心	1.7	2.1	1.6	1.8	2.3
				153	湖心	0.5	0.7	0.7	0.8	0.7
				154	小石ケ浜水門	0.6	0.8	1.0	0.9	0.9
		A,イ (3 mg/L以下)		155	天神浜	1.9	2.4	1.0	1.2	1.2
	猪苗代湖		S 49. 3.26	156	安積疏水取水口	0.5	0.9	0.9	0.9	0.9
	7H EH 1 (7/4)		0 49. 3.20	157	高橋川河口付近	1.9	1.1	1.1	1.3	1.1
				158	浜路浜	0.6	0.8	0.8	1.0	0.8
				159	舟津港	0.7	0.8	1.0	1.2	0.9
				160	青松ケ浜	0.7	0.9	0.7	1.1	1.0
	桧原湖	A,口 (3 mg/L以下)		161	湖心	1.9	2.2	2.2	2.4	3.0
湖沼			\$ 49. 3.26	162	湖北部	2.2	2.7	2.5	2.7	3.7
				163	湖南部	1.9	2.5	2.6	2.6	4.0
	小野川湖	A,口 (3 mg/L以下)		164	湖心	1.9	2.4	2.4	2.6	3.4
			\$ 49. 3.26	165	湖東部	2.0	2.4	2.8	2.7	3.7
				166	湖西部	2.0	2.5	2.4	2.6	3.6
		A,口 (3 mg/L以下)		167	湖心	2.8	3.1	3.2	3.9	4.1
	秋元湖		\$ 49. 3.26	168	湖東部	2.7	3.3	3.2	3.9	4.0
				169	湖西部	2.9	3.1	3.2	3.8	3.9
	曽原湖	A,口 (3 mg/L以下)	S 49. 3.26	170	湖心	2.6	2.6	2.9	2.9	2.8
	雄国沼	A,口 (3 mg/L以下)	S 49. 3.26	171	湖心	4.8	4.4	4.7	5.0	5.4
	毘沙門沼	A,口 (3 mg/L以下)	S 49. 3.26	172	湖心	0.9	1.1	1.0	1.1	1.0
	東山ダム貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	H 13. 3.27	173	ダムサイト	2.7	3.5	3.5	3.4	4.0
	羽鳥湖	A,イ (3 mg/L以下)	S 49. 3.26	174	湖心	1.8	2.2	2.1	2.4	2.4
	千五沢ダム貯水 池	A,二 (3 mg/L以下) 平成22年度まで の暫定目標5.0 mg/L	H 13. 3.27	175	ダムサイト	5.3	5.4	5.2	5.5	5.2
(;) \	1 油菜口棚の	L - 印は、環境基準	L : 上ナニ L ナナ	l						

(単位:mg/L)

(注) 1 連番号欄の 印は、環境基準点を示します。 2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「二」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及速やかな達成に努める、ことを示します。

水		類型等	指定年月			H 15	H16	H17	H 18	H 19
不	水域名	(基準値)	日	連番号	調査地点名	年度	年度	年度	年度	年度
				177	釣師浜漁港沖約2000m	1.8	1.4	1.6	1.3	1.4
					有近					
				178		1.5	0.8	1.4	1.2	1.1
	相双地区	A, 1			請戸川沖約2000m付近 東電第1原発沖約	1.8	1.1		1.3	1.1
	地先海域	(2 mg/L以下)	\$ 50.3.17	180	1,000m	1.1	0.9	1.1	1.2	1.1
				181	東電第 2 原発沖約 1,000m	1.0	1.3	1.1	1.3	1.2
				182	東電広野火発沖約 1,000m	1.0	0.9	1.2	1.3	1.5
	松川浦	A, 1			漁業権区域区1号中央	1.3	1.3	1.3	1.2	1.1
		(2 mg/L以下)	\$ 49.3.26		漁業権区域区3号中央	1.0	1.3	1.5	1.3	1.2
	10 E '#	, , ,			浦の出入り口	1.1	1.5	1.7	1.0	1.1
	相馬港	A,イ	0 54 0 00	186	地蔵川沖約2500m付近	1.8	1.0	1.9	1.3	1.3
	及び相馬 地先海域	(2 mg/L以下)	\$ 51.3.30	187	相馬港南防波堤屈曲部 から西約200m	1.5	1.1	1.4	1.5	1.2
	原 町 市 地先海域	A,イ (2 mg/L以下)	\$ 49.3.26	188	原町市特別下水路沖 1,000m	1.7	1.0	1.6	1.3	1.4
					新田川沖約1000m付近	1.8	1.1	1.6	1.2	1.3
				190	新田川沖約5000m付近	1.7	0.8	1.3	1.2	1.2
	いわき市地 先海域(漁港 内除く)	A,イ (2 mg/L以下)	\$ 49.3.26	191	中之作港沖約1000m付 近	1.4	1.1	0.9	1.3	1.4
				192	豊間漁港沖約1500m付 近	1.3	1.4	0.9	1.5	1.2
海				193	夏井川沖約1500m付近	1.7	1.2	1.2	1.6	1.2
域	久之浜港	B,イ (3 mg/L以下)	\$ 49.3.26	194	A,B 防波堤接部西150m	1.8	1.4	1.2	1.6	1.3
	四倉港	B,イ (3 mg/L以下)	\$ 49.3.26	195	埠頭先東約30m	1.9	1.6	1.6	1.9	1.4
	豊間漁港	B,イ (3 mg/L以下)	\$ 49.3.26	196	1 1101111 121 21 1110 1	1.5	1.5	1.3	1.8	1.8
	豆肉烷化			197	漁港内中央付近	1.7	1.5	1.6	1.5	1.9
	江名港	B,イ (3 mg/L以下)	\$ 49.3.26	198	東内防波堤先端から北 西約50m付近	1.8	1.7	1.8	2.2	1.8
	中之作港	B,イ (3 mg/L以下)	\$ 49.3.26	199	西防波堤先端から北西 約50m付近	1.5	1.4	1.1	1.5	1.5
	小名浜港	B,イ (3 mg/L以下)		200		2.0	2.2	1.9	1.8	2.0
			\$ 47.3.31		西防波堤第2北約400m	2.2	2.5	2.0	2.2	2.1
				202	漁港区内	2.9	2.6	4.1	2.0	2.3
		A,イ (2 mg/L以下)	S 48.3.31	203	蛭田川沖南々東約 2,500m	1.7	1.6	1.3	1.5	1.8
					鮫川沖南約2000m付近	1.8	1.6	1.2	1.9	1.5
	常磐沿岸海			205	照島東南東約800m	1.7	1.8	1.5	1.4	1.9
	域			206	蛭田川沖東約1000m付 近	1.7	1.8	1.5	1.6	1.9
					勿来港外漁港区内	1.5	1.5	1.5	1.6	1.9
				208	小浜港外漁港区内	1.8	1.7	1.2	1.7	1.7
	常磐沿岸海 域(小名浜港 沖)	A, 1	\$ 53.4.7	209	番所灯台245度上 2,000m	1.2	1.9	1.2	1.4	1.4
		(2 mg/L以下)		210	八崎灯台115度上 1,500km	1.7	1.8	1.1	1.7	1.7
· >>		の 印け 環接	+ 2+ UL F	- 1						

⁽注) 1 連番号欄の 印は、環境基準地点を示します。

² 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期 間で可及的速やかに達成、「二」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める、ことを示します。

水質測定結果 (全窒素・全燐)

(単位:mg/L)

1 湖沼の各調査地点における全窒素・全燐の経年変化

1 /11/17 02	一部担地点に	717 2 =	主尔	土牌切紅牛女	216			(+122	· IIIg/L)
水域名	類型等(基準値) 指定年月日	全窒素	連番号	調査地点名	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
大川ダム 貯 水 池	,イ (全燐0.03mg/L 以下) H15.3.27	全燐	147	湖心	0.011	0.011	0.010	0.012	0.011
	,イ (全燐0.01mg/L 以下) S61.3.11		153	湖心	0.003	<0.003	0.003	<0.003	<0.003
		全燐	154	小石ケ浜水門	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003
			155	天神浜	0.012	0.014	0.009	0.006	0.006
猪苗代湖			156	安積疏水取 水口	0.003	0.004	0.003	0.004	0.003
1000			157	高橋川河口 付近	0.012	0.007	0.005	0.012	0.005
			158	浜路浜	0.004	<0.003	<0.003	0.004	0.003
			159	舟津港	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003
			160	青松ケ浜	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
桧原湖	,イ (全燐0.01mg/L 以下) S61.3.11	全燐	161	湖心	0.005	0.006	0.005	0.006	0.005
			162	湖北部	0.005	0.006	0.006	0.007	0.006
			163	湖南部	0.005	0.006	0.005	0.007	0.007
	,イ (全燐0.01mg/L 以下) S61.3.11	全燐	164	湖心	0.006	0.005	0.005	0.007	0.006
小野川湖			165	湖東部	0.004	0.005	0.005	0.007	0.007
			166	湖西部	0.006	0.006	0.007	0.008	0.007
	,イ (全燐0.01mg/L 以下)	全燐	167	湖心	0.005	0.005	0.005	0.007	0.007
秋元湖			168	湖東部	0.005	0.004	0.005	0.007	0.007
	S61.3.11		169	湖西部	0.005	0.005	0.005	<0.003 0.004 0.006 0.004 0.012 0.004 0.003 0.006 0.007 0.007 0.007 0.007 0.008 0.007	0.006
東山ダム 貯水池	,二 (全燐0.01mg/L 以下:平成22年 度までの暫定目 標0.014mg/L) H13.3.27	全燐	173	ダムサイト	0.011	0.013	0.011	0.013	0.018
千五沢ダ	,二 (全窒素0.4mg/L 以下:平成22年 度までの暫定目 標1.0mg/L) (全燐0.03mg/L 以下:平成22年 度までの暫定目 標0.052mg/L) H13.3.27	全窒素	175	ダムサイト	1.1	1.0	1.1	1.2	0.93
ム 貯 水 池		全燐	175	ダムサイト	0.060	0.073	0.047	0.063	0.049

- (注)1 調査結果は、表層値の年間平均値です。

 - 2 連番号の 印は、環境基準地点を示します。 3 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える 期間で可及的速やかに達成、「二」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やか な達成に努める、ことを示します。

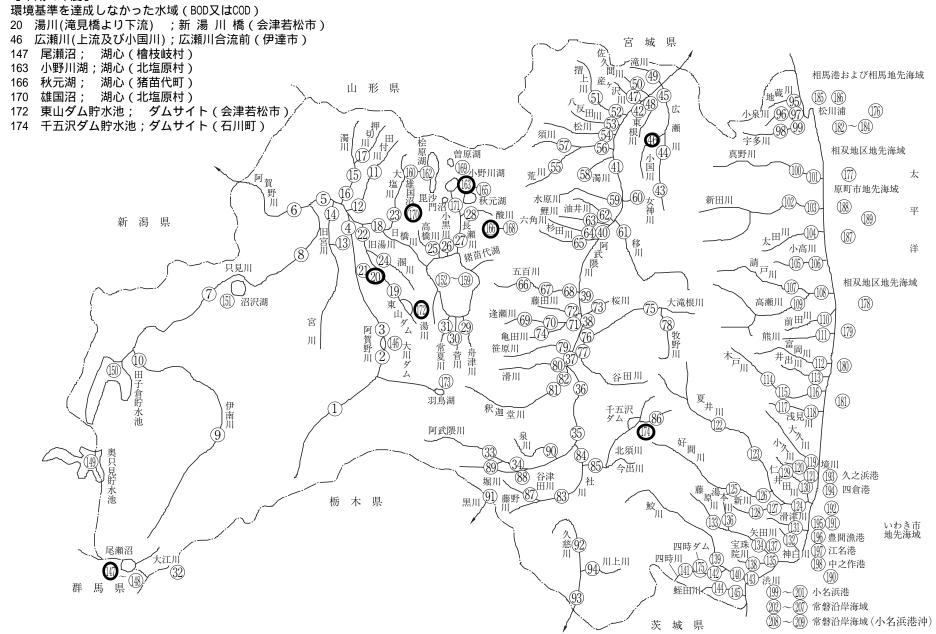
2 海域の各調査地点における全窒素・全燐の経年変化

									_
水域名	類型等(基準値) 指定年月日	全窒素 全燐	連番号	調査地点名	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	, イ (全窒素 0.3mg/L以下) (全 燐 0.03mg/L以下) H9.3.14	全窒素	183	漁業権区域区1号 中央	0.21	0.32	0.26	0.24	0.20
			184	漁業権区域区3号 中央	0.24	0.39	0.25	0.27	0.23
松川浦			185	浦の出入り口	0.22	0.37	0.30	0.24	0.17
14 /11 /15		全燐	183	漁業権区域区1号 中央	0.027	0.029	0.023	0.029	0.026
			184	漁業権区域区3号 中央	0.031	0.032	0.029	0.032	0.028
			185	浦の出入り口	0.027	0.034	0.033	0.028	0.024
	,二 (全窒素 0.6mg/L以下: 平成22年度ま での暫定目標 0.7mg/L) (全燐 0.05mg/L以下) H10.3.31	全窒素	200	四号埠頭先	0.57	0.78	0.67	0.60	0.48
			201	西防波堤第 2 北約 400m	0.87	0.74	1.1	1.3	0.86
小石江井			202	漁港区内	0.48	0.58	0.71	0.55	0.41
小名浜港		全燐	200	四号埠頭先	0.034	0.045	0.031	0.035	0.030
			201	西防波堤第 2 北約 400m	0.039	0.040	0.038	0.058	0.039
			202	漁港区内	0.043	0.049	0.073	0.060	0.037

(単位:mg/L)

- (注) 1 調査結果は、表層値の年間平均値です。
 2 連番号の 印は、環境基準地点を示します。
 3 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「二」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やか な達成に努める、ことを示します。

【平成19年度】



参 考

- ・ BOD又はCODの濃度順位
- ・ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質
- ・水質汚濁に係る環境基準
- ・要監視項目に係る指針値
- ・ トリハロメタン生成能の濃度に係る水質目標値

BOD又はCODの濃度順位(平成19年度)

BOD(COD)低濃度水域

【 河 川 】 (単位:mg/L)

順位	河川名	測定地点名	BOD75%值	市町村名
1(3)	荒川 (上流部)	日ノ倉橋上流		福島市
1(1)	荒川 (下流部)	阿武隈川合流前	< 0 . 5	福島市
1(3)	松川	阿武隈川合流前		福島市
4(26)	好間川 (上流部)	岩穴つり橋	0.5	いわき市
5(1)	日橋川	南大橋	0.6	喜多方市
5(6)	伊南川	黒沢橋	0.0	只見町

【 湖 沼 】 (単位:mg/L)

順位	湖沼名	測定地点名	COD75%值	市町村名
1(1)	猪苗代湖	湖心	0.7	猪苗代町、 会津若松市、 郡山市
2(2)	びしゃもんぬま	湖心	1 . 0	北塩原村
3(4)	大川ダム貯水池(若郷湖)	湖心	2.2	会津若松市、 下郷町

【 海 域 】 (単位:mg/L)

	順位	海域名	測定地点名	COD75%值
Ī	1(1)	松川浦	漁業権区域区 1 号中央付近	
	1(1)	相双地先海域	真野川沖約2,000m附近	1 . 1
	1(5)	<i>"</i>	請戸川沖約2,000m附近	

- (注) 1 環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%値が小さいものから順位をつけました。
 - 2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の()の数値は前年度順位 を示します。

BOD(COD)高濃度水域

【河川】

(単位:mg/L)

順位	河川名	測定地点名	BOD75%値	市町村名
1(3)	逢瀬川(下流部)	阿武隈川合流前	4 . 5	郡山市
2(1)	びん だ 蛭 田川	蛭田橋	4.3	いわき市
2(2)	藤原川	みなと大橋	י ד	רון סייויי
4(4)	湯川(下流部)	新湯川橋	3 . 4	会津若松市

【 湖 沼 】

(単位:mg/L)

順位	湖沼名	測定地点名	COD75%值	市町村名
1(2)	雄国沼	湖心	5 . 4	北塩原村
2(3)	尾瀬沼	湖心	5.3	檜枝岐村
3(1)	せんごされ 千五沢ダム貯水池	ダムサイト	5 . 2	石川町

雄国沼及び尾瀬沼は自然由来(植物などの有機物)による汚濁です。

【海域】

(単位:mg/L)

順位	海域名	測定地点名	COD75%值
1(4)	小名浜港	4号埠頭先	2.0
2(9)	豊間漁港	漁港内中央付近(沼之内船溜)	1.9
3(2)	江名港	東内防波堤先端から北西50m付近	
3(4)	豊間漁港	中防波堤先端から西約30m付近	1 . 8
3(9)	常磐沿岸海域	蛭田川沖約2,500m付近	

- (注) 1 環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%値が高いものから環境 基準の適合・不適合に関係なく順位をつけました。
 - 2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の()の数値は前年度順位を 示します。

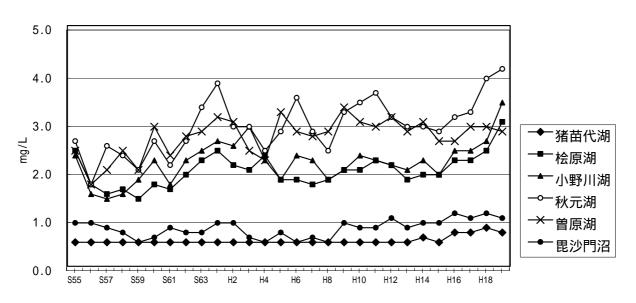
猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質

猪苗代湖では、近年、湖水の中性化が顕著に進行しており、水質の悪化が懸念されています。 また、裏磐梯湖沼では、一部の湖沼で水質環境基準が未達成であり、流域全体の水環境保全が求められてきています。

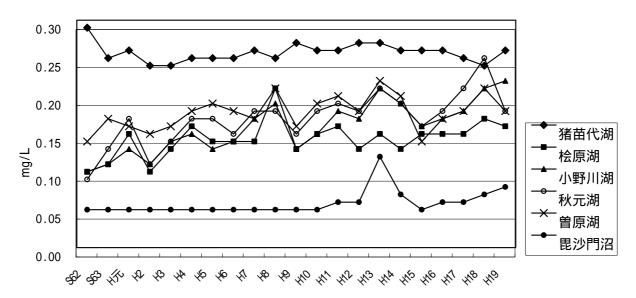
このため県では、平成 14年 3月に 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」を制定し、猪苗代湖や裏磐梯湖沼群の水環境の悪化を未然に防止するための施策を推進しています。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質の経年変化は、以下のとおりです。

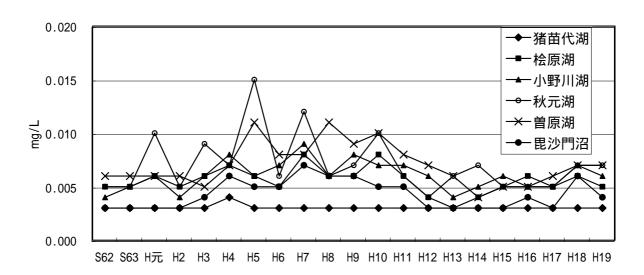
COD (全層 75%値)の推移



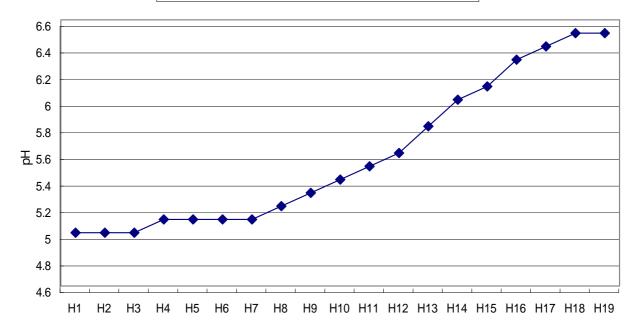
全室素(表層年平均値)の推移



全燐 (表層年平均値)の推移



猪苗代湖 pH 全層年平均值)の経年変化



(水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日環境庁告示第59号(抜粋))

1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基	準	値	測	定		方	法
カドミウム	0.01n	ng/L	以下	日本工業規格KO	102(以下「	規格」	という。)55に定める方法
全シアン	検出さ	hな!	いこと	規格38.1.2及び に定める方法	ぶ38.2に定る	める方法	去又は規	格38.1.2及び38.3
鉛	0.01n	ng/L	以下	規格54に定める	方法			
六価クロム	0.05n	ng/L	以下	規格65.2に定め	る方法			
砒素	0.01n	ng/L	以下	規格61.2又は61	.3に定める	方法		
総水銀	0.0005	5mg/	L以下	付表1に掲げるプ	方法			
アルキル水銀	検出され	hな!	いこと	付表2に掲げるが	方法			
P C B	検出され	れな	いこと	付表3に掲げるプ	方法			
ジクロロメタン	0.02n	ng/L	以下	日本工業規格K0	125の5.1、	5.2又	は5.3.2に	定める方法
四塩化炭素	0.002	mg/L	以下	日本工業規格KO る方法	125の5.1、	5.2、5	.3.1、5.	4.1又は5.5に定め
1,2 - ジクロロエタン	0.004	mg/L	以下	日本工業規格KO 法	125の5.1、	5.2、	5.3.1又に	は5.3.2に定める方
1,1 - ジクロロエチレン	0.02n	ng/L	以下	日本工業規格KO	125の5.1、	5.2又	は5.3.2に	定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレ ン	0.04n	ng/L	以下	日本工業規格KO	125の5.1、	5.2又1	は5.3.2に	定める方法
1,1,1 - トリクロロエタン	1mg	/L以	下	日本工業規格KO る方法	125の5.1、	5.2、5	.3.1、5.	4.1又は5.5に定め
1,1,2 - トリクロロエタン	0.006	mg/L	.以下	日本工業規格KO る方法	125の5.1、	5.2、5	.3.1、5.	4.1又は5.5に定め
トリクロロエチレン	0.03n	ng/L	以下	日本工業規格KO る方法	125の5.1、	5.2、5	.3.1、5.	4.1又は5.5に定め
テトラクロロエチレン	0.01n	ng/L	以下	日本工業規格KO る方法	125の5.1、	5.2、5	.3.1、5.	4.1又は5.5に定め
1,3 - ジクロロプロペン	0.002	mg/L	以下	日本工業規格K0	125の5.1、	5.2又1	は5.3.1に	定める方法
チウラム	0.006	mg/L	以下	付表4に掲げるプ	方法			
シマジン	0.003	mg/L	以下	付表5の第1又は	第2に掲げ	る方法		
チオベンカルブ	0.02n	ng/L	以下	付表5の第1又は	第2に掲げ	る方法		
ベンゼン	0.01n	ng/L	以下	日本工業規格K0	125の5.1、	5.2又1	は5.3.2に	定める方法
セレン	0.01m	ng/L	以下	規格67.2又は67	7.3に定める	方法		
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg	J/L以	大下	硝酸性窒素にあ る方法、亜硝酸			-	又は43.2.5に定め 1に定める方法
ふっ素	0.8m	g/L	以下	規格34.1に定め	る方法又は	付表61	こ掲げる	方法
ほう素	1ma	/L以	下	規格47.1若しく	は47.3に定	める方	法又は作	表7に掲げる方法

備を

- 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

ア河川

(ア)河 川(湖沼を除く。)

а

			基	準	値		
	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	該当 水域
AA	水道1級・自然環境保全及 びA以下の欄こ掲げるもの		1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mI以下	
Α	水道2級・水産1級・水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mI以下	
В	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上		別に水 域類型
С	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上		ごとに指定す
D	工業用水2級・農業用水 及びEの欄に掲げるもの		8mg/L以下	100mg/L以 下	2mg/L以上		る水域
Е	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L以上		
	測定方法	規格12.1に定める方法又 はガラス電極を用いる水 質自動監視測定装置によ りこれと同程度の計測結 果の得られる方法	規格21に定め る方法	付表8に掲げる 方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いるか質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による 定量法	

備 老

- 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有する もの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖路、海域もこれに準ずる。)
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml…のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつ8GLB 翻着信に 移植し、35~37 、48±3時間音でする。ガス発生を認めたものを大腸菌群剔性管とし、各試料量における7別性管数を求め、これから100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際 試料はその最大量を移植したものの全部か、又は、大多数が大腸菌群剔性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は、大多数が大腸菌群乳性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料3項後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水 道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用

" 2級: サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用

" 3級 : コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2級 :薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

" 3級 :特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

D					
	水生生物の生息状況の適応性	基	準	値	該当
	小王王初の王忠仏ルの週心住	全	亜	全几 亚口	水域
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.03mg/L以下		
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.03mg/L以下		別に水 域類型 ごとに
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域		0.03mg/L以下		指定する水域
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.03mg/L以下		971\13K
	測 定 方 法	ほか、付表9に掲	法(準備操作は規格5 ずる方法によることだ ごいては付表9の1(1	ができる。また、規格	
備考1 基	準値は年間平均値とする。				

(イ)湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

а

項			基	準	値		
目 類 型	利用目的の適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	該当水域
AA	水道1級・水産1級 ・自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mI以下	
А	水道2、3級・水産2 級・水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mI以下	別に水域類 型ごとに指
В	水産3級・工業用水1 級・農業用水及びC の欄に掲げるもの	1 6 512 -	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上		定する水域
С	工業用水2級・ 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L以上		
/ # =	測定方法		規格 17 に定める方法	る方法	規格32に保証のでは、現代のでは、現代のでは、別り度の法でいる。 でいまい はいい はいい はいい はいい はいい はい はい はい いい はい はい		

備 考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの3 水産 1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用" 2級:サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用ならびに水産3級の水産生物用

" 3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの5環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

	基準		
利用目的の適応性 	全室素	全	該当水域
自然環境保全及び 以下の欄に掲 げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	
水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 、水産1種、水浴及び 以下の欄に 掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
水道3級(特殊なもの)及び 以下 の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	別に水域類型ごと に指定する水域
水産2種及び∀の欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
水産3種、工業用水、農業用水、環 境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法	規格45.2、45.3又は 45.4に定める方法	規格46.3に定める方 法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行う ものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼に ついて適用する。
- 3 農業用水について、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可

能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産 1種 : サケ科魚類およびアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

" 2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

" 3種 : コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

С

	水生生物の生息状況の適応性	基	準	値	- 該当水域
	小工工物处土心状况602週101工	全	亜	鉛	ᄧᄀᄭᄻ
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生息する 水域		0.03mg/L以	人下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる 水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔 の生育場として特に保全が必要な水域		0.03mg/L以	人下	別に水域類 型ごとに指
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生 物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.03mg/L以	大下	定する水域
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる 水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔 の生育場として特に保全が必要な水域		0.03mg/L以	大下	
測	定方法	53に定める 掲げる方法	方法による によること で使用する	準備操作は規格 ほか、付表9に とができる。ま 水については付)	

а

			基	準		Ī	
	利用目的の適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n - ヘキサン 抽出物質 (油分等)	該当水域
А	水産1級・水浴・ 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの		2mg/L以下	7.5mg/L以上		検出されない こと	別に水域類
В	水産2級・工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	I / XI:1 F	3mg/L以下	5mg/L以上	ı	検出されない こと	型ごとに指 定する水域
С	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	1		
;	則定方法	定又電る監置れののめは極水視にと計得るガを質測よ同測ら市りにり程結れる。	める方法(た だし、B類型 の工業用水 及び水産2級 のうちノリ 養殖の利水		る定量法	付表10に掲げる方法	

備考

1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。 2 アルカリ性法とは次のものをいう。

試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mgとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2十1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)で、でんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

COD (0_2 mI/L) = 0.08 x ((b)-(a)) x fNa₂S₂0₃ x 1,000/50

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml)

(b) :蒸留水について行った空試験値(ml)

fNa₂S₂O₃ :チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmo I/L) の力価

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産 1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

" 2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

	基	声 値	該当水域
本が出日の202週16日	全 窒 素	全 燐	以 当 小 域
自然環境保全及び 以下の欄に掲 げるもの。(水産2種及び3種を除 く。)		0.02mg/L以下	
水産1種・水浴・及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)		0.03mg/L以下	】 別に水域類型ごと に指定する水城
水産2種及び の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	に指定りる小城
水産3種・工業用水・生物生息環境 保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法	規格45.4に定める方 法	規格46.3に定める方 法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水産 1種 :底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

" 2種: 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

С

	水生生物の生息状況の適応性	基	準	値	該当水域
	ハエエ ¹ 79 97 工 心 が / / / / / / / / / / /	全	亜	鉛	100 - 100 -
生物 A	水生生物の生息する水域		0.02mg/L以下		福島県にお
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域		0.01mg/L以下		州で未設定
	測定方法	53に定める 掲げる方法	める方法(準(方法によるほ :によることが で使用する水 : による。)	:か、付表9に ができる。ま	

(注)水質汚濁に係る環境基準については、平成5年3月8日付け告示及び平成11年2月22日付け告示により、「人の健康の保護に関する環境基準」(健康項目)の追加等がなされ、また、平成5年8月27日付け告示により海域の全窒素と全燐の基準が設定されました。

さらに、平成15年11月15日付け告示により、水生生物の保全に係る水質環境基準が「環境基準生活環境項目」として位置付けられました。

要監視項目に係る指針値

1 人の健康の保護に関するもの

(平成5年3月8日付け環水管第21号 環境庁水質保全局長通知)

項	目	指	針	値	項	目	指針值
クロロホルム		0.06	mg/L	以下	イプロベンホ	tス(IBP)	0.008mg/L以下
トランス-1,2-ジクロ	ロエチレン	0.04	mg/L	以下	クロルニトロ	コフェン(CNP)	-
1,2 - ジクロロプロパ	ン	0.06	mg/L	以下	トルエン		0.6mg/L以下
p - ジクロロベンゼン	,	0.2n	ng/Ll	以下	キシレン		0.4mg/L以下
イソキサチオン		0.008	3mg/L	以下	フタル酸ジュ	Cチルヘキシル	0.06mg/L以下
ダイアジノン		0.005	5mg/L	以下	ニッケル		-
フェニトロチオン(M	EP)	0.003	3mg/L	以下	モリブデン		0.07mg/L以下
イソプロチオラン		0.04	mg/L	以下	アンチモン		0.02mg/L以下
オキシン鋼(有機銅))	0.04	mg/L	以下	塩化ビニルマ	Eノマー	0.002mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05	mg/L	以下	エピクロロヒ	ニドリン	0.0004mg/L以下
プロピザミド		0.008	3mg/L	以下	1,4 - ジオキ	サン	0.05mg/L以下
EPN		0.006	Smg/L	以下	全マンガン		0.2mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	1	0.008	3mg/L	以下	ウラン		0.002mg/L以下
フェノブカルブ (BPM	C)	0.03	mg/L	以下			

⁽注)平成11年2月22日付け環境庁告示第14号、第16号による環境基準健康項目の変更に伴い、要監視項目及びその指針値が変更されました。

さらに平成16年3月31日付け環水企発第040331003号 環水土発第040331005号 環境省環境管理局水環境 部長通知により環境基準健康項目の変更に伴い、要監視項目及びその指針値が変更されました。

2 水生生物の保全に関するもの

(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号 環水管発第031105001号 環境省環境管理局水環境部長通知)

項目	水	域	類		型	指 針 値
			生	物	Α	0.7mg/L以下
	 河川及河	水油辺	生	物特	Α	0.006mg/L以下
クロロホルム	/9/11/X	O.1 ₁₁ 111	生	物	В	3mg/L以下
			生	物特	В	3mg/L以下
	海	域	生	物	Α	0.8mg/L以下
	/母	1-31,	生	物特	Α	0.8mg/L以下
			生	物	Α	0.05mg/L以下
	 河川及び湖沼	生	物特	Α	0.01mg/L以下	
フェノール	門門及	生	物	В	0.08mg/L以下	
		生	物特	В	0.01mg/L以下	
	 海	域	生	物	Α	2mg/L以下
	7.5	-30	生	物特	Α	0.2mg/L以下
			生	物	Α	1mg/L以下
	河川及	が湖沼	生	物特	Α	1mg/L以下
ー ホルムアルデヒド	73/11/2	O 1411/LI	生	物	В	1mg/L以下
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			生	物特	В	1mg/L以下
	 海	域	生	物	Α	0.3mg/L以下
	八山	***** *	生	物特	Α	0.03mg/L以下

トリハロメタン生成能の濃度に係る水質目標値

(平成7年5月8日付け環水管第120号 環境庁水質管理課長通知)

指 定 水 域 の 水 温	水質目標値(年平均値、単位:mg/L)
15 以下	0.09
15 を超え20 以下	0.08
20 を超え25 以下	0.07
25 を超え30 以下	0.06
30 を超え35 以下	0.05

⁽注)1 水域の水温は、当該水域の月平均値の年間最高値とします。

² 当該浄水場に高度浄水処理施設が整備され及び整備されようとしている場合にあっては、当該施設のトリハロメタン生成能の削減後の残存率で除した値を目標値とします。

平成19年度 地下水の水質測定結果

平成20年 7月 生活環境部 水・大気環境課 この測定結果は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により策定された平成19年度地下水の水質測定計画に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

1 測定内容

(1) 測定期間

平成19年4月~平成20年3月

(2) 測定機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市及び国土交通省(北陸地方整備局)

(3) 測定地点(表-1)

ア 概況調査

(ア) メッシュ調査

県内を概ね10km四方のメッシュに区分し、113メッシュを概ね5年周期で調査を実施しており、平成19年度は29メッシュの29地点(11市11町2村)で水質測定を行いました。

(4) 有害物質使用等工場・事業場周辺調査(以下「工場等周辺調査」という。) テトラクロロエチレンや鉛等の有害物質を使用又は製造している40の工場・事業場に ついて、各1地点(11市8町1村)で水質測定を行いました。

イ 定期モニタリング調査

平成元年度以降の概況調査等により環境基準を超過した地点等の、経年的な水質を監視するために、111地区207地点(13市13町7村)の水質測定を行いました。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

上記ア及びイの調査で、新たに環境基準超過が判明した地点等の周辺6地区43地点(2 市3町1村)で、汚染範囲を確認するための調査を行いました。

エ その他(水質測定計画外調査)

地下水への環境影響を確認するための調査を 7 地点で行いました。

測定機関	福島県	福島市	郡山市	いわき市	国土交通省	合計
概況 メッシュ調査	2 2	1	2	4	0	2 9
調査工場等周辺調査	2 7	3	5	5	0	4 0
定期モニタリング調査	1 4 5	3 5	2 5	1	1	207
汚染井戸周辺地区調査	4 3	0	0	0	0	4 3
その他	7	0	0	0	0	7
合 計	2 4 4	3 9	3 2	1 0	1	3 2 6

表 - 1 測定機関別地下水の水質測定地点数

(4) 測定項目(表 - 2)

測定項目は、環境基準が定められている26項目のうち、測定地点の周辺の状況等により、 選定して測定しました。

表 - 2 測定項目

頁 目 名

カト、ミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、シ、クロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジ、クロロエタン、1,1,1-ジ、クロロエチレン、シス-1,2-ジ、クロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジ、クロロフ。ロへ、ン、チウラム、シマシ、ン、チオへ、ンカルフ、、へ、ンセ、ン、破酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

2 測定結果の概要(表 - 3)

表 - 3 測定結果の概要

	調査の種類	環境基準超過項目	基準超過 / 測定	超過範囲	環境基準
			地点数 / 地点数	(mg/L)	(mg/L以下)
概況	メッシュ調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4/ 29	11 ~ 25	10
		砒素	1/ 29	0.011 ~ 0.013	0.01
	工場等周辺調査	-	0/ 40	-	-
		計(実数)	5/ 69	-	-
定期:	モニタリング調査	鉛	1/ 2	0.015	0.01
		総水銀	1/ 1	0.0009	0.0005
		四塩化炭素	1/ 10	0.071	0.002
		1,2-ジクロロエタン	1/130	0.012	0.004
		1,1-ジクロロエチレン	1/131	0.022 ~ 0.023	0.02
		シス-1,2-ジ <i>ウ</i> ロロエチレン	11/133	0.052 ~ 0.91	0.04
		トリクロロエチレン	11/168	0.035 ~ 1.4	0.03
		テトラクロロエチレン	23/168	0.011~2.3	0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	17/ 29	11 ~ 43	10
		ふっ素	1/ 9	3.3	0.8
		計(実数)	59/207	-	-
汚染:	井戸周辺地区調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11/ 43	11 ~ 28	10
		計(実数)	11/ 43	-	-
その1	也 ————————————————————————————————————	-	0/ 7	-	-
	合計 (実		75/326	-	-

(1) 概況調査

ア メッシュ調査

29地点のうち、環境基準を超過したのは5地点でした。その内訳は相馬市石上地区、南相馬市原町区馬場地区、平田村蓬田新田地区及び三春町御祭地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が超過し、猪苗代町山潟地区で砒素が超過しました。

イ 工場等周辺調査

40地点のうち、環境基準を超過した地点はありませんでした。

(2) 定期モニタリング調査

207地点のうち、環境基準を超過したのは59地点でしたが、平成19年度に新たに超過した地点はありませんでした。

全般的傾向としては、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過している事例が多く、昨年までと同様の傾向でした。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

概況(メッシュ)調査で新たに汚染が判明した5地区42地点及び基準未満ではあるが汚染の 広がりを確認するために調査した定期モニタリング調査の1地区1地点で汚染井戸周辺地区調 査を行った結果は、表-4のとおりです。

環境基準を超過したのは三春町御祭地区の1地区11地点で、超過項目は硝酸性窒素及び亜 硝酸性窒素の1項目でした。

地区名	調査の経緯	汚染井戸周辺の	環境基準	測定項目
		測定地点数	超過地点数	
相馬市石上地区	概況(メッシュ)調査で新たに汚染が	4	0	硝酸性窒素及び
	判明したため調査を実施したもの			亜硝酸性窒素
南相馬市原町区馬	概況(メッシュ)調査で新たに汚染が	1 0	0	硝酸性窒素及び
場地区	判明したため調査を実施したもの			亜硝酸性窒素
猪苗代町山潟地区	概況(メッシュ)調査で新たに汚染が	2	0	砒素
	判明したため調査を実施したもの			
矢吹町滝八幡地区	定期モニタリング調査で新たに汚染	1	0	1,1-ジクロロエチレン等
	が判明したため調査を実施したもの			
平田村蓬田新田地	概況(メッシュ)調査で新たに汚染が	4	0	硝酸性窒素及び
X	判明したため調査を実施したもの			亜硝酸性窒素
三春町御祭地区	概況(メッシュ)調査で新たに汚染が	2 2	1 1	硝酸性窒素及び
	判明したため調査を実施したもの			亜硝酸性窒素
合 計	6 地区	4 3	1 1	

表 - 4 污染井戸周辺地区調査結果

- 1 汚染井戸周辺地区調査を実施するに至った起点の汚染井戸は含みません。
- 2 矢吹町滝八幡地区の定期モニタリング調査の年平均値は環境基準内でした。

(4) その他(水質測定計画外調査)

7 地点についてカドミウム等を調査しましたが、環境基準を超過した地点はありませんでした。

3 調査結果に基づく行政対応

(1) 井戸所有者への飲用指導等

概況調査で新たに環境基準超過が判明した5地区(相馬市石上地区、南相馬市原町区馬場地区、猪苗代町山潟地区、平田村蓬田新田地区、三春町御祭地区)16地点のうち3地区(猪苗代町山潟地区、平田村蓬田新田地区、三春町御祭地区)14地点では井戸が飲用として使用されていたことから、井戸所有者に対して調査結果を通知するとともに、地元町村と連携して、飲用指導しました。

(2) 新たな汚染地区での対策等

調査で新たに環境基準超過が判明した5地区における対応等は、次のとおりです。

相馬市石上地区(基準超過項目:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

周辺に汚染源となる工場等はなく、周囲が農地であることから過剰施肥が原因と推定されました。周辺井戸を調査したところ全て環境基準内であったことから、汚染が確認された1つの井戸を定期モニタリング調査として監視を継続します。

南相馬市原町区馬場地区(基準超過項目:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

周辺に汚染源となる工場等はなく、周囲は農地であることから過剰施肥が原因と推定されました。周辺井戸を調査したところ全て環境基準内であったことから、汚染が確認された1つの井戸を定期モニタリング調査として監視を継続します。

猪苗代町山潟地区(基準超過項目:砒素)

汚染が確認された井戸は飲用に使用されていたため、井戸所有者への飲用指導を行いました。周辺に汚染源となる工場はなく自然由来であると推定されました。周辺井戸を調査したところ全て環境基準内であったことから、汚染が確認された1つの井戸を定期モニタリング調査として監視を継続します。

平田村蓬田新田地区(基準超過項目:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

汚染が確認された井戸は飲用に使用されていたため、井戸所有者への飲用指導を行いました。周辺に汚染源となる工場はなく、周囲は農地であることから過剰施肥等が原因と推定されました。周辺井戸を調査したところ全て環境基準内であったことから、汚染が確認された1つの井戸を定期モニタリング調査として監視を継続します。

三春町御祭地区(基準超過項目:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)

汚染が確認された飲用井戸の所有者へ飲用指導を行いました。周辺に汚染源となる工場はなく、周囲は農地であることから過剰施肥等が原因と推定されました。未だ汚染範囲が特定されていないことから、引き続き汚染井戸周辺地区調査を行うとともに、汚染が確認された井戸を定期モニタリング調査として監視を継続します。

(3) 工場・事業場への指導

テトラクロロエチレン等有害物質の使用工場・事業場に対しては、次のとおり指導しております。

テトラクロロエチレン等有害物質の日常の取扱いに細心の注意を払うこと。

排水処理施設の管理を徹底すること。

排水路の管理及び廃棄物の取扱い等に万全を期すこと。

参考 平成19年度地下水測定結果 基準超過状況

	メッ	シュ訳	查	工場	等周辺	調査	定期モニ	ニタリン	/グ調査	汚染井戸	■周辺地	1区調査		その他			合計		環境基準
項目	地点数	超過	超過率	地点数	超過	超過率	地点数	超過	超過率	地点数	超過	超過率	地点数	超過	超過率	地点数	超過	超過率	(mg/l以下)
		地点数	(%)	地無数	地点数	(%)	地無数	地点数	(%)	地無数	地点数	(%)	地宗教	地点数	(%)	地無数	地点数	(%)	_
カト゛ミウム	29	0	0.0	4	0	0.0	2	0	0.0				4	0	0.0	39	0	0.0	0.01
全シアン	29	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0							41	0	0.0	検出されないこと
如	29	0	0.0	7	0	0.0	2	1	50.0				4	0	0.0	42	1	2.4	0.01
六価加ム	29	0	0.0	8	0	0.0	7	0	0.0				4	0	0.0	48	0	0.0	0.05
砒素	29	1	3.4	5	0	0.0	7	0	0.0	2	0	0.0	7	0	0.0	50	1	2.0	0.01
総水銀	29	0	0.0	3	0	0.0	1	1	100.0				4	0	0.0	37	1	2.7	0.0005
アルキル水銀	6	0	0.0	3	0	0.0										9	0	0.0	検出されないこと
PCB	29	0	0.0	3	0	0.0										32	0	0.0	検出されないこと
ジクロロメタン	29	0	0.0	17	0	0.0	29	0	0.0	1	0	0.0				76	0	0.0	0.02
四塩化炭素	29	0	0.0	9	0	0.0	10	1	10.0							48	1	2.1	0.002
1,2-ジクロロエタン	29	0	0.0	19	0	0.0	130	1	0.8	1	0	0.0				179	1	0.6	0.004
1,1-ジクロロエチレン	29	0	0.0	19	0	0.0	131	1	0.8	1	0	0.0				180	1	0.6	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	29	0	0.0	18	0	0.0	133	11	8.3	1	0	0.0				181	11	6.1	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	29	0	0.0	29	0	0.0	168	0	0.0	1	0	0.0				227	0	0.0	1
1,1,2-トリクロロエタン	29	0	0.0	19	0	0.0	129	0	0.0	1	0	0.0				178	0	0.0	0.006
トリクロロエチレン	29	0	0.0	28	0	0.0	168	11	6.5	1	0	0.0				226	11	4.9	0.03
テトラクロロエチレン	29	0	0.0	29	0	0.0	168	23	13.7	1	0	0.0				227	23	10.1	0.01
1,3-ジクロロプロペン	29	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0							33	0	0.0	0.002
チウラム	29	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0							33	0	0.0	0.006
シマシ ・ン	29	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0							32	0	0.0	0.003
チオヘ゛ンカルフ゛	29	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0							31	0	0.0	0.02
ベンゼン	29	0	0.0	6	0	0.0	8	0	0.0							43	0	0.0	0.01
をレン	29	0	0.0	5	0	0.0	1	0	0.0							35	0	0.0	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	29	4	13.8	1	0	0.0	29	17	58.6	40	11	27.5				99	32	32.3	10
ふっ素	29	0	0.0	10	0	0.0	9	1	11.1							48	1	2.1	0.8
ほう素	29	0	0.0	7	0	0.0	2	0	0.0							38	0	0.0	1
合計 (実数)	29	5	17.2	40	0	0.0	207	59	28.5	43	11	25.6	7	0	0.0	326	75	23.0	-

平成19年度 ゴルフ場排水農薬調査結果

平成20年 7月 生活環境部 水・大気環境課 この調査結果は、農薬による水質汚濁防止の推進を図るため、県内のゴルフ場を対象に 実施した排水中の農薬の実態調査の結果を取りまとめたものです。

1 調査概要

(1)調査期間:平成19年9月、10月

(2)調査機関:福島県

(3)調査対象ゴルフ場:県内のゴルフ場42カ所(福島市、郡山市、いわき市を除く)のうちの11ゴルフ場

(4)調査対象農薬:「福島県生活環境の保全等に関する条例」により、排水基準が定められている36農薬について測定した結果は、次のとおりでした。

農薬名	排水 基準 (mg/l)	検体数	検出検体数	排基超検数 水準過体	農薬名	排水 基準 (mg/l)	検体数	検出検体数	排準 超検数
殺虫剤					プロピコナゾール	0.5	11	0	0
イソキサチオン	0.08	11	0	0	ペンシクロン	0.4	11	1	0
イソフェンホス	0.01	11	0	0	メタラキシル	0.5	11	0	0
クロルヒ゜リホス	0.04	11	0	0	メプ゜ロニル	1	11	0	0
ダイアジ ノン	0.05	11	0	0					
チオシ゛カルフ゛	0.8	11	0	0	除草剤				
ヒ゜リタ゛フェンチオン	0.02	11	0	0	アシュラム	2	11	1	0
フェニトロチオン	0.03	11	0	0	シ゛チオヒ゜ル	0.08	11	0	0
					シデュロン	3	11	0	0
殺菌剤					シマシ゛ン	0.03	11	0	0
アゾキシストロビン	5	11	0	0	テルフ゛カルフ゛	0.2	11	0	0
イソフ゜ロチオラン	0.4	11	0	0	トリクロヒ゜ル	0.06	11	0	0
イプ [°] ロシ゛オン	3	11	0	0	ナプ ロハ゜ミト゛	0.3	11	0	0
イミノクタシ゛ン酢酸塩	0.06	11	0	0	ハロスルフロンメチル	0.3	11	0	0
	(イミノクタ				フ゛タミホス	0.04	11	0	0
	シ゛ン として)				フラサ゛スルフロン	0.3	11	0	0
オキシン銅	0.4	11	0	0	プロピザミド	0.08	11	0	0
キャフ゜タン	3	11	0	0	ベンスリド	1	11	0	0
クロロタロニル	0.4	11	0	0	へ゜ンディメタリン	0.5	11	0	0
チウラム	0.06	11	0	0	メコフ゜ロッフ゜	0.05	11	0	0
トルクロホスメチル	0.8	11	1	0	メチルタ゛イムロン	0.3	11	0	0
フルトラニル	2	11	1	0					

排水基準の値は、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値」(平成2年5月24日付け環境庁水質保全局長通知)の暫定排出指針値と同一の値です。

2 調査結果の概要

- (1)本年度の調査結果では、殺菌剤3種類、除草剤1種類の農薬が検出されましたが、 前年度に引き続き、全てのゴルフ場で条例の排水基準を超えませんでした。
- (2)ゴルフ場事業者には、排出水の自主測定の実施と測定結果の報告を求めるとともに、 今後とも農薬の適正使用について指導していくこととしています。

平成19年度 ダイオキシン類調査結果

平成20年 7月 生活環境部 水・大気環境課 この調査結果は、ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項に基づき、県内の大気、水質、底質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を常時監視した結果をとりまとめたもので、同法第27条第3項の規定により公表するものです。

また、ダイオキシン類の排出状況調査及び廃棄物最終処分場調査についても、調査結果をとりまとめたので、併せて公表するものです。

1 調査の目的

本調査は、県内における大気、水質等のダイオキシン類による汚染状況を常時監視するとともに、ダイオキシン類の発生源やその周辺の汚染の状況等について調査測定を実施しました。

2 調査機関

調査は、福島県、福島市、郡山市及びいわき市が行い、とりまとめは福島県が行いました。

3 調査内容

実施した調査とその概要(検体数)は、次のとおりです。

区分	調査項目		調査頻度	福島県	福島市	郡山市	いわき市	計
(1)環境モニ	一般環境大気		4回/年	20	-	4	8	32
タリング	発生源周辺環境	竟大気	1~2回/年	18	-	-	4	22
調査等	公共用水域(水	〈質・底質)	1~4回/年	76	10	12	25	123
	地下水		1~2回/年	20	-	2	4	26
	一般環境土壌		1回/年	25	-	7	8	40
	発生源周辺土壤	美	1回/年	9	-	2	4	15
	汚染範囲確定訓	a査	1回/年	15	-	-	-	15
	発生源周辺環境	竟調査	1回/年	9	-	-	-	9
	一般廃棄物最終処分場周辺		1回/年	6	-	1	-	6
(2)排出状況	煙道排ガス		1回/年	10	ı	2	12	24
調査	特定施設等設置事業場放流水	調査	1回/年	5	ı	1	3	9
(3)廃棄物最	一般廃棄物最終処分場	周縁地下水	1回/年	1	ı	ı	1	1
終処分場		放流水	1回/年	1	-	-	1	2
調査	産業廃棄物最終処分場 放流水等		1回/年	32	-	-	4	36
	合 計	·	-	247	10	30	73	360

4 調査結果

(1) 環境モニタリング調査等について

ア 一般環境大気調査

春期、夏期、秋期及び冬期の年4回、7つの生活圏ごとに1地点以上、計8地点を調査しました。

調査結果は表1に示すとおり、0.011 ~ 0.029 pg-TEQ/m³(年平均値)の範囲で、8地点すべてで大気環境基準0.6 pg-TEQ/m³を達成していました。

イ 発生源周辺環境大気調査

平成19年7月~19年12月に、廃棄物焼却炉などダイオキシン類の発生源となる事業場のうち4事業場を選定し、その周辺において1事業場あたり3~4地点、計13地点を調査しました。

調査結果は、表 2 に示すとおり、0.0080 ~ 11 pg-TEQ/m³(年平均値)の範囲で、大気環境基

準が適用される11地点においては1地点で大気環境基準を達成していませんでした。その他の2地点は、山林等で一般公衆が通常生活していない場所であるため、大気環境基準が適用されません。

大気環境基準を超過した地域については、周辺工業団地内各工場等に対して立入調査を実施するとともに、確認のための環境調査を実施しましたが、汚染原因の特定には至っていません。今後は、周辺の詳細調査を実施するなど基準超過の原因究明を行い、環境基準達成に努めていきます。

ウ 公共用水域(水質・底質)調査

平成19年4月~20年1月に県内の代表的な水域の水質50地点、底質50地点を調査しました(河川44地点、湖沼2地点、海域4地点)。

(ア) 水 質

調査結果は、表 3 - 1 ~ 表 3 - 3に示すとおり 0.048 ~ 0.73 pg-TEQ/L (年平均値)の範囲で検出され、すべてで水質環境基準 1pg-TEQ/L を達成していました。

(イ) 底 質

調査結果は、表 3 - 1 ~ 表 3 - 3 に示すとおり 0.081 ~ 6.8 pg-TEQ/g の範囲で検出され、 すべてで底質の環境基準 150 pg-TEQ/g を達成していました。

工 地下水調査

平成19年6月~19年9月に、県内18市町村から22地点の井戸を選定し、地下水を調査 しました。

調査結果は表 4-1に示すとおり $0.048\sim2.4$ pg-TEQ/L (年平均値) の範囲で、 1 井戸で地下水の水質環境基準値 1 pg-TEQ/L を超過しました。このため、汚染井戸の周辺 3 井戸について、調査したところ、調査結果は表 4-2 に示すとおり、すべてで地下水の水質環境基準を達成していました。なお、汚染原因については、特定されませんでした。

才 一般環境土壌調査

平成19年6月~11月に県内の26市町村において、公園など一般環境にある土壌、計40地点を調査しました。

調査の結果は、表 5 に示すとおり 0.00045 ~ 13 pg-TEQ/g の範囲で、 4 0 地点すべてで土壌環境基準 1,000pg-TEQ/g を達成していました。

力 発生源周辺土壌調査

平成19年6月~9月に、廃棄物焼却炉などダイオキシン類の発生源施設を有する4事業場を 選定し、1事業場あたり周辺の1~9地点、計15地点を調査しました。

調査結果は、表6 - 1 に示すとおり 0.0042 ~ 7.3 pg-TEQ/g の範囲で、 1 5 地点すべてで土壌 環境基準 1,000 pg-TEQ/g を達成していました。

また、平成 1 7 年 9 月に土壌汚染が判明した双葉郡大熊町大字小入野地区については、平成 1 9 年度も引き続き汚染範囲確定調査を実施しました。調査結果は表 6 - 2 に示すとおり $0.16 \sim 2,900 \, \mathrm{pg-TEQ/g}$ の範囲で、 6 地点中 2 地点の深度 $0.2 \sim 2.125 \, \mathrm{m}$ までの土壌から、土壌環境基準を超過するダイオキシン類が検出されました。

キ 発生源周辺環境調査

平成19年5月に、立入検査の結果、排ガスの排出基準を超過した事業場周辺について、汚染 状況を把握するため土壌9地点の調査を実施しました。

調査結果は、表6‐3に示すとおり 0.00035~ 23 pg-TEQ/g の範囲で検出され、すべてで土壌 環境基準 1,000 pg-TEQ/g を達成していました。

ク 一般廃棄物最終処分場周辺調査

一般廃棄物最終処分場の周辺の沢3地点について、水質及び底質について調査しました。

調査結果は表7に示すとおりで、水質では0.094 ~ 0.29 pg-TEQ/Lの範囲で、水質環境基準1

pg-TEQ/L を達成していました。底質では、 $0.099\sim6.3~pg$ -TEQ/g の範囲で、底質の環境基準 150 pg-TEQ/g を達成していました。

(2) 排出状況調査について

ア 煙道排ガス調査

平成19年5月~平成19年12月に「ダイオキシン類対策特別措置法」、「廃棄物の処理及び 清掃に関する法律」等の対象となる廃棄物焼却炉等23施設について、排出ガス中のダイオキシ ン類を調査しました。

ダイオキシン類の調査結果は、表 8 - 1に示すとおり 0 ~ 15 ng-TEQ/m 3 N の範囲で、 2 3 施設中 3 施設で排出基準を超過しました。排出基準を超過した 3 施設については、設置者に対して改善命令を発するなど改善措置を求めたところ、 2 施設が改善され、残る 1 施設については、現在、施設改善のため稼動を停止しています。

イ 特定施設等設置事業場放流水調査

平成19年7月~平成19年11月に「ダイオキシン類対策特別措置法」等の対象となる9事業場において排出水の調査を実施しました。

ダイオキシン類の調査結果は、表8-2に示すとおり0.00014~2.1 pg-TEQ/Lの範囲で、排水基準の適用される7施設すべてで排水基準を下回っていました。

(3) 廃棄物最終処分場調査について

ア 一般廃棄物最終処分場

(7) 周縁地下水

平成19年10月に1処分場の周縁地下水の調査を実施しました。

調査結果は、表 9 - 1 に示すとおり 0.00073 pg-TEQ/L であり、地下水の水質環境基準 1 pg-TEQ/L を達成していました。

(イ) 放流水

平成19年10月~19年12月に2処分場の放流水の調査を実施しました。

調査結果は、表 9 - 2 に示すとおり 0.00011pg-TEQ/L 及び 0.00018pg-TEQ/L で、放流水の 維持管理基準値 10pg-TEQ/L を下回っていました。

イ 産業廃棄物最終処分場

(ア) 放流水等

平成19年8月~19年12月に36処分場の放流水等の調査を実施しました。

調査結果は、表 1 0 に示すとおり、 $0.000065 \sim 2.9 \, \mathrm{pg}$ -TEQ/L の範囲で検出され、放流水の維持管理基準の適用される 1 6 処分場については、すべての施設において基準値 10 pg -TEQ/L を下回っていました。

なお、その他の20処分場については処理水を放流しないことや安定型処分場であるため、 基準が適用されません。

表 1 一般環境大気調査

(大気環境基準値 0.6 pg-TEQ/m³)

								気		g-IEQ/m°)
	101.15.5		Am - 1.1	調査	結 果	環境基	Am -+- 144	過去の調査結果		
番号	地域名	市町村名	調査地点名		ΓEQ/m³)	準の適 否	調査機関		(年平均値	
					T	Н		H18年度	H17年度	H16年度
				春期	0.024					
				夏期	0.015					
1	県 北	福島市	信夫ヶ丘運動場	秋期	0.028		福島県	0.035	0.023	0.046
				冬期	0.040					
				年平均値	0.027					
				春期	0.016					
				夏期	0.013					
2	県 中	郡山市	開成山公園	秋期	0.016		郡山市	0.025	0.037	0.035
				冬期	0.021					
				年平均值	0.017					
				春期	0.021					
				夏期	0.018					
3	県南	白河市	白河市立白河第二小学校	秋期	0.018		福島県	0.026	0.073	0.048
				冬期	0.022					
				年平均値	0.020					
				春期	0.014					
				夏期	0.014					
4	会 津	会津若松市	福島県立葵高等学校	秋期	0.060	1	福島県	0.032	0.029	0.053
			(旧福島県立会津女子高等学校)	冬期	0.020	1				
				年平均値	0.027	1				
				春期	0.012					
				夏期	0.013					
5	南会津	南会津町	 福島県南会津保健福祉事務所	秋期	0.013	1	福島県	0.011	0.019	0.014
			(旧福島県田島合同庁舎分庁舎)	冬期	0.0083					
			,	年平均値	0.003	1				
				春期	0.023					
				夏期	0.023					
6	相双	南相馬市	 仲町児童センター	秋期	0.021	1	福島県	0.022	0.070	0.025
				冬期	0.014	1				
				年平均值	0.014	1				
				春期	0.018					
				夏期	0.023	-				
7			 いわき市立平第一小学校	秋期	0.011	1	いわき市	0.020	0.025	0.038
			V.D.C. W.T. W. J.T.W.	冬期	0.016	-	7.170111	0.020	0.020	0.000
				年平均值	0.016	1				
	いわき	いわき市		- 年十分に - 春期	0.033					
				夏期	0.033	-				
8			いわき市環境監視センター	秋期	0.040	-	いわき市	0.030	0.041	0.067
0			(旧いわき市公害対策センター)	冬期	0.012	-	ןו סעני ע	0.030	0.041	0.007
			(旧1/11/20日本古利泉セノブー)	年平均値	0.023	1				
÷∔	7 +b+=+	7 1 mT	0 +h 上							
計	7地域	7 市町	8地点	-	-	-	-		-	-

調査結果は、年平均値で評価する。

番号	地域名	調査地点		調 査 結 (pg-TEQ/		環境基準 の適否	調査機関
			夏期	冬期	年平均值	1	
		福島市渡利	0.016	0.019	0.018		
1	県北	福島市渡利	0.013	0.019	0.016		福島県
		福島市岡部	0.015	0.019	0.017		
		南会津町山口	0.015	0.0090	0.012		
2	南会津	南会津町山口	0.029	0.015	0.022		福島県
		南会津町山口	0.014	0.030	0.022		
	相双	大熊町大字小入野	0.33	2.2	1.3	×	
3		大熊町大字小入野	0.36	21	11	- (2)	福島県
		大熊町大字夫沢	0.22	0.33	0.28	- (2)	
		いわき市泉町六丁目	0.034		0.034		
4	いわき	いわき市泉町黒須野	0.008	0	0.0080		いわき市
-		いわき市泉町下川	0.012		0.012		V 1476 IJ
		いわき市泉町下川	0.014		0.014		
計	4地域	13地点		-	-	-	-

¹ 調査結果は、年平均値で評価する。

² 調査地点が山林等であり、一般公衆が通常生活していない場所であるため大気環境基準は適用されない。

表 3 - 1 公共用水域 (河川)

(水質環境基準値 1 pg-TEQ/L、底質環境基準値 150 pg-TEQ/g)

		()	(貝圾児母年11)	1 29 120	//L、肽貝圾児	五十	, pg .= w/g/
No.	水域名	測定地点名	水 質	環境基準 の 適 否 (水質)	底質	環境基準 の 適 否 (底質)	調査機関
			(pg-TEQ/L)	(小貝)	(pg-TEQ/g)	(瓜貝)	
1	広瀬川	地蔵川原橋	0.060		0.23		福島県
2	東根川	阿武隈川合流前(1回目)	0.43	-	0.26		
		阿武隈川合流前(2回目)	0.16		0.26		福島県
		年平均値	0.30		-	-	
3	濁川	阿武隈川合流前	0.16		1.9		福島県
4	五百川	上関下橋	0.14		0.22		福島県
5	五百川	阿武隈川合流前	0.25		0.30		福島県
6	摺上川	幸橋上流(福島市)	0.066	-	0.25		福島市
		幸橋上流(福島県)	0.049		0.22		福島県
		年平均値	0.058		-	-	
7	松川	松川橋上流(福島市)	0.068	-	0.24		福島市
		松川橋上流(福島県)	0.050		0.22		福島県
		年平均値	0.059		-	-	
8	八反田川	阿武隈川合流	0.10		0.35		福島市
9	小国川	伊達市境界	0.072		0.31		福島市
10	須川	荒川合流前	0.068		0.30		福島市
11	釈迦堂川	須賀川市水道取水地点	0.072		0.24		福島県
12	社川	王子橋	0.15		0.23		福島県
13	逢瀬川	阿武隈川合流前(1回目)	0.38	-	-	-	
		阿武隈川合流前(2回目)	0.32	-	2.3		
		阿武隈川合流前(3回目)	0.15		-	-	郡山市
		阿武隈川合流前(4回目)	0.13		3.0		
		年平均値	0.25		-	-	
14	大滝根川	阿武隈川合流前(1回目)	0.11	-	-	-	
		阿武隈川合流前(2回目)	0.078	-	0.76		
		阿武隈川合流前(3回目)	0.12	-	-	-	郡山市
		阿武隈川合流前(4回目)	0.072		2.8		
		年平均値	0.095		-	-	
15	夏井川	磁沢橋	0.078		0.23		福島県
16	阿武隈川	羽太橋	0.052		0.23		福島県
17	谷津田川	阿武隈川合流前	0.051		0.23		福島県
18	黒川	栃木県境	0.051		0.23		福島県
19	久慈川	高地原橋	0.21		0.23		福島県
20	阿賀野川	田島橋	0.051		0.22		福島県
21	伊南川	青柳橋	0.050		0.21		福島県
22	伊南川	黒沢橋	0.050		0.22		福島県
23	阿賀野川	新郷ダム	0.070		0.46		福島県
24	只見川	藤橋	0.050		0.29		福島県
25	田付川	下川原橋	0.23		0.23		福島県

No.	水域名	測定地点名	水 質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の 適 否 (水質)	底 質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の 適 否 (底質)	調査機関
26	宮川	細工名橋	0.38		0.25		福島県
27	旧宮川	丈助橋	0.64		0.69		福島県
28	濁川	山崎橋	0.23		0.22		福島県
29	旧湯川	粟の宮橋	0.73		0.30		福島県
30	長瀬川	小金橋	0.050		0.22		福島県
31	宇多川	百間橋	0.050		0.21		福島県
32	真野川	真島橋	0.056		0.25		福島県
33	新田川	鮭川橋	0.050		0.72		福島県
34	小高川	ハツカラ橋(1回目)	0.056		0.22		福島県
		ハツカラ橋(2回目)	0.087		0.22		福島県
		年平均值	0.072		-	-	
35	請戸川	請戸橋	0.057		0.23		福島県
36	高瀬川	慶応橋	0.049		0.22		福島県
37	木戸川	木戸川橋	0.049		0.21		福島県
38	浅見川	坊田橋	0.068		0.22		福島県
39	夏井川	六十枚橋(1回目)	0.22		-	-	
		六十枚橋(2回目)	0.068		0.087		いわき市
		年平均值	0.14		-	-	
40	大久川	蔭磯橋(1回目)	0.69		0.37		
		蔭磯橋(2回目)	0.075		-	-	いわき市
		年平均値	0.38		-	-	
41	鮫川	鮫川橋(1回目)	0.12		0.081		
		鮫川橋(2回目)	0.071		-	-	いわき市
		年平均值	0.10		-	-	
42	藤原川	みなと大橋(1回目)	0.16		1.6		
		みなと大橋(2回目)	0.088		-	-	いわき市
		年平均値	0.12		-	-	
43	蛭田川	蛭田橋(1回目)	0.32		2.1		
		蛭田橋(2回目)	0.25		-	-	いわき市
		年平均値	0.29		-	-	
44	夏井川	山下谷橋(1回目)	0.094		0.086		
		山下谷橋(2回目)	0.068		0.088		いわき市
		年平均値	0.080		-	-	

水質の調査結果は、年平均値で評価する。

表 3 - 2 公共用水域(湖沼)

(水質環境基準値 1 pg-TEQ/L、底質環境基準値 150 pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水 質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の 適 否 (水質)		環境基準 の 適 否 (底質)	調査機関
1	猪苗代湖 猪苗代湖	 小石ヶ浜水門	0.049		6.8		福島県
2	油田10州	安積疏水取水口	0.048		0.37		福島県

表 3 - 3 公共用水域(海域)

(水質環境基準値 1 pg-TEQ/L、底質環境基準値 150 pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水 質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の 適 否 (水質)	底 質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の 適 否 (底質)	調査機関
1	松川浦	漁業権3号中央付近	0.63		3.9		福島県
2	小名浜港	4号埠頭先	0.066		3.5		いわき市
3	いわき市地先海域	夏井川沖1,500m付近	0.066		0.22		いわき市
4	常磐海岸海域	鮫川沖2,000m付近	0.067		0.34		いわき市

表 4 - 1 地下水調査

(水質環境基準値 1 pg-TEQ/L)

番号 地域名 市町村名 調査地点 調査結果 (pg-TEQ/L) 環境基準 の適否 1 県北 福島市 黒岩 0.048 2 県北 二本松市 新生町 0.048 3 県北 飯野町 大字飯野 0.050 4 県中 郡山市 中田町柳橋 0.068 5 県中 郡山市 大槻町西ノ宮西 0.061	実施主体 福島県 福島県 郡山市 郡山市
2 県北 二本松市 新生町 0.048 3 県北 飯野町 大字飯野 0.050 4 県中 郡山市 中田町柳橋 0.068	福島県郡山市
3 県北 飯野町 大字飯野 0.050 4 県中 郡山市 中田町柳橋 0.068	福島県郡山市
4 県中 郡山市 中田町柳橋 0.068	郡山市
5 周巾 那山古 土地町西ノ宮西 0.061	郡山市
6 県中 須賀川市 狸森 0.048	福島県
7 県中 石川町 大字曲木 0.048	福島県
8 県中 三春町 字小浜海道 0.048	福島県
9 県南 白河市 大信中新城 0.048	福島県
10 県南 泉崎村 大字泉崎 0.048	福島県
11 県南 塙町 大字片貝 0.049	福島県
12 会津 会津若松市 河東町八田 0.048	福島県
13 会津 猪苗代町 大字蚕養 0.048	福島県
14 会津 三島町 大字宮下 0.048	福島県
15 南会津 下郷町 大字豊成 0.048	福島県
蒲庭 3.1	
16 相双 相馬市	福島県
年平均值 2.4	
17 相双 川内村 上川内 0.048	福島県
18 相双 新地町 福田 0.048	福島県
19 いわき いわき市 四倉町上仁井田 0.076	いわき市
20 いわき いわき市 平 0.062	いわき市
21 いわき いわき市 小川町上小川内倉 0.063	いわき市
22 いわき いわき市 小川町上小川畑ノ作 0.062	いわき市

調査結果は、年平均値で評価する。

表 4 - 2 污染井戸周辺地区調査一覧

(水質環境基準値 1 pg-TEQ/L)

番号	地域名	市町村名	調査地点	調 査 結 果 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否	実施主体
1	相双	相馬市	蒲庭	0.11		福島県
2	相双	相馬市	蒲庭	0.057	_	福島県
3	相双	相馬市	蒲庭	0.063		福島県

(土壌環境基準値 1,000 pg -TEQ/g)

	景境基準 ------------------------------------
	^{表現委年} 調査機関 の適否 調査機関
1 県北 福島市 上鳥渡 0.22	福島県
2 県北 福島市 西中央 2.6	福島県
3 県北 二本松市 表 0.48	福島県
4 県北 伊達市 梁川町希望ヶ丘 0.034	福島県
5 県北 桑折町 大字谷地 0.46	福島県
6 県北 大玉村 玉井 0.42	福島県
7 県中 郡山市 安積町 0.87	郡山市
8 県中 郡山市 富田町 1.5	郡山市
9 県中 郡山市 開成 0.057	郡山市
10 県中 郡山市 片平町 0.11	郡山市
11 県中 郡山市 大槻町 0.0020	郡山市
12 県中 郡山市 熱海町高玉 0.039	郡山市
13 県中 郡山市 湖南町三代 0.00045	郡山市
14 県中 須賀川市 並木町 13	福島県
15 県中 田村市 滝根町広瀬 0.045	福島県
16 県中 玉川村 大字中 0.055	福島県
17 県中 三春町 大字熊耳 0.0034	福島県
18 県南 白河市 関辺松並 0.0052	福島県
19 県南 中島村 滑津 0.20	福島県
20 県南 塙町 大字湯岐 0.033	福島県
21 会津 会津若松市 西栄町 2.4	福島県
22 会津 喜多方市 松山町村松 0.14	福島県
23 会津 猪苗代町 大字八幡 0.060	福島県
24 会津 会津坂下町 字石田甲 0.11	福島県
25 会津 三島町 大字大石田 0.0033	福島県
26 南会津 下郷町 大字落合 0.10	福島県
27 南会津 只見町 大字黒谷 0.0036	福島県
28 相双 広野町 大字下北迫 1.4	福島県
29 相双 川内村 大字上川内 0.078	福島県
30 相双 葛尾村 大字落合 0.0028	福島県
31 相双 南相馬市 原町区西町 0.025	福島県
32 相双 相馬市 中村 0.049	福島県
33 いわき いわき市 平薄磯 0.021	いわき市
34 いわき いわき市 郷ケ丘 0.23	いわき市

番号	地域名	市町村名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準の 適 否	調査機関
35	いわき	いわき市	小川町上平	0.048		いわき市
36	いわき	いわき市	小名浜大原	0.16		いわき市
37	いわき	いわき市	永崎	0.25		いわき市
38	いわき	いわき市	常磐下湯長谷町	0.14		いわき市
39	いわき	いわき市	// 勿来町関田和久	0.56		いわき市
40	いわき	いわき市	遠野町上遠野	0.035		いわき市

表 6 - 1 発生源周辺土壌調査

(土壌環境基準値 1,000 pg-TEQ/g)

			(児母年旭 1,∪	oo pg ila,g,
番号	地域	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の 適 否	調査機関
1	県中	郡山市大平町	1.0		郡山市
2	県中	郡山市日和田八丁目	0.10		郡山市
		田村郡三春町字丈六	0.14		福島県
		田村郡三春町字鶴蒔田	0.049		福島県
		田村郡三春町字御免町	0.013		福島県
	県中	田村郡三春町字御免町	0.035		福島県
3		田村郡三春町字丈六	0.23		福島県
		田村郡三春町字雁木田	0.054		福島県
		田村郡三春町字八島台三丁目	1.1		福島県
		田村郡三春町字一木松	0.80		福島県
		田村郡三春町字山崎	0.0042		福島県
_		いわき市泉町六丁目	7.3		いわき市
4	いわき	いわき市泉町黒須野	5.5		いわき市
4	V 117C	いわき市泉町下川	2.8		いわき市
		いわき市泉町下川	2.1		いわき市

表 6 - 2 汚染範囲確定調査

(土壌環境基準値 1,000 pg-TEQ/g)

				(—	农场先生干担 1,00	o pg ilk/g/
地点 番号	地域	調査地点	調査深度 (cm)	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準の適否	調査機関
1			5 ~ 10	120		
			10 ~ 15	49		
			15 ~ 20	7.9		
2			35 ~ 40	2,500	×	
3	相双	双葉郡大熊町大字小入野	10 ~ 15	180		福島県
			15 ~ 20	130		
4			5 ~ 10	870		
			10 ~ 15	180		
			15 ~ 20	47		
5			20 ~ 34	1,400	×	
			200 ~ 212.5	2,900	×	
			330 ~ 345	0.16		
6			5 ~ 10	75		
			10 ~ 15	7.1		
			15 ~ 20	7.7		

表 6 - 3 発生源周辺環境調査

(土壌環境基準値 1,000 pg-TEQ/g)

			(土壌圾児埜竿胆	1,000 pg-1EQ/g)		
番号	地域	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の 適 否	調査機関	
1	会津	喜多方市豊川町米室	9.9		福島県	
		喜多方市豊川町米室	23		福島県	
		喜多方市さつきが丘	0.00035		福島県	
		喜多方市関柴上高額	17		福島県	
		喜多方市字町田下	7.7		福島県	
		喜多方市豊川町米室	6.8		福島県	
		喜多方市字町田下	1.4		福島県	
		喜多方市豊川町米室	0.63		福島県	
		喜多方市豊川町米室	1.6		福島県	

表7 一般廃棄物最終処分場周辺調査

(水質環境基準値 1 pg-TEQ/L、底質の環境基準値 150 pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水 質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の 適 否 (水質)	底 質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の 適 否 (底質)	調査機関
1	一号堰堤側沢	-	0.096		0.099		
2	下流の沢	夏井川合流前	0.094		6.3		福島県
3	最下流の沢	夏井川合流前	0.29		1.2		

表 8 - 1 煙道排ガス調査

番号	事業場名称	施設の種類	所在地	調査結果 (ng-TEQ/m³N)	適用される 基準値 (ng-TEQ/m³N) 1	適否	調査機関
1	㈱東関東ダブル・ジー・ヤマギシ福 島営業所	5 廃棄物焼却炉	福島市	0.12	10		福島県
2	富岡興業㈱TYS処理工場	5 廃棄物焼却炉	川俣町	2.2	10		福島県
3	郡山建設廃材リサイクル事業協同組	5 废棄物控却怕	郡山市	3.0	1	×	郡山市
3	台	3 冼来彻然却从	η μι qu	15 (再調査)	1	×	पाध्याम
4	日本全薬工業(株)	5 廃棄物焼却炉	郡山市	0.41	10		郡山市
5	田村西部環境センター	5 廃棄物焼却炉	三春町	0.0048	5		福島県
6	フランスベットファニチャー(株)	5 廃棄物焼却炉	白河市	0.034	10		福島県
7	東白衛生組合東白衛生センター	5 廃棄物焼却炉	塙 町	0.034	10		福島県
	昭和電工㈱ショウテック事業部喜多			1.6	1	×	
8	方事業所	4 アルミニウム溶解炉	喜多方市	0.0032 (改善確認調査)	1		福島県
9	曹鉄メタル(株)	3 亜鉛回収焙焼炉	磐梯町	2.6	10		福島県
10	檜枝岐村クリーンセンター	5 廃棄物焼却炉	檜枝岐村	1.9	10		福島県
11	東京電力㈱福島第一原子力発電所	5 廃棄物焼却炉	大熊町	0.065	10		福島県
12	日産自動車㈱いわき工場	4 アルミニウム溶解炉	いわき市	0.18	1		いわき市
13	いわき市中部浄化センター	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0	1		いわき市
14	いわき大王製紙㈱本社工場	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0.037	0.1		いわき市
15	小名浜製錬㈱	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0.47	1		いわき市
16	(株)クレハ環境	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0.11 7 号焼却炉	1		いわき市
16	(水グレバ環境	5. 廃棄初焼却が	いわさ巾	2.2 8 号焼却炉	1	×	いわさ巾
17	第一三共プロファーマ(株)	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0 1号焼却炉	1		いわき市
17	第 三共ノロファーマ(M)	3. 廃果彻焼却が	מו שכנויי	0 2号焼却炉	1		מופעוו
18	日化新菱㈱	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0.0012	1		いわき市
19	東邦亜鉛㈱	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0 亜鉛用流動焙焼炉	5		いわき市
19	米が出知(杯)	3. 庞朱彻况却以	いわき市	0.12 廃棄物専用流動焙 焼炉	5		いいろり
20	トラスト企画(株)	5.廃棄物焼却炉	いわき市	2.7	5		いわき市

^{1 「}ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気排出基準、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

^{2 「}福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づくばい煙排出基準

表 8 - 2 特定施設等設置事業場放流水調査

番号	事業場名称	所在地	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される基準値 (pg-TEQ/L)	適否	調査機関	備考
1	㈱東関東ダブル・ジー・ヤマギシ	福島市	0.064	10		福島県	
2	郡山市河内清掃センター	郡山市	0.00014	10		郡山市	
3	日本化学工業㈱福島第二工場	三春町	0.0098	10		福島県	
4	日曹金属化学(株)会津工場	磐梯町	0.029	10		福島県	
5	金井建設工業㈱	南会津町	0.094	10		福島県	
6	(株)ADEKA相馬工場	相馬市	0.0026	10		福島県	
7	㈱クレハいわき事業所	いわき市	2.1	10		いわき市	
8	(株)クレハ環境	いわき市	0.098	-	-	いわき市	
9	日本製紙㈱	いわき市	0.020	-	-	いわき市	

[「]ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質排出基準

表 9 - 1 一般廃棄物最終処分場(周縁地下水)

番号	設置者(施設名)	所在地	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境 基準値 (pg-TEQ/L)	適否	調査機関
1	(株)ウィズウェイストジャパン (小野ウェイストパーク)	小野町	周縁地下水	0.00073	1		福島県

[「]ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質環境基準

表 9 - 2 一般廃棄物最終処分場(放流水)

番号	設置者(施設名)	所在地	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用され る基準値 (pg-TEQ/L)	適否	調査機関
1	(株)ウィズウェイストジャパン (小野ウェイストパーク)	小野町	放流水	0.00018	10		福島県
2	クリンピーの森	いわき市	放流水	0.00011	10		いわき市

[「]ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

表 10 産業廃棄物最終処分場(放流水等)

番号	設置者(施設名)	所在地	種類	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値 (pg-TEQ/L)	適否	調査機関
1	㈱クリーン商会	大玉村	安定型	浸透水	0.0013	-	-	福島県
2	阿部建材工業㈱	福島市	安定型	浸透水	0.0027	-	-	福島県
3	富岡興業株	川俣町	管理型	処理水	0.16	-	-	福島県
4	日進クリーン	福島市	安定型	浸透水	0.0037	•	-	福島県
5	㈱商報舎	二本松市	管理型	放流水	0.00021	10		福島県
6	日東紡績㈱福島工場 金沢第一 処分場	福島市	安定型	浸透水	0.097	-	-	福島県
7	日東紡績㈱福島工場 金沢第二 処分場	福島市	安定型	浸透水	0.010	-	-	福島県
8	日東環境整備㈱	福島市	安定型	浸透水	0.076	-	-	福島県
9	恵和興業株	福島市	安定型	浸透水	0.036	•	-	福島県
10	㈱クリーンテック 飯坂クリー ンサイト	福島市	管理型	放流水	0.000065	10		福島県
11	㈱東北エス・イー・ティー	小野町	管理型	放流水	0.040	10		福島県
12	飯岡工業株	田村市	安定型	浸透水	0.000093	-	-	福島県
13	東北ポール㈱	白河市	管理型	放流水	0.00039	10		福島県
14	あいづダストセンター 新処分 場	柳津町	管理型	処理水	0.51	-	-	福島県
15	あいづダストセンター 旧処分 場	柳津町	管理型	処理水	2.9	-	-	福島県
16	(有)福島農林第1処分場(排出 口1-1)	飯舘村	安定型	浸透水	0.0030	-	-	福島県
17	(有)福島農林第1処分場(排出 口1 - 2)	飯舘村	安定型	浸透水	0.033	-	-	福島県
18	(有)福島農林第2処分場	飯舘村	安定型	浸透水	0.067	-	-	福島県
19	㈱緑生	飯舘村	管理型	処理水	0.00056	10		福島県
20	相馬市産業廃棄物最終処分場	相馬市	管理型	放流水	0.0023	10		福島県

番号	設置者(施設名)	所在地	種類	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値	適否	調査機関
21	東北電力㈱原町火力発電所 大迫処分場	南相馬市	管理型	浸出液	0.0066	10		福島県
22	三和化学工業㈱	南相馬市	管理型	放流水	0.49	10		福島県
23	丸三製紙(株)	南相馬市	管理型	放流水	0.029	10		福島県
24	㈱フクシマエコテック	富岡町	管理型	放流水	0.00088	10		福島県
25	東京電力(株)福島第二 原子力発電所	楢葉町	安定型	浸透水	0.0025	-	-	福島県
26	加藤建材工業㈱	南相馬市	安定型	浸透水等	0.00015	-	-	福島県
27	斎藤運輸工業㈱	飯舘村	安定型	浸透水	0.00093	-	-	福島県
28	㈱マルセ商会	南相馬市	安定型	浸透水	0.15	-	-	福島県
29	横山建設㈱	南相馬市	安定型	浸透水	0.0057	-	-	福島県
30	㈱双葉産業廃棄物処理公社	大熊町	管理型	放流水	0.00011	10		福島県
31	東京電力(株)福島第一原子力発電所 安定型最終処分場	大熊町	安定型	浸透水	0.00092	-	-	福島県
32	東京電力(株)福島第一原子力発電所 管理型最終処分場	大熊町	管理型	放流水	0.035	10		福島県
33	堺化学工業(株)新内郷処分場	いわき市	管理型	放流水	0.043	10		いわき市
34	堺化学工業(株)渡辺処分場	いわき市	管理型	放流水	0.031	10		いわき市
35	常磐共同火力(株)添野石炭灰 処分場	いわき市	管理型	放流水	0.00043	10		いわき市
36	三山クリーン(株)新管理型処 分場	いわき市	管理型	放流水	0.083	10		いわき市

[「]ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

平成19年度 ダイオキシン類自主測定結果

平成20年 7月 生活環境部 水・大気環境課 ダイオキシン類対策特別措置法(以下、「法」という。)第28条に基づき、特定施設の設置者は排出ガスや排出水等のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、その結果を知事に報告することが義務づけられています。

この調査結果は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までに実施された自主測定結果(中核市分を除く。)をとりまとめ、同法第28条第4項の規定により公表するものです。

1 自主測定結果

(1) 排出ガス

報告対象の154施設のうち153施設から報告がありました。排出基準の適合状況は、すべての施設で排出基準値以下でした。

表 - 1 排出ガスの実施状況

報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	基準超過施設数
1 5 4	1 5 3	1	0
(100%)	(99%)	(1%)	

(2) 排出水

報告対象の10事業場のうち10事業場すべてから報告がありました。 排出基準の適合状況は、すべての事業場で排出基準値以下でした。

表 - 2 排出水の実施状況

報告対象	報告工場	未報告工場	基準超過工場・
工場・事業場数	・事業場数	・事業場数	事業場数
1 0	1 0	0	0
(100%)	(100%)	(0%)	

(3) ばいじん及び燃え殻等

ばいじんについては、報告対象の94施設のうち93施設から報告がありました。 また、燃え殻等については、報告対象の119施設のうち118施設から報告がありました。

処理基準の適合状況は、すべて処理基準値以下でした。

表 - 3 ばいじん及び燃え殻等の自主測定の実施状況

測定媒体	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	処理基準超過 施設数
ばいじん	9 4 (100%)	9 3 (99%)	1 (1%)	0
燃え殻等	1 1 9 (100%)	1 1 8 (99%)	1 (1%)	0

2 対応状況

自主測定未報告の事業者は、平成19年6月から施設の稼動を休止しています。

【参考資料】

特定施設の種類と排出基準値

(単位:ng-TEQ/m³N)

(単位:pg-TEQ/1)

1 排出ガスに係る特定施設及び排出基準値

番号		排出基準値			
号	号				既設施設
1	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造って、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	の用に	二供する焼結炉であ	0.1	1
2	製鋼の用に供する電気炉(鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供って、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上	らのを除く。)であ の	0.5	5	
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいにより集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能ン以上のもの	「る焙焼炉、 焼結	1	10	
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくずの製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たりの解炉にあっては容量が1トン以上のもの	び乾燥	燥炉であって、焙焼	1	5
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に 2011年の廃棄物焼却炉が20円されている場合にあって	焼却能力	4t/H以上	0.1	1
	2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの		2~4t/H未満	1	5
			2t /H未満	5	10

注)既に大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉(能力200kg/h以上又は 火格子面積2㎡以上)及び製鋼の用に供する電気炉については、新設施設の基準が適用になります。

2 排出水に係る特定施設及び排出基準値

番号	特定施設の種類	排出基準値
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供す る塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生ガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化二トロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、 次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	1 0
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	

番号	特定施設の種類	排出基準値
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b:3・2-m]トリフェノジオキサジン(別名・3・4年サジンバイオレット。 ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるものイニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設ロニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 以 ジオキサジンバイオレット洗浄施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを 処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるものイ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	1 0
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるものイ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの 及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号 に掲げる施設	
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるものイ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設(1から17 まで及び19 に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理 するものに限る。)	
19	1から17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(1から14までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	

表中の「別表」とあるのは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表を示す。

3 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準 1 (単位:ng-TEQ/g)

種類	新設施設 の処理基準	既設施設 2 の処理基準
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉 から排出されるばいじん及び燃え殻	3	3

1 処理基準 ; 埋立処分等を行う際に適用される基準。ばいじん及び燃え殻に含有されるダイオ キシン類の基準ではありません。

2 既設施設; 平成12年1月14日以前にすでに設置され、又は工事に着手していた施設。 なお、既設施設のうち、次に掲げる方法により処理した場合は処理基準が適用 されない。

ア) 重金属が溶出しないようにセメント固化する場合

- イ) 重金属が溶出しないように薬剤処理する場合
- ウ)酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないように処理する場合

県北地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却 炉の規模 焼却能力 (kg/h)	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m³N)	適用される 排出基準	基準適合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	備考
1	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.00074	1		2.5	-	-	0.0077	3		(1回目) ばいじん:薬剤処理
2	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.00049	1		3.5	-	-	0.015	3		ばいじんについては、2炉分を混合測定
3	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.0074	1		0.7	-	-	0.018	3		(2回目)
4	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.00058	1		2.7	-	-	0.041	3		ばいじん:薬剤処理 ばいじんについては、2炉分を混合測定
5	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	1 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3750	1.2	5		9.2	-	-	0.011	3		ばいじん:薬剤処理
6	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3750	0.96	5		9.2	-	-	0.013	3		ばいじんについては、2炉分を混合測定
7	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター		5 廃棄物焼却炉	4538	未稼働	_	ı	未稼働	-	-	未稼働	1	-	H20.4.1使用予定
8	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター		5 廃棄物焼却炉	4538	未稼働	_	1	未稼働	-	-	未稼働	1	•	H20.4.1使用予定
9	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター		5 廃棄物焼却炉	833	未稼働	_	ı	未稼働	-	-	未稼働	-	-	灰溶融炉,H20.4.1使用予定
10	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター		5 廃棄物焼却炉	833	未稼働	_	1	未稼働	-	-	未稼働	1	•	灰溶融炉,H20.4.1使用予定
11	県北	二本松市	テクノメタル(株)	アー7 - 8 2	5 廃棄物焼却炉	3700	0.012	5		0.0000021	3		0	3		
12	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.55	5								
13	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.52	5		0.65	-	-	0.027	3		ばいじん:薬剤処理 焼却灰及びばいじんは3炉混合測定
14	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	3 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	1.6	5								
15	県北	福島市	日進クリーン立子山処理場	立子山処理場焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2500	0.64	5		0.016	3		0.33	3		
16	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみやク リーンセンター	1 号炉	5 廃棄物焼却炉	1667	0.00077	5		0.93	3		0.014	3		焼却灰は2炉分を混合測定
17	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみやク リーンセンター	2 号炉	5 廃棄物焼却炉	1667	0.000013	5		0.93	3		0.014	3		
18	県北	福島市	阿部建材工業㈱音坊処分場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1587	0.21	10		1.3	3		0.0000018	3		
19	県北	川俣町	富岡興業㈱TYS処理工場	1-A (キルン炉)	5 廃棄物焼却炉	1500	0.073	10		0.28	3		0.0015	3		
20	県北	福島市	(株)東関東ダブル・ジー・ヤマギシ福 島営業所	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1036	0.17	10		0.091	3		0.49	3		
21	県北	二本松市	クリーン東陽(株)	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	休止中	10	-	休止中	3	-	休止中	3	-	廃棄物処理法の許可失効(H12.8.31)により休 止中
22	県北	二本松市	クリーン東陽(株)	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	休止中	10	-	休止中	3	-	休止中	3	-	廃棄物処理法の許可失効(H12.8.31)により休 止中
23	県北	二本松市	安達地方広域行政組合 あだたら環 境共生センター	炭化炉	5 廃棄物焼却炉	636	0.0056	5		0.0051	3		0.0015	3		

	地域	事業場所在地	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却 炉の規模 焼却能力 (kg/h)	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m³N)	適用される 排出基準	基準適合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	備考
24	県北	二本松市	(株)七洋工業萩坂研究所	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	600	休止中	10	-	休止中	3	-	休止中	3	-	H14.8.28廃棄物処理法の許可取消
25	県北	川俣町	富岡興業㈱TYS処理工場	7 TR専焼炉	5 廃棄物焼却炉	500	0.0072	10		該当なし	-	-	該当なし	-	-	蒸発炉
26	県北	川俣町	富岡興業㈱TYS処理工場	8 TR専焼炉	5 廃棄物焼却炉	500	0.0041	10		該当なし		1	該当なし	1	•	蒸発炉
27	県北	福島市	八巻重機工業(有)【大笹生】	1号炭火炉	5 廃棄物焼却炉	417	休止中	10		休止中	3	,	休止中	3	-	休止(H13.12月から)、許可取消(H15.3.7)
28	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみやク リーンセンター	灰溶融炉	5 廃棄物焼却炉	400	0.00077	5		0.93	3		0.0019	3		排出ガス、はいじんは、1号炉と共通(採取時)
29	県北	川俣町	富岡興業㈱TYS処理工場	2 - B (廃プラ炉)	5 廃棄物焼却炉	200	0.18	10		2.5	3		1.5	3		
30	県北	福島市	(角力ジカ	1 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	195	未稼働	10		未稼働	3	-	未稼働	3	•	未稼働。廃棄物処理法未許可
31	県北	福島市	福島県農業総合センター畜産研究場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	100	0.031	10		該当なし			0	3		
32	県北	東和町	(有)東和牧場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	100	0	10		該当なし		1	0	3		
33	県北	福島市	県北地区犬抑留所	(空白)	5 廃棄物焼却炉	75	0	10		該当なし		1	0	3		
34	県北	福島市	トーアエイヨー㈱福島工場	実験動物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	64	0	10		該当なし			0	3		
35	県北	福島市	森永乳業㈱福島工場	1 号燒却炉	5 廃棄物焼却炉	40	0	10		該当なし		-	0	3		
36	県北	福島市	森永乳業㈱福島工場	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	40	0.073	10		該当なし	-	-	0.076	3		
37	県北	国見町	八巻石材工業 (株)	1号	5 廃棄物焼却炉	61	0.65	5		該当なし	-	-	0.0059	3		
38	県北	福島市	福島県立医科大学	動物炉	5 廃棄物焼却炉	150	0.026	5		0.11	3		0	3		

県中地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

	地域	事業場所在地	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却	炉の規模	排出ガスの 測定結果	適用される	基準適	ばいじんの 測定結果	適用される 基準値	基準適	焼却灰等の 測定結果	適用される 基準値	基準適	備考
	16130	(市町村名)	学未物口仰	对象他故有机	付足加設の作業	焼却能力 (k g/h)	火床面積 (m ²)	(ng-TEQ/m ³ N)	排出基準	合状況	(ng-TEQ/g)	極年間 (ng-TEQ/g)	合状況	(ng-TEQ/g)	左年間 (ng-TEQ/g)	合状況	神与
1	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合(ごみ処理 施設)	1 号炉	5 廃棄物焼却炉	3125	17.098	0.055	5		0.0036	-	-	0.0019	3		ばいじん:薬剤処理
2	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合(ごみ処理 施設)	2 号炉	5 廃棄物焼却炉	3125	17.098	0.14	5		2.1	-	-	0.0017	3		ばいじん:薬剤処理
3	県中	三春町	日本化学工業㈱福島第二工場	ダリー1	5 廃棄物焼却炉	2446	-	0.00001	1		該当なし	-	-	該当なし	-	-	液中燃焼方式のためばいじん等は発生しない
4	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地方 ごみ焼却炉	1 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1875	13.48	0.00051	10		0.000050	-	_	0.000070	3		ばいじん、焼却灰はそれぞれ1号炉、2号炉 を混合測定。ばいじん薬剤処理
5	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地方 ごみ焼却炉	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1875	13.48	0.000092	10		0.000050	-	-	0.000070	3		を成日測定。はいしが柴削処理
6	県中	田村市	田村広域行政組合 田村東部環境センター	1 号炉	5 廃棄物焼却炉	1875	12.5	1.2	10		4.7	-	-	0.14	3		ばいじん:薬剤処理
7	県中	田村市	田村広域行政組合 田村東部環境センター	2 号炉	5 廃棄物焼却炉	1875	12.5	1.9	10		6.4	-	-	0.075	3		ばいじん:薬剤処理
8	県中	三春町	田村広域行政組合 田村西部環境センター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1667	9.45	0.020	5		0.96	3		0	3		排ガス、ばいじんは焼却炉、溶融炉共通。ば
9	県中	三春町	田村広域行政組合 田村西部環境センター	溶融炉	5 廃棄物焼却炉	492	1.85	0.020	J		0.30	3		Ü	3		いじんは薬剤処理。焼却灰は溶融スラグ。
10	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合(し尿処理 施設)	1 し尿処理施設	5 廃棄物焼却炉	786	8	0.027	10		0.00093	3		0	3		
11	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地方 し尿焼却炉	円形焼却炉	5 廃棄物焼却炉	786	11	0.00012	10		0.00028	3		0.00034	3		
12	県中	須賀川市	(株)サニークリエーションプ゜ランニンク゛	No 1 焼却炉	5 廃棄物焼却炉	615	8.8	0.58	10		0.89	3		0.29	3		
13	県中	石川町	(有)サンユー	名称なし	5 廃棄物焼却炉	600	5.44	2.4	10		0.0028	3		0.0000012	3		
14	県中	田村市	田村地方衛生処理センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	300	2.1	0.000068	10		該当なし	-	-	0.000055	3		ばいじん排出施設無し
15	県中	田村市	田村地方衛生処理センター	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	376	5.9	0.069	10		該当なし	-	-	0.000059	3		ばいじんは乾燥炉後のサイクロンで捕集
16	県中	須賀川市	西間木建材㈱	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	183	1.978	0.47	10		0.36	3		0.0014	3		
17	県中	平田村	ディーアイシー・インテリア㈱福島工場	1 号炉	5 廃棄物焼却炉	113	1.28	1.6	10		0.0074	3		0.0057	3		
18	県中	小野町	日本全薬工業㈱中央研究所付属臨床 研究牧場	動物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	100	1.06	0.0078	10		0.0000028	3		0.0000008	3		
19	県中	玉川村	㈱ユキザワ玉川農場	2 号炉	5 廃棄物焼却炉	98	1.4	1.5	5		0.036	3		0	3		
20	県中	田村市	㈱春山建工社	1号	5 廃棄物焼却炉	69.3	1.9	0.062	5		0.0000040	3		0.0000058	3		
21	県中	玉川村	福島空港ビル㈱	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	28.6	0.77	1.1	10		0	3		0.018	3		
22	県中	田村市	㈱フリーデン都路牧場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	121	1.365	2.8	10		該当なし	-	-	0	3		

【廃棄物焼却炉以外の施設】

NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	特定施設の規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m³N)	適用される 排出基準	基準適合状況	備考
1	県中	須賀川市	(株)加藤工業所福島工場	溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	2t/h				
2	県中	須賀川市	(株)加藤工業所福島工場	溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	1t/h	0.0016	5		3 炉集合煙突
3	県中	須賀川市	(株)加藤工業所福島工場	溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	1t/h				

【廃棄物焼却炉】

県南地方振興局管内

	地域	事業場所在地	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却	炉の規模	排出ガスの 測定結果	適用される	基準適	ばいじんの 測定結果	適用される 基準値	基準適	焼却灰等の 測定結果	適用される基準値	基準適	備考
	北田北城	(市町村名)	争耒场位价	对象他設合你	付止他設の種類	焼却能力 (kg/h)	火床面積 (m ²)	(ng-TEQ/m ³ N)	排出基準	合状況	(ng-TEQ/g)	基学旭 (ng-TEQ/g)	合状況	(ng-TEQ/g)	基準値 (ng-TEQ/g)	合状況	湘 专
1	県南	白河市	西白河地方衛生処理一部事務組合	西白河地方クリーンセ ンター 1 号炉	5 廃棄物焼却炉	3750	22.51	0.036	5		0.52	-	-	0.012	3		ばいじんは薬剤処理
2	県南	白河市	西白河地方衛生処理一部事務組合	西白河地方クリーンセ ンター 2 号炉	5 廃棄物焼却炉	3750	22.51	0.025	5		1.2	-	-	0.0052	3		ばいじんは薬剤処理
3	県南	白河市	西白河地方衛生処理一部事務組合	白河地方清掃センター し尿汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	300	5	0.0012	10		0.0056	3		0.000090	3		
4	県南	白河市	(株)秋山建材再生プラント	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3740	6.1	0.029	5		0.0000017	3		0	3		
5	県南	泉崎村	(株)コラボ・ウェイスト	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	-	0.011	5		0.088	3		0.66	3		
6	県南	塙町	東白衛生組合	ごみ焼却施設 1 号炉	5 廃棄物焼却炉	1563	9.75	0.021	10		0.95		,	0.0059	3		ばいじんは薬剤処理。
7	県南	塙町	東白衛生組合	ごみ焼却施設 2 号炉	5 廃棄物焼却炉	1563	9.75	0.029	10		0.55			0.0039	3		1 · 2 号混合排出、同時測定。
8	県南	塙町	東白衛生組合	東日クリーンセンター し尿処理施設汚泥焼却 炉	5 廃棄物焼却炉	930	-	0.000052	10		該当なし	-	-	0	3		
9	県南	泉崎村	大日本印刷テクノパック(株)	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	13.5	0.0021	10		0.076	3		0.017	3		
10	県南	棚倉町	ユニ・チャームプロダクツ東日本㈱ 福島工場	B - 3 焼却ボイラー	5 廃棄物焼却炉	780	3.8	0.46	5		0	3		0	3		
11	県南	白河市	住友ゴム工業㈱白河工場	廃タイヤボイラー	5 廃棄物焼却炉	750	11	0.0024	10		0.049	3		0.000013	3		
12	県南	白河市	かねか㈱福島工場	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	120	0.79	0.79	10		1.5	3		0.0012	3		
13	県南	棚倉町	(剤平成クリーンサービス	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	190	5.7	0.71	10		0	3		0	3		
14	県南	白河市	フランスベッドファニチャー	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	179	4.83	2.0	10		該当なし	-	-	0.12	3		
15	県南	塙町	㈱伊奈養鶏場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	150	1.8	休止中	10	-	休止中	3	-	休止中	3	-	H18年3月から休止
16	県南	西鄉村	独立行政法人家畜改良センター	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	150	1.88	0.13	10		該当なし	-	-	0.000016	3		
17	県南	棚倉町	渡辺産業㈱	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	120	0.85	休止中	10	-	休止中	3	-	休止中	3	-	H14年12月から休止
18	県南	塙町	(有)常豊工務店	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	96	1.96	2.3	10		0.0051	3		0	3		
19	県南	西鄉村	東洋羽毛工業㈱白河工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	26	1.7	1.0	10		0.087	3		0.0092	3		
20	県南	白河市	県南産業㈱焼却場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	192	1.1	休止中	5	-	休止中	3	-	休止中	3	-	施設未設置
21	県南	矢祭町	丸イ食品㈱福島第2工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	89	1.27	4.9	5		0.90	3		0.00019	3		
22	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業所白河工場	(14-1)アルミ灰焼成炉	5 廃棄物焼却炉	90	-	0.0046	5		該当なし	3	-	0.0058	3		
23	県南	白河市	(株)ムサシパーテイション工業福 島工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	172	1.76	2.2	5		0.033	3		0.20	3		

【廃棄物焼却炉以外の施設】

		ETWINGAPN S	人プトリノル 記え 』							
NO	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	特定施設の規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m³N)	適用される 排出基準	基準適合状況	備考
1	県南	白河市	(株大紀アルミニウム工業所白河工場	(1 - 1)30 ^ト 、元湯炉	4 アルミニウム溶解炉	3 0 t	0.19	5		1,5,6,8同時測定
	影	다신다	(株人能アルミーソム工業所口州工場	(! - !) 3 0 シノし/数スピ	4 アルミニクム/台州ギバー	301	0.69	5		1,2,3,5,6同時測定
2	県南	白河市	(株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)	(1 - 2) 4 0 5	4 アルミニウム溶解炉	4 0 t	0.59	5		2,3同時測定
_	NCHI	L1710	ロボノへいしアルベーフユエ来バロバエクの	(1 2) + 0 3/B##W	4 /W\=/A/B/BHW	400	0.69	5		
3	県南	白河市	(株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)	(1 - 3)405/保持炉	4 アルミニウム溶解炉	4 0 t	0.69	5		
	NCHS	17310	のが人間がルークユエ来が口が上物	(1 3)40 91613	4 /W\=/A/B/BHW	400	0.59	5		
							0.81	5		3,6同時測定
4	県南	白河市	(株)大紀アルミニウム工業所白河工場	(1-6)NO.1 4~。回転 炉	4 アルミニウム溶解炉	4 t	0.0031	5		
5	県南	白河市	(株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)	(2 - 2)15 ⁻ >溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	15 t	0.19	5		
	NCHS	Д/3//2	WITH THE PARTY OF	(L L) I S SIGNEY	. 774 - 747 119774		0.69	5		
							0.19	5		
6	県南	白河市	(株)大紀アルミニウム工業所白河工場	(2 - 3)255%溶解炉	4 アルミニウム溶解炉	2 5 t	0.69	5		
							0.81	5		
7	県南	白河市	(株)大紀アルミニウム工業所白河工場	(7-1)ダライ粉乾燥 路	4 アルミニウム乾燥炉	2 . 5 t	0.13	5		
8	県南	白河市		(12)デラッカー設備	4 アルミニウム焙焼炉	3 . 5 t	0.19	5		
9	県南	白河市	(株)大紀アルミニウム工業所白河工場	(13 - 1)No.2 4 り回転炉	4 アルミニウム溶解炉	4 t	0.13	5		

会津地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

1		T	GAPA 1					サルギュヘ	ı		げいじんの			梅加尔等小			
	地域	事業場 所在地	事業場名称	対象施設名	特定施設の種類	廃棄物焼却	炉の規模	排出ガスの 測定結果	適用される	基準適	ばいじんの 測定結果	適用される 基準値	基準適	焼却灰等の 測定結果	適用される 基準値	基準適	備考
	E%	(市町 村名)	学来 物口1小	称	1寸 たルビス 0 71 至 元只	焼却能力 (k g/h)	火床面積 (m²)	(ng-TEQ/m ³ N)	排出基準	合状況	(ng-TEQ/g)	(ng-TEQ/g)	合状況	(ng-TEQ/g)	(ng-TEQ/g)	合状況	r ia 'o
1	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	KW- 1	5 廃棄物焼却炉	4167	-	0.21	1		0.018	3		0.0000068	3		排出ガス及びばいじんはKW-2との総合値 ばいじん等は再処理(熱分解)
2	会津	会津若 松市	会津若松地方広域市町村圏整備組合	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	19.098	0.17	5		3.2	-	-	0.012	3		ばいじん:セメント・薬剤処理
3	会津	会津若 松市	会津若松地方広域市町村圏整備組合	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	19.098	0.10	5		2.9	-	-	0.020	3		ばいじん:セメント・薬剤処理
4	会津	会津若 松市	会津若松地方広域市町村圏整備組合	3 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	19.098	0.44	5		4.6	-	-	0.028	3		ばいじん:セメント・薬剤処理
5	会津	喜多方 市	喜多方地方広域市町村圏組合環境セ ンター山都工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2812.5	17.115	0.094	5		0.00			0.00			ばいじん及び焼却灰は1号と2号同時測定
6	会津	喜多方 市	喜多方地方広域市町村圏組合環境セ ンター山都工場	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2812.5	17.115	0.30	5		0.93	-	-	0.62	3		ばいじんはセメント、キレート処理
7	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	KW- 2	5 廃棄物焼却炉	2500	-	0.21	5		0.018	3		0.000013	3		排出ガス及びばいじんはKW-1との総合値
8	会津	猪苗代 町	渡部産業(株)サンワ処理センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2437	3.14	0.83	5		0.17	3		0(<0.013)	3		
9	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	К 3	5 廃棄物焼却炉	2166.7	-	0.085	1		0.050	3		0.000013	3		
10	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	第2専焼炉	5 廃棄物焼却炉	2083	-	0.010	5		0.017	3		0.0000035	3		
11	会津	柳津町	(耕あいづダストセンター鶴ヶ峯産業 廃棄物中間処理場	F-101	5 廃棄物焼却炉	1750	-	1.5	5		0.062	3		該当なし	-	-	流動床炉で灰が出ない
12	会津	柳津町	(株)あいづダストセンター鶴ヶ峯産業 廃棄物中間処理場	F- 201.202.203	5 廃棄物焼却炉	1670	15.3	4.4	5		0.19	3		0.29	3		
13	会津	喜多方 市	(株)テクノクリーン	(空白)	5 廃棄物焼却炉	1554	4.44	4.4	10		0.49	3		0.0035	3		
14	会津	柳津町	(株)あいづダストセンター鶴ヶ峯産業 廃棄物中間処理場	F-002	5 廃棄物焼却炉	868	-	休止中	10		休止中	3	-	休止中	3	,	H12.5月から休止中
15	会津	柳津町	(株)あいづダストセンター鶴ヶ峯産業 廃棄物中間処理場	F-001	5 廃棄物焼却炉	750	6.4	休止中	10		休止中	3		休止中	3		H12.5月から休止中
16	会津		喜多方地方広域市町村圏組合環境セ ンター塩川工場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	928	10	0.19	10		該当なし	-	-	0.00041	3		
17	会津	湯川村	(有)日本美術産業湯川工場	(空白)	5 廃棄物焼却炉	225	1.56	0	10		0	3		0	3		
18	会津	会津美 里町	(株)渡部骨材	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	162.5	7.52	休止中	10	-	休止中	3	-	休止中	3	-	H14.11.30から休止中。
19	会津	会津若 松市	会津若松市役所環境保全課	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	0.84	0.036	10		該当なし	-	-	0.0000017	3		
20	会津	会津若 松市	会津家畜保健衛生所	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	0.64	0 (<0.12)	10		該当なし	-	-	0(<0.0074)	3		

【廃棄物焼却炉以外の施設】

NO	地域	事業場 所在地 (市町 村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	特定施設の規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m³N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	備考
1	会津	磐梯町	曹鉄メタル株式会社	1号キルン	3 亜鉛回収焙焼炉	8.3 t/h (1号キルン)	0.24	10		
2	会津	磐梯町	曹鉄メタル株式会社	2号キルン	3 亜鉛回収焙焼炉	4.5 t/h(2号キルン)	1.5	10		
4	会津	喜多方 市	昭和電工(株)ショウティック事業部喜 多方事業所	1001号	4 アルミニウム溶解炉	12 t(1001号)	休止中	5	-	
5	会津	喜多方 市	昭和電工㈱ショウティック事業部喜 多方事業所	1002号	4 アルミニウム溶解炉	10 t(1002号)	0.00023	5		
6	会津	喜多方 市	昭和電工㈱ショウティック事業部喜 多方事業所	1501号	4 アルミニウム溶解炉	15 t(1501)	0.0029	5		
7	会津	喜多方 市	昭和電工㈱ショウティック事業部喜 多方事業所	1502号	4 アルミニウム溶解炉	15 t (1502)	休止中	-	-	
8	会津	喜多方 市	昭和電工㈱ショウティック事業部喜 多方事業所	10TH-1	4 アルミニウム溶解炉	10 t(10TH-1)	0.00079	5		
9	会津	喜多方 市	昭和電工㈱ショウティック事業部喜 多方事業所	10TH-2	4 アルミニウム溶解炉	11 t(10TH-2)	0.0038	5		
10	会津	喜多方 市	昭和電工(株)ショウティック事業部喜 多方事業所	22HF1	4 アルミニウム溶解炉	25 t(22HF1)	0.011	5		22HF1(溶解炉) + 20HF1(保持炉)
11	会津	喜多方 市	昭和電工㈱ショウティック事業部喜 多方事業所	20HF1	4 アルミニウム溶解炉	20 t(20HF1)	0.011	5		22HF1(溶解炉) + 20HF1(保持炉)
14	会津	喜多方 市	昭和電工㈱ショウティック事業部喜 多方事業所	21-15t0F	4 アルミニウム溶解炉	15 t(21-15t0F)	0.43	1		
				21-15t0F	4 アルミニウム溶解炉	15 t(21-15t0F)	0.0016	1		
				21-15t0F	4 アルミニウム溶解炉	15 t(21-15t0F)	0.018	1		
				21-15t0F	4 アルミニウム溶解炉	15 t(21-15t0F)	0.0082	1		
				21-15t0F	4 アルミニウム溶解炉	15 t(21-15t0F)	0.017	1		
15	会津	喜多方 市	昭和電工㈱ショウティック事業部喜 多方事業所	22-15t0F	4 アルミニウム溶解炉	15 t(22-15t0F)	0.025	1		
				22-15t0F	4 アルミニウム溶解炉	15 t(22-15t0F)	0.02	1		
16	会津	喜多方 市	三神精工株式会社喜多方工場	A (1) (アルミ溶 解炉)	4 アルミニウム溶解炉	5 t(A)	0.35	5		
17	会津	喜多方 市	三神精工株式会社喜多方工場	F (2) (アルミ溶 解炉)	4 アルミニウム溶解炉	1 t(F)	0.35	5		A炉と同時測定
18	会津	喜多方 市	三神精工株式会社喜多方工場	E (12) (アルミ溶 解炉)	4 アルミニウム溶解炉	1 t(E)	0.35	5		A炉と同時測定
19	会津	喜多方 市	三神精工株式会社喜多方工場	B (13) (アルミ溶 解炉)	4 アルミニウム溶解炉	5 t(B)	0.35	5		A炉と同時測定
20	会津	喜多方 市	三神精工株式会社喜多方工場	C (14) (アルミ溶 解炉)	4 アルミニウム溶解炉	6 t(C)	0.35	5		A炉と同時測定
21	会津	喜多方 市	三神精工株式会社喜多方工場	乾燥炉	4 別にが乾燥炉	1 t/h	3.9	5		

南会津地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

	地域	事業場所在地	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却	炉の規模	排出ガスの 測定結果	適用される		ばいじんの 測定結果	適用される 基準値	基準適	焼却灰等の 測定結果	適用される 基準値	基準適	備考
	- 6%	(市町村名)	2 × 20 110	A Jacobs Line	TO ACIDEIX STIERS	焼却能力 (k g /h)	火床面積 (m ²)	(ng-TEQ/m ³ N)	排出基準	合状況	(ng-TEQ/g)	(ng-TEQ/g)	合状況	(ng-TEQ/g)	(ng-TEQ/g)	合状況	rm 3
1	南会津	南会津町	西部環境衛生組合 (環境センター)	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1562.5	11.39	3.7	10		3.7	-	-	0.16	3		ばいじん:薬剤処理
2	南会津	南会津町	西部環境衛生組合 (環境センター)	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1562.5	11.39	2.3	10		2.4	-	-	0.062	3		ばいじん:薬剤処理
3	南会津	下郷町	センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1250	11.39	0.32	10		8.5	-		0.075	3		ばいじん:薬剤処理
4	南会津	下郷町	田島下郷町衛生組合 東部クリーン センター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1250	11.39	0.074	10		1.9	-	1	0.15	3		ばいじん:薬剤処理
5	南会津	檜枝岐村	檜枝岐村クリーン センター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	7.04	5.9	10		15	-		0.00000068	3		ばいじん:薬剤処理
6	南会津	南会津町	金井建設上業株 産業廃棄物焼却施 設	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	584	4.8	未測定	10	-	未測定	3	-	未測定	3	-	H19.6.5から焼却炉を休止、H20.4.4に廃止
7	南会津	南会津町	西部環境衛生組合 (し尿処理施設)	し尿残さ焼却炉	5 廃棄物焼却炉	430	1.26	0.32	10		該当なし	-	ı	0.58	3		構造上、ばいじんと焼却灰が同一箇所に集積 するため、ばいじん焼却灰混合分析。
8	南会津	下郷町	田島下郷町衛生組 合 衛生センター	汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	380	3.22	0.057	10		該当なし	-	-	0	3		構造上、ばいじんと焼却灰が同一箇所に集積 するため、ばいじん焼却灰混合分析。
9	南会津	南会津町	(有)伊南川商事	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	190	1.16	1.5	10		0.55	3		0.0000032	3		
10	南会津	南会津町	㈱芳賀沼製作	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	150	1.8	0.37	5		7.5 (H18年度分)	3	×	0.016 (H18年度分)	3		H20.3.31廃止(H20.5.6届出) ばいじん、焼却灰は平成18年度分の測定値 ばいじんは、特別管理産業廃棄物として処理
11	南会津	南会津町	(有)フナキ	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	150	2.4	1.0	10		0.0	3		0.0000036	3		

相双地方振興局管内

【廃棄物焼却炉】

			_														
	地域	事業場所在地(市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼去 焼却能力	火床面積	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m³N)	適用される 排出基準	基準適合状況	ぱいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適合状況	備考
1	相双	南相馬市	丸三製紙㈱	マルサン焼却炉	5 廃棄物焼却炉	(k g/h)	(m²) 19.04	0.0035	5		0.063	3		0.0039	3		
2	相双	楢葉町	双葉地方広域市町村圏組合 南部衛 生センター	1 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2778	19.58	0.091	5			-	-		3		ばいじん及び焼却灰については、2 炉同時測定。
3	相双	楢葉町	双葉地方広域市町村圏組合 南部衛 生センター	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2778	19.58	0.26	5		5.6	-	-	0.014	3		ばいじん:薬剤処理
4	相双	相馬市	相馬方部衛生組合ゴミ焼却場	1 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2500	18.46	0.65	5			-	-		3		ばいじん及び焼却灰については、2 炉同時測定。
5	相双	相馬市	相馬方部衛生組合ゴミ焼却場	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2500	18.46	1.4	5		0.44	-	-	0.0050	3		ばいじん:薬剤処理
6	相双	浪江町	双葉地方広域市町村圏組合 北部衛 生センター	1 号炉	5 廃棄物焼却炉	2500	17.038	0.44	5		2.1	-	-	0.015	3		ばいじん:薬剤処理
7	相双	浪江町	双葉地方広域市町村圏組合 北部衛 生センター	2 号炉	5 廃棄物焼却炉	2500	17.038	0.23	5		2.4	-	-	0.017	3		ぱいじん:薬剤処理
8	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町センター	1 号炉	5 廃棄物焼却炉	2187.5	15.174	0.083	5		0.8	-	-	0.041	3		ばいじん:セメント固化、薬剤処理
9	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町センター	2 号炉	5 廃棄物焼却炉	2187.5	15.174	0.11	5		0.89	-	-	0.0060	3		ばいじん:セメント固化、薬剤処理
								0.00072	10		-	該当なし	-	-	該当なし	-	廃液焼却炉
10	相双	南相馬市	大内新興化学工業㈱原町工場	廃棄物焼却炉(761)	5 廃棄物焼却炉	1500	2.14	0	10		_	該当なし	-	-	該当なし	-	
10	111/1	Hallendib	7(13413410-7-1-34410)-1-3	HERETONIADN (101)	O BESKING NEADY	1300	2.14	0	10		-	該当なし	-	-	該当なし	-	
								0.000019	10		-	該当なし	-	-	該当なし	-	
11	相双	相馬市	(株)ADEKA相馬工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1500	2.14	0.0022	10		-	該当なし	-	-	該当なし	-	廃液焼却炉
12	相双	広野町	富士フィルムファインケミカルズ (株)広野工場	廃液焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1790	-	0.00091	10		-	該当なし	-	-	該当なし	-	廃液焼却炉
13	相双	広野町	東京電力㈱中央火力事業所広野火力発電所	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	-	休止中	10	-	休止中	3	-	休止中	3	-	H12.11.から休止中
14	相双	大熊町	東京電力㈱福島第一原子力発電所	海生物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	-	0.063	10		0.013	3		0	3		
15	相双	大熊町	汚泥リサイクルセンター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	834	-	0.00024	5		-	該当なし	-	0	3		ばいじんは焼却灰に混入するためダイオキシン測定 不能
16	相双	南相馬市	㈱まるさセンター	1 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	495	10.32	0	10		1.3	3		0.29	3		
17	相双	富岡町	双葉地方広域市町村圏組合 双葉環 境センター	1 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	417	6.8	0.067	10		0.0080	3		0	3		
18	相双	飯舘村	飯舘村一般廃棄物最終処分場焼却設 備	1 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	375	3.5	0.088	10		0.73	3		0	3		
19	相双	南相馬市	南相馬市 零浄化センター	NO1 焼却設備	5 廃棄物焼却炉	385	8.5	0.12	10		-	該当なし	-	0.000028	3		ばいじんは焼却灰に混入するためダイオキシン測定 不能
20	相双	大熊町	(株)佐洋運輸	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	350	3.525	3.0	10		1.4	3		0.00028	3		
21	相双	大熊町	双葉運輸㈱	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	220	1.98	4.2	10		2.7	3		0.65	3		
22	相双	浪江町	日化ポード(株)	NO1 廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	195	-	報告期限未到 来	5	-	報告期限未到 来	3	-	報告期限未到 来	3	-	
23	相双	南相馬市	関場建設㈱	NO.1廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	178	1.9	休止中	10	-	休止中	3	-	休止中	3	-	H14.12.1から休止中
24	相双	大熊町	東京電力㈱福島第一原子力発電所	産業廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	160	3	休止中	10		休止中	3		休止中	3		H20.3.31廃止
25	相双	川内村	㈱丸東	1号	5 廃棄物焼却炉	143	1.9	休止中	5	-	休止中	3	-	休止中	3	-	H16.11.26付けで休止届出を受付。

	地域	事業場所在地	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	廃棄物焼却	炉の規模	排出ガスの 測定結果	適用される	基準適	ばいじんの 測定結果	適用される 基準値	基準適合状況	焼却灰等の 測定結果	適用される基準値	基準適	備考
	757%	(市町村名)	#*************************************	A) BUBBA LITE	10ACIIBRX V71EAR	焼却能力 (k g /h)	火床面積 (m ²)	(ng-TEQ/m ³ N)	排出基準	合状況	(ng-TEQ/g)	(ng-TEQ/g)	合状況	(ng-TEQ/g)	(ng-TEQ/g)	合状況	ee e
26	相双	大熊町	(前 沢内建設	1 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	104	1.84	0.97	10		2.9	3		0	3		
27	相双	浪江町	㈱シムコ浪江事業所	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	92	1.38	0.21	10		-	該当なし	-	0	3		集塵装置がついてないためばいじんのダイオキシン 測定不能
28	相双	楢葉町	㈱セキモト	2 号炉	5 廃棄物焼却炉	91	0.98	2.8	5		0.089	3		0	3		
29	相双	南相馬市	福島県相双保健福祉事務所相双地区 犬抑留所	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	75	0.64	0.32	10		-	該当なし	-	0	3		集塵装置がついてないためばいじんのダイオキシン 測定不能
30	相双	相馬市	三星化学工業㈱相馬工場	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	75	0.63	0.79	5		0.90	3		0.024	3		
31	相双	浪江町	北伸産業㈱浪江工場	釜	5 廃棄物焼却炉	65	4.48	休止中	10	-	休止中	3	-	休止中	3	-	H14.6から休止中。
32	相双	相馬市	成田食品工業株)	残渣焼却炉	5 廃棄物焼却炉	60	1.86	廃止	-	-	廃止	-	-	廃止	-	-	H19.11.20廃止
33	相双	南相馬市	福島県相双家畜保健衛生所	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	0.64	0.23	10		-	該当なし	-	0	3		集塵装置がついてないためばいじんのダイオキシン 測定不能
34	相双	楢葉町	福島医療環境㈱	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	1.26	休止中	10	-	休止中	3	-	休止中	3	-	
35	相双	広野町	富士フィルムファインケミカルズ(株) 広野工場	雑芥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	20	1.986	0.00015	10		-	該当なし	-	0.0086	3		集塵装置がついてないためばいじんのダイオキシン 測定不能
36	相双	相馬市	成田食品工業株)	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	10	0.84	6.6	10		0	3		0.026	3		
37	相双	広野町	㈱三豊福島工場	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	27	1.986	0.45	10		-	該当なし	-	0.15	3		集塵装置がついてないためばいじんのダイオキシン 測定不能

平成19年度 排出水ダイオキシン類測定結果(中核市を除く)

	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	特	定施設の種類・数		放流水の 測定結果 pg-TEQ/I	適用される 排出基準値 (pg-TEQ/I)	基準適合状況	備考
1	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	0.00022	10		1 回目
	NAU	TEM EEU 112	間間中のふくなりプラビング	10	八0月 田旭以		0.00017	10		2 回目
2	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	3.8	10		
3	県北	福島市	(株)東関東ダブル・ジー・ヤマギシ福島 営業所	15	灰の貯留施設	1	0.020	10		汚水等の排出はないが、場内の雨水等 の排出水を検査
4	県北	二本松市	(株)七洋工業萩坂研究所	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
5	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
				15-イ	廃ガス洗浄施設	4				
6	県北	川俣町	富岡興業㈱TYS処理工場	15- 🗆	湿式集じん施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
_			安達地方広域行政組合 もとみやク	15	灰の貯留施設	1	*****			T-LOW CHAILES
7	県北	本宮町	リーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし 汚水等の排出なし、廃棄物処理法の許
8	県北	伊達市	クリーン東陽㈱ 須賀川地方保健環境組合(ごみ処	15-1	廃ガス洗浄施設	2	該当なし	-	-	可失効(H12.8.31)により休止中
9	県中	須賀川市	理施設) 石川地方生活環境施設組合石川地方ご	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
10	県中	石川町	み焼却炉	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
11	県中	三春町	三春町清掃センター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
12	県中	三春町	日本化学工業㈱福島第二工場 田村広域行政組合 田村東部環境	15-1	排ガス洗浄施設	1	0.00049	10		ダ処U - 1
13	県中	田村市	センター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
14	県中	田村市	田村市船引清掃センター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
15	県南	白河市	西白河地方衛生処理一部事務組合	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
16	県南	塙町	東白衛生組合	15	灰の貯留施設 廃ガス洗浄施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
17	県南	白河市	(株)大紀アルミニウム工業所白河工場	12-1	(アルミニウム溶解炉)	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
18	県南	白河市	住友ゴム工業㈱白河工場	15	灰の貯留施設	1	0.0012	10		
19	県南	泉崎村	大日本印刷テクノパック(株)	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
20	県南	泉崎村	(株)コラボ・ウェイスト	15-1	廃ガス洗浄施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
21	会津	会津若松市	会津地区広域事業組合	15 15	灰の貯留施設 灰の貯留施設	1	該当なし	_		汚水等の排出なし
22	会津	喜多方市	三神精工株式会社喜多方工場	13- 🗆	湿式集塵施設	1	該当なし			汚水等の排出なし
	X /F	音シカル	二十十十八八八二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	15	灰の貯留施設	1	設当なり	_	_	12.V-4.0.I#II.@ 0
				15-イ	廃ガス洗浄施設	6				
23	会津	磐梯町	日曹金属化学(株)会津工場	15- 🗆	湿式集塵施設	4	0.0016	10	10	
				19	水の処理施設	1				
				15	灰の貯留施設	1				
24	会津	柳津町	株式会社あいづダストセンター鶴ヶ峯 産業廃棄物中間処理場		廃ガス洗浄施設	3	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
			<u>庄</u> 耒税平间处连场	15-□	湿式集塵施設	1				
0.5	A 144	60.14		13-□	廃ガス洗浄施設	2	******			X
25	会津	磐梯町	曹鉄メタル株式会社	13-八	湿式集塵施設	2	該当なし	-	-	汚水は別会社で処理
26	南会津	下郷町	田島下郷町衛生組合 東部クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
07	去么油	14:11:11	In the state of th	15	灰の貯留施設	1	****			注水等の世出た!
27	南会津	檜枝岐村	檜枝岐村クリーンセンター	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
28	南会津	南会津町	西部環境衛生組合(環境センター)	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
29	相双	南相馬市	大内新興化学工業㈱原町工場	15-□	湿式集じん施設	2	0.00055	10		
00	40 an	C+ 02 m**	富士フィルムファインケミカルズ㈱広	15-イ	廃ガス洗浄施設	2	0.00044	40		平成16年8月23日に廃ガス洗浄施設 1
30	相双	広野町	野工場	15-□	湿式集じん施設	1	0.00011	10		基、湿式集じん施設1基新設。
31	相双	相馬市	(株)ADEKA相馬工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	0.00019	10		
32	相双	大熊町	東京電力㈱福島第一原子力発電所	15-イ	廃ガス洗浄施設	2	0.0016	10		
33	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町センター	15	灰貯留施設	2	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
34	相双	相馬市	相馬方部衛生組合ゴミ焼却場	15-イ	廃ガス洗浄施設	2	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
35	相双	広野町	東京電力㈱中央火力事業所広野火力発 電所	15-イ	廃ガス洗浄施設	2	休止中	10	-	H12年11月から休止中
	+p. mr	*****		9	4-クロロフタル酸水素ナト リウム製造施設	3	4.6	40		早 梅秋沐口上一型中
36	相双	南相馬市	三和化学工業㈱	10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造施設	3	1.3	10		最終放流口にて測定
			1		11////			1		1

平成19年度

外因性内分泌かく乱化学物質 (環境ホルモン)調査結果

平成20年 7月 生活環境部 水・大気環境課 この調査結果は、平成19年度における県内の外因性内分泌かく乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)等について調査した結果を取りまとめたものです。

1 調査の目的

人などの内分泌作用をかく乱するおそれがある外因性内分泌かく乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)等について、県内における環境中の濃度及び発生源からの排出の実態把握並びにデータの集積などを目的として調査を実施しました。

さらに、野生生物における環境ホルモン等の蓄積状況を把握することにより、野生生物の保護及び化学物質対策を進めるための基礎資料を得ることを目的として調査を実施しました。

2 調査機関

調査は、福島県、福島市、郡山市及びいわき市が行いました。

なお、野生生物の調査における試料採取等につきましては、NPO法人ふくしまワイルドライフ市民&科学者フォーラム(大玉村)の協力のもと、実施しました。

3 調査内容

調査は、大気、水質、底質、廃棄物最終処分場の放流水等、野生生物、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下「PRTR法」という。)の届出結果から選定した事業所からの放流水、公共用水域及び環境大気(化学物質排出実態調査)について調査しました。

4 調查対象化学物質

次の表に示した化学物質について調査を実施しました。

No	SPEED '98No	化学物質名	大気	水質	底質	廃棄物 最終処 分場	野生 生物
1_	1	ダイオキシン類 (PRTR法、POPs)	L				0
2	2	ポリ塩化ビフェニール類 (PRTR法、POPs)		0	0		0
3	4	ヘキサクロロベンゼン (POPs)	L	00			0
4	5	ペンタクロロフェノール (PRTR法)	L	00	0	0	
_5	6	<u>2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸</u>	<u> </u>	<u> </u>			
6_	7		L				
7_	9	アトラジン (PRTR法)	<u> </u>				
8_	12	<u> </u>	L			0	0
9	12	エチルハ゜ラチオン	L				0
<u>10</u> _	13	_N_A_C (カルバリル)(PRTR法)_	L				
11_	14	_ク_ロルデン(POPs)_	L				0
12_	15	オキシクロルデン	L				0
13_	16	trans-ノナクロル	L				0
14_	18	DDT (POPs)	L				0
15_	19	D D E and D D D	L				<u> </u>
16_	20	_ケルセン(PRTR法)	L				
17_	21	アルドリン (POPs)	L				0
18_	22	エンドリン (POPs)	L				0
19_	23	ディルドリン (POPs)	L				0
20_	25	ヘプタクロル(POPs)_	L			ll	0

21	26	ヘプタクロルエポキサイド	I	1	1	1		0
22	28	メソミル		[0			
23	33	トリブチルスズ	(PRTR法)	[0	0		0
21 22 23 24	34	トリフェニルスズ	(PRTR法)		0	0		0
25_	35	トリフルラリン	(PRTR法)	I	0	[
26	36	アルキルフェノール			0	0	0	0
		4-t-プチルフェノール						
		4-n-ペンチルフェノール						
		4-n-ヘキシルフェノール						
		4-ヘフ゜チルフェノール						
		4-t-オクチルフェノール	(PRTR法)					
		4-n-オクチルフェノール	(PRTR法)					
L		ノニルフェノール	_(PRTR法)	L]			
27_	37	ビスフェノールA	_(PRTR法)	L			0	0
28_	38	_フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	_(PRTR法)				0	<u> </u>
<u>29</u> _	39	_フタル酸ブチルベンジル	_ <u>(PRTR法)</u>	<u> </u>			<u> </u>	
<u>30</u> _	<u>40</u>	_フタル酸ジ-n-ブチル	(PRTR法)	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>
31_	41	フタル酸ジシクロヘキシル					0	
32_	42	_フタル酸ジエチル					0	
33_	43	ベンゾ(a)ピレン		L	0		0	
34_	44	_2 <u>,4-ジクロロフェノール</u>		ļ	0		0	
<u>35</u> _	<u>45</u>	<u>_アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル_</u>	_ <u>(PRTR法</u>)	_Ω				<u> </u>
36_	46	_ベンゾフェノン		L			0	<u> </u>
37_	47	4-ニトロトルエン		ļ			<u> </u>	
38_	48	<u>オクタクロロスチレン</u>		ļ			0	0
39_	52	マンゼブ	(PRTR法)	ļ			<u> </u>	
40_	53	マンネブ	(PRTR法)	ļ			<u> </u>	
41_	61	_ジネブ	(PRTR法)	ļ			0	
42_	62	ジラム	<u>(PRTR法)</u>	ļ- <u>-</u>			0	
43_	63	フタル酸ジペンチル		<u> </u>			0	
44	64	フタル酸ジヘキシル		<u> </u>			<u> </u>	
45_	65	フタル酸ジプロピル						
46	-	<u>17 -エストラジオール</u> ⇒!		 	0		0.4	0.4
<u></u>		計		9	30	8	21	24

化学物質排出実態調査

No	P R T R 法 政令番号	化学物質名	大 気	水 質
1	172	N,N-ジメチルホルムアミド	0	0
2	270	フタル酸ジ-n-ブチル		0

5 調査方法

調査は、次の方法に準拠して実施しました。

(1) 大気

内分泌攪乱化学物質測定方法マニュアル(大気)(平成17年3月財団法人日本環境衛生センター)

(2) 水質、底質及び廃棄物最終処分場の放流水等

外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル(水質、底質、水生生物)(平成10年環境 庁水質管理課)

農薬の環境残留実態調査分析法(水質編)(平成10年環境庁土壌農薬課)

農薬等の環境残留実態調査分析法 - 環境中の極低濃度農薬等の効率的分析手法 - (環境庁水質保全局編)

底質調査方法(昭和63年環境庁水質保全局)

(3) 野生生物

ア ダイオキシン類

野生生物のダイオキシン類蓄積状況等調査マニュアル(平成14年9月財団法人自然環境研究センター)

毒性等価係数 (TEF)は、クマ、タヌキではWHO-TEF1998(哺乳類)、カワウではWHO-TEF1998(鳥類)を使用しました。検出下限を下回る異性体については、検出下限の1/2としてTEQ値を算出しました。

なお、検出下限未満の異性体を0として換算したTEQ値も参考として示しました。

イ ダイオキシン類以外の化学物質

内分泌攪乱化学物質による野生生物影響実態調査マニュアル(平成11年6月財団法人自然環境研究センター)、外因性内分泌攪乱物質調査暫定マニュアル(水質、底質、水生生物)(平成10年環境庁水質保全局編)、化学物質環境実態調査実施の手引き(平成17年度版)(平成18年3月環境省総合安全政策局環境保健部環境安全課)

(4) 化学物質排出実態調査

化学物質分析法開発調査報告書(平成14年度版環境省環境保健部環境安全課)による方法

6 調査結果

(1) 大 気

ア 調査地点

次の地点でいわき市が調査しました。

NO	地域	区分	調査地点	
1	工業地域	室内	いわき市小名浜	
'	上耒地塊	室外	いわさ中小石洪	
2	住居地域	室内	いわき市平字揚土	
	住店地域	室外	いわき市平字揚土	
3	郊 外 室内		いわき市遠野町	
3	郊外	室外	いわざい送野町	

イ 調査時期

平成19年7月

ウ 調査結果

調査した化学物質のうち、検出されたのは、次の表のとおりでした。

検出されたのは、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジエチルでした。その調査結果は、平成10年度から平成16年度に環境省が実施した全国一斉調査及び環境実態調査における調査結果(以下「環境省調査結果」という。)の

範囲内でした。

化学物質名		調査地点名	調査結果 (ng/m³)	環境省調査 結果(ng/m³)
フタル酸ジ-2-エチル ヘキシル	室内	いわき市平字揚土 いわき市遠野町	120 170	23 ~ 3,400
フタル酸ジ-n-ブチル	室内	いわき市平字揚土 いわき市小名浜 いわき市遠野町	2,300 1,600 1,900	26 ~ 5,700
フタル酸ジエチル	室内	いわき市遠野町	670	ND ~ 4,500

注)「ND」は定量下限値未満を示す。以下同じ。

(2) 水 質

ア 調査地点

河川7地点、海域1地点の計8地点で調査しました。

No	区分	河川等名	調査地点名	No	区分	河川等名	調査地点名
1 2	ंन III	釈迦堂川 阿賀野川 久慈川	水道取水地点新郷ダム	6 7	河川	阿武隈川 阿武隈川	蓬莱橋 伊達市との境界
3 4 5	河川	新田川請戸川	高地原橋 新桜井橋 請戸橋	8	海域	松川浦	漁業権区域区3号中央付近

注) No6、7については、福島市が調査しました。

イ 調査時期

平成19年5月~12月

ウ 調査結果

調査した化学物質のうち、検出されたのは、次の表のとおりでした。

河川ではポリ塩化ビフェニール類、17 -エストラジオールが検出されました。海域からは、ポリ塩化ビフェニール類、トリブチルスズが検出されました。

その調査結果は環境省調査結果の範囲内でした。

化 学 物 質 名	調査結果	検出件数	環境省調査結果
ポリ塩化ビフェニール類	0.07~ 0.31ng/ l	8 件	ND ~ 220ng/ l
トリブチルスズ	0.00069 μ g/ Ձ	1 件	ND ~ 0.09μg/l
17 - エストラジオール	0.7 n g/ l	1 件	-

(3) 底質

ア 調査地点

河川9地点、海域2地点の計11地点で調査しました。

No	区分	河川等名	調査地点名	No	区分	河川等名	調査地点名
1 2 3 4	河川	阿武隈川 釈迦堂川 大滝根川 逢瀬川	蓬莱橋 水道取水地点 阿武隈川合流前 阿武隈川合流前	7 8 9	河川	新田川 請戸川 夏井川	新桜井橋 請戸橋 六十枚橋
5		阿賀野川 久慈川	新郷ダム 高地原橋	10 11	海域	松川浦 小名浜港	漁業権区域区3号中央付近 4 号埠頭先

イ 調査時期

平成19年11月~12月

ウ 調査結果

調査した化学物質のうち、検出されたのは、次の表のとおりでした。

河川では、ポリ塩化ビフェニール類が検出されました。海域では、ポリ塩化ビフェ

ニール類、トリブチルスズ、トリフェニルスズが検出されました。

その調査結果は、環境省調査結果の範囲内でした。

化学物質名	調査結果	検出件数	環境省調査結果		
ポリ塩化ビフェニール類	0.0052 ~ 11 μ g/kg-wet	11件	ND ~ 270 μ g/kg-wet		
トリブチルスズ	10 ~ 27 μg/kg-dry	2 件	ND ~ 300 μ g/kg-dry		
トリフェニルスズ	1.8μg/kg-dry	1 件	ND ~ 18μg/kg-dry		

(4) 廃棄物最終処分場の放流水、浸透水及び処理水

ア 調査対象

一般廃棄物最終処分場 6 施設、産業廃棄物最終処分場14施設で、放流水、浸透水及び処理水等について、調査しました。

イ 調査時期

平成19年8月~12月

ウ 調査結果

調査した化学物質のうち、検出されたのは、次の表のとおりでした。

一般廃棄物最終処分場からは、ペンタクロロフェノール等 5 物質、産業廃棄物管理型最終処分場からは、アルキルフェノール(4-t-ブチルフェノール等)等 4 物質、産業廃棄物安定型最終処分場からは、ペンタクロロフェノール等の 6 物質が検出されました。

化学物質名	一般廃棄物量	最終	産業廃棄物管 最終処分		産業廃棄物安定 型最終処分場		
11. 子 初 貝 石	調査結果 (μg/ℓ)	検出件数	調査結果 (μg/ ℓ)	検出件数	調査結果 (μg/ 및)	検出件数	
ペンタクロロフェノール	0.02~0.03	2 件	0.05	1件	0.02 ~ 0.49	2 件	
アルキルフェノール	-	-	-	-	-	-	
4-t-ブチルフェノール	0.02~2.1	3 件	0.03 ~ 0.11	2 件	0.22~2.2	3 件	
4-t-オクチルフェノール	0.02~0.46	4 件	0.01	1件	0.02 ~ 0.09	4 件	
ノニルフェノール	0.2~2.2	3 件	0.1	1件	0.6~1.5	3 件	
ビスフェノール A	0.01 ~ 33	6 件	0.02 ~ 0.62	4 件	0.02 ~ 880	8 件	
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	-	-	-	-	1.2~6.9	2 件	
2,4-ジクロロフェノール	0.02	1 件	-	-	-	-	
ベンゾフェノン	0.1	1 件	0.01	1件	0.05 ~ 0.19	2 件	
ジラム		-	-	-	0.3~89	2 件	

注)この表については、河川水の調査結果については含めていません。

(5) 化学物質排出実態調査

ア 調査地点等

PRTR法の届出結果を基に選定した事業所からの排出水、排出先の公共用水域、 発生源周辺環境大気等について調査しました。

イ 調査時期

平成19年9月~12月

ウ 調査結果

調査結果は、次の表のとおりでした。

環境大気における調査結果については、N,N-ジメチルホルムアミドについて環境基準値等は定められておりませんが、無毒性量等^{±2)}を下回っていました。

フタル酸ジ-n-ブチル、N,N-ジメチルホルムアミドの両化学物質とも排出水等の基準値は設定されておりません。

注 1) 環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」では、 PNECをフタル酸ジ - n - ブチルでは4 μ g / ℓ 、 N, N - ジメチルホルムアミドでは、 71,000 μ g / ℓ として

います。

注2)環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」では、疫学調査における人への 影響に基づいてN,N-ジメチルホルムアミドの無毒性量等を520 µ g/m³としてい ます。

化学物質名	環境	大気	発生源周辺環境大気		
化子彻貝石	郊外	住居地域	風上側	風下側	
N,N-ジメチルホルムアミド (μg/m3)	< 0.02	< 0.02	2.0	2.9	

化学物質名	公共月	事業所 放流水	
化子初复石	上流側	下流側	加 流 小
フタル酸ジ-n-ブチル(μg/ ℓ)	< 0.5	< 0.5	0.6
	< 0.1	1.0	14
N,N-ジメチルホルムアミド(μg/ℓ)	0.3	2.1	9.4、370
	< 0.1 ^{注1)}	1.9 ^{注2)}	1,300

- 注1)対照地点として松川浦で調査しました。
- 注2)事業所からの放流先である小名浜港で調査しました。

(6) 野生生物

ア 調査対象野生生物種

野生生物種	捕獲場所	左記の区分	調査の部位
クマ(1頭)	南会津町長野	山地自然地域	有機スズ:肝臓、その他:脂肪
	南相馬市原町区北町	里地自然地域	・ダイオキシン類:脂肪
タヌキ(3頭)	川俣町羽田	里地自然地域	有機スズ:肝臓
	石川町塩沢	山地自然地域	その他 : 筋肉
カワウ(2羽)	郡山市湖南町	-	ダイオキシン類、有機スズ:肝臓 その他 :筋肉

注)捕獲場所の区分につきましては、環境基本計画(平成6年12月)によりました。

- ・里地自然地域・・・人口密度が比較的低く、森林率がそれほど高くない地域
- ・山地自然地域・・・人口密度が低く、森林率が高い地域

イ 採取期間

野生生物は、平成19年7月から平成20年1月にかけて採取しました。

ウ 調査結果

環境省調査結果を超えて検出された化学物質の調査結果(湿重量当たりの濃度)は次のとおりであり、タヌキではヘキサクロロベンゼン等 7 物質、カワウでは D D E and D D D 等 3 物質ありました。

野生生物種	調	査 結 果		環境省調査結果注	
	ヘキサクロロベンゼン	(pg/g-wet)	260 ~ 280	16 ~ 220	
	ヘキサクロロシクロヘキサ	ン	-	-	
	- ^ キサクロロシクロ^ キサン	(pg/g-wet)	55 ~ 92	ND(<6) ~ 49	
	- ^ キサクロロシクロ^ キサン	(pg/g-wet)	16	ND(<5) ~ 7.5	
タヌキ	DDT		-	-	
	p,p'-DDT	(pg/g-wet)	2,400	ND(<10) ~ 550	
	D D E and D D D		-	-	
	p,p'-DDE	(pg/g-wet)	960 ~ 1,200	15 ~ 700	
	p,p'-DDD	(pg/g-wet)	150	ND(<9) ~ 80	
	ヘプタクロルエポキサイド		-	-	
	cis-ヘプタクロルエポキサイド	(pg/g-wet)	4,900 ~ 5,300	85 ~ 1,800	
	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	(μg/g-wet)	1,600	ND(<5 ~ 10) ~ 620	
	フタル酸ジ- n -ブチル	(μg/g-wet)	31	ND(<3~10)~13	
	D D E and D D D		-	-	
カワウ	p,p'-DDE	(pg/g-wet)	1,200,000	4,200~1,100,000	
	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	-2-፲ チル ヘキシル (μg/g-wet) 220 ~ 640		ND(<4.2) ~ 410	
	フタル酸ジ-n-ブチル	(μg/g-wet)	17	ND(<2.9) ~ 13	

注)平成10年度から平成17年度にかけて環境省が調査した結果を示しました。

7 今後の対応

これまで実施してきた調査は平成10年5月に環境省が策定した「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」を基にして行ってきましたが、この方針は見直しがなされ、平成17年3月に、「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について・ExTEND 2005・」としてとりまとめられました。この対応方針では、「引き続き総合的な化学物質対策の中での内分泌かく乱作用についての各種の必要な調査・研究を鋭意進めるとともに、国民の理解を深めるための情報提供とコミュニケーションの促進に努めて参りたい」としており、次の7つの項目を具体的方針としています。

野生生物の観察、 環境中濃度の実態把握及び暴露の測定、 基盤的研究の推進、 影響評価、 リスク評価、 リスク管理、 情報提供とリスクコミュニケーション 等の推進

県としては、この方針を踏まえながら、環境ホルモン等の化学物質について引き続き 科学的知見の集積が必要とされることから、環境中の濃度の把握、さらには、野生生物 における実態把握を行っていくこととしています。

さらに、PRTR法に基づくデータが蓄積されつつあることから、このデータに基づき、環境中の濃度を把握する化学物質を定め、実態把握を行っていくこととしております。

調査において検出された化学物質の主な用途

		調査にあいて快缶された	10 子物質の工体加速
No	SPEED '98No	化学物質名	主な用途
1	1	ダイオキシン類	(非意図的生成物)
2	2	ポリ塩化ビフェニール類	熱媒体、ノンカーポン紙、電気製品
3	3	ヘキサクロロベンゼン	殺菌剤、有機合成原料
4	5	ペンタクロロフェノール	防腐剤、除草剤、殺菌剤
5	12	ヘキサクロロシクロヘキサン	殺虫剤
6	12	エチルパラチオン	殺虫剤
7	14	NAC (カルバリル)	殺虫剤
8	15	オキシクロルデン	クロルデンの代謝物
9	16	trans-ノナクロル	殺虫剤
10	18	DDT	殺虫剤
11	19	D D E a n d D D D	殺虫剤(DDTの代謝物)
12	22	エンドリン	殺虫剤
13	23	ディルドリン	殺虫剤
14	26	ヘプタクロルエポキサイド	ヘプタクロルの代謝物
15	28	メソミル	殺虫剤
16	33	トリブチルスズ	船底塗料、漁網の防腐剤
17	34	トリフェニルスズ	船底塗料、漁網の防腐剤
18	36	アルキルフェノール (ノニルフェノールなど)	界面活性剤の原料、分解生成物
19	37	ビスフェノールA	樹脂の原料
20	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
21	40	フタル酸ジ-n-ブチル	プラスチックの可塑剤
22	42	フタル酸ジエチル	プラスチックの可塑剤
23	44	2,4-ジクロロフェノール	染料中間体
24	45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
25	46	ベンゾフェノン	医療品合成原料、保香剤等
26	48	オクタクロロスチレン	(有機塩素系化合物の副生成物)
27	62	ジネブ	殺菌剤
28	-	N , N - ジメチルホルムアミド	溶剤
29	-	17 - エストラジオール	人畜由来ホルモン

表 1 大気調査結果(いわき市調査)

表	表1 大気調査結果(いわき市調査) 単位: [ng/m³]										
	SP		調査区分	住居	地域	工業	地域	郊外			
	98		詗且 区刀	室内	室外	室内	室内 室外		室外		
			調査地点名等	いわき市平字揚 土(いわき市立 平第一中学校)	いわき市平字揚 土(いわき市立 平第一小学校)	いわき市小名浜 (いわき市環境監視センター)		いわき市遠野町 (いわき市遠野支所)			
		化学物質名	調査年月日	H19.7.10 ~ 7.11		H19.7.1	7~7.18	H19.7.10~7.11			
1	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル		120	< 10	< 10	< 10	170	< 10		
2	39	 フタル酸ブチルベ 	ンジル	< 10	< 10	< 10	< 10	< 10	< 10		
3	40	 フタル酸ジ-n-ブチ 	-JV	2,300	< 10	1,600	< 10	1,900	< 10		
4	41	 フタル酸ジシクロ [,] 	ヘキシル	< 10	< 10	< 10	< 10	< 10	< 10		
5	42	フタル酸ジエチル		< 10	< 10	< 10	< 10	670	< 10		
6	45	アジピン酸ジ-2-エ	ニチルヘキシル	< 10	< 10	< 10	< 10	< 10	< 10		
7	63	フタル酸ジペンチ	JV	< 10	< 10	< 10	< 10	< 10	< 10		
8	64	フタル酸ジヘキシ	ル	< 10	< 10	< 10	< 10	< 10	< 10		

< 10

< 10

< 10

< 10

< 10

< 10

9 65 フタル酸ジプロピル

注)網掛けは検出されたことを示します。

表2-1 水質調査結果(河川・湖沼・海域) (福島県調査)

		•	,					
	SP 98	河川等名称		海域				
	98	河川寺 名	釈迦堂川	阿賀野川	久慈川	新田川	請戸川	松川浦
		地点名	須賀川市水道 取水点	新郷ダム	高地原橋	新桜井橋	請戸橋	漁業権区域区3号 中央付近
		化学物質名 調査年月日	H19.6.4	H19.5.30	H19.6.6	H19.6.4	H19.6.4	H19.6.4 H19.12.3 (有機スズ)
-	-	рН	8.6	7.1	8.0	7.3	7.4	7.9 8.1 (有機スズ)
1	2	ポリ塩化ビフェニール 塩化ビアンエニール 塩化ビアフェニール 三塩化ビアフェニール 五塩化ビアフェニール 五塩塩化ビブフェニール 大塩化ビブフェニール 九塩化ビフェニール 九塩化ビフェニール	<0.01 ng/ l 0.021ng/ l 0.014ng/ l 0.018ng/ l 0.037ng/ l 0.010ng/ l <0.01 ng/ l	<0.01 ng/l <0.01 ng/l 0.034ng/l 0.085ng/l 0.097ng/l 0.073ng/l 0.020ng/l <0.01 ng/l <0.01 ng/l <0.01 ng/l	<0.01 ng/ l 0.011ng/ l 0.032ng/ l 0.052ng/ l 0.058ng/ l 0.019ng/ l <0.01 ng/ l <0.01 ng/ l <0.01 ng/ l <0.01 ng/ l	<0.01 ng/l 0.020ng/l <0.01 ng/l 0.019ng/l 0.041ng/l 0.019ng/l <0.01 ng/l <0.01 ng/l <0.01 ng/l <0.01 ng/l <0.01 ng/l	<0.01 ng/l 0.038ng/l 0.027ng/l 0.041ng/l 0.061ng/l 0.033ng/l <0.01 ng/l <0.01 ng/l <0.01 ng/l <0.01 ng/l	<0.01 ng/l 0.023ng/l 0.029ng/l 0.074ng/l 0.081ng/l 0.038ng/l <0.01 ng/l <0.01 ng/l <0.01 ng/l <0.01 ng/l
		合計	0.10 ng/ℓ	0.31 ng/l	0.17 ng/ ℓ	0.099ng/ l	0.20 ng/ l	0.24 ng/ℓ
2	5	ペンタクロロフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
3	33	トリブチルスズ	-	-	-	-	-	0.00069
4	34	トリフェニルスズ	-	-	-	-	-	< 0.00017
5	36	アルキルフェノール 4-t-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1
6	37	ビスフェノールA	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
7	44	2,4-ジクロロフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
8	-	17 -エストラジオール	< 0.6 ng/ l	< 0.6 ng/l	<0.6 ng/ l	0.7 ng/ l	<0.6 ng/ l	<0.6 ng/l
		備考						

単位:[μg/ℓ]

注)網掛けは、検出されたことを示します。

- 4	_	小貝調且給未(沙川)(個島巾調宜)		単1Ψ: L μ g/ l
	SP		河川	河 川
	98	河川等名	阿 武 隈 川	阿武隈川
		地点名	蓬 莱 橋	伊達市との境界
		化学物質名 調査年月日	H19.9.4	H19.9.4
-	-	рН	7.3	7.0
1	2	ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ー ル 類 塩 化 ビ フ ェ ニ ー ル	< 0.01 ng/l	< 0.01 ng/l
		温にこうエニール 二塩化ビフェニール 三塩化ビフェニール	0.04 ng/l	0.01 ng/l
		四塩化ビフェニール	0.04 ng/l 0.05 ng/l	0.02 ng/l 0.03 ng/l
		五 塩 化 ビ フ ェ ニ ー ル 六 塩 化 ビ フ ェ ニ ー ル 七 塩 化 ビ フ ェ ニ ー ル	0.03 ng/l 0.01 ng/l	0.01 ng/l < 0.01 ng/l
		八塩化ビフェニール	< 0.01 ng/l < 0.01 ng/l	< 0.01 ng/l < 0.01 ng/l
		九 塩 化 ビ フ ェ ニ ー ル 十 塩 化 ビ フ ェ ニ ー ル	< 0.01 ng/l < 0.01 ng/l	< 0.01 ng/l < 0.01 ng/l
		 合計	0.17 ng/l	0.07 ng/l
2	4	ヘキサクロロベンゼン	< 0.025	< 0.025
3	5	ペンタクロロフェノール	< 0.01	< 0.01
4	6	2 , 4 , 5 - トリクロロフェノキシ酢酸	< 0.05	< 0.05
5	7	2 , 4 - ジクロロフェノキシ酢酸	< 0.05	< 0.05
6	9	アトラジン	< 0.05	< 0.05
7	13	NAC(カルバリル)	< 0.05	< 0.05
8	14	ク ロ ル デ ン c i s - ク ロ ル デ ン	< 0.025	< 0.025
		trans-クロルデン	< 0.025	< 0.025
9	15	オキシクロルデン	< 0.025	< 0.025
10		trans-ノナクロル	< 0.025	< 0.025
11	18	D D T p,p'-D D T o,p'-D D T	< 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025
12	19	D D E and D D D	. 0. 005	. 0 005
		p,p' - D D E o,p' - D D E	< 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025
		p,p' - D	< 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025
13	28	メソミル	< 0.03	< 0.03
14	35	トリフルラリン	< 0.05	< 0.05
15	36	アルキルフェノール 4-n-ペンチルフェノール	< 0.01	< 0.01
		4- n- ヘキシルフェノール 4- ヘプチルフェノール	< 0.01 < 0.01	< 0.01 < 0.01
		4- t - オ ク チ ル フ ェ ノ ー ル 4- n - オ ク チ ル フ ェ ノ ー ル	< 0.01 < 0.01	< 0.01 < 0.01
16	37	ビスフェノール A	< 0.01	< 0.01
17		フタル酸ジ - 2 - エチルヘキシル	< 0.5	< 0.5
18	39	フタル酸ブチルベンジル	< 0.2	< 0.2
19	40	フタル酸ジ-n-ブチル	< 0.5	< 0.5
20	41	フタル酸ジシクロヘキシル	< 0.2	< 0.2
21	42	フタル酸ジエチル	< 0.2	< 0.2
22	43	ベンゾ(a)ピレン	< 0.01	< 0.01
23	44	2,4-ジクロロフェノール	< 0.01	< 0.01
24	45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	< 0.01	< 0.01
25	46	ベンゾフェノン	< 0.01	< 0.01
26	48	オクタクロロスチレン	< 0.025	< 0.025
27	-	カドミウム	< 0.001mg/l	< 0.001mg/l
28	-	С П	< 0.001mg/l	< 0.001mg/l
29	-	水 銀	< 0.00005mg/ &	< 0.00005mg/ l
30	-	17 - エストラジオール	< 0.1 ng/l	< 0.1 ng/ l
>- >	, /m .	事けは、検出されたことを示します。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

_____ 注)網掛けは、検出されたことを示します。

					河				Ш			海均	或
	SP	河川等名	阿武隈川	釈迦堂川	大滝根川	逢瀬川	阿賀野川	久慈川	新田川	請戸川	夏井川	松川浦	小名浜 港
	98	地点名	蓬? 橋	水道取水 地点	阿武隈 川合流 前	阿武隈 川合流 前	新郷ダム	高地原橋	新桜井橋	請戸橋	六十枚橋	漁業権区 域区3号 中央付近	4 号埠 頭先
		調 査 化学物質名 年月日	H19. 11.28	H19. 12.3	H19. 12.3	H19. 12.3	H19. 11.29	H19. 12.11	H19. 12.3	H19. 12.3	H19. 11.28	H19. 12.3	H19. 11.15
1	2	ポリ塩化ビフェニール 塩化ビフェニール 二塩化ビフェニール 三塩化ビフェニール 四塩塩化ビフェニール 六世に化ビフェニール 大塩に化ビフェニール 大塩化ビフェニール 大塩に化ビフェニール 大塩・ローーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	<0.001 0.0065 0.015 0.042 0.055 0.018 0.0026 <0.001 <0.001	<0.001 0.0029 <0.001 0.0048 0.0093 0.0045 <0.001 <0.001 <0.001 0.002	<0.001 0.0010 <0.001 0.0051 0.0078 0.0024 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001	0.056 0.018 0.033 0.086 0.10 0.063 0.012 0.0018 0.0017 0.0064	0.017 0.095 1.7 2.4 0.090 0.24 0.042 0.0060 <0.001 0.0012	<0.001 0.0013 <0.001 0.0014 0.0055 0.0015 <0.001 <0.001 <0.001	<0.001 0.0070 0.0018 0.011 0.030 0.014 0.0021 <0.001 <0.001 0.006	<0.001 0.0011 <0.001 0.0025 0.016 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001	<0.001 0.0016 0.0045 0.0099 0.020 0.0083 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001	0.0033 0.039 0.043 0.16 0.25 0.10 0.023 0.0048 0.0014 0.0025	0.034 0.38 2.1 2.8 3.0 1.2 0.82 0.21 0.024 0.11
2	5	ペンタクロロフェノール	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5
3	33	トリプチルスズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	27
4	34	トリフェニルスズ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.55	1.8
5	36	アルキルフェノール 4-t-プチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール	< 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 10	< 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 10	< 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 10	< 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 10	< 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 10	< 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 10	< 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 10	< 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 10	< 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 10	< 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 10	< 5 < 5 < 5 < 5 < 5 < 10
6	37	ビスフェノールA	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5
7	44	2,4-ジクロロフェノール	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5	< 5
		備考											

注) 網掛けは検出されたことを示します。

表 4 - 1 一般廃棄物最終処分場の放流水等調査結果

[単位:μg/ℓ]

	SP 98 No.	施設名	伊達地方 衛生 公合 棄 分 最終 処設 施設	須賀川市 梅田ごみ 集積所	三春町 沼之倉 第一埋立地		会津若松 地方方圈整備 相合 沼平 第二処分場	飯 舘 村 ク リ ア セ ン タ ー
		** #4 E7 ()	60 TM -14	46 \ + -1.	'3 'Z	\3 \X _L	16 \ 1,	4L \+ 1,
		試料区分	処理水	放流水	浸透水	浸透水	放流水	放流水
		化学物質名 調査年月日	H19.8.8	H19.8.23	H19.8.9	H19.8.9	H19.8.23	H19.8.8
-	-	p H	7.7	6.7	7.3	6.7	7.2	7.2
1	5	ペンタクロロフェノール	< 0.01	0.02	< 0.01	0.03	< 0.01	< 0.01
2	12	\(+ \forall f \) \(\tau \) \(\tau	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025
3	36	アルキルフェノール 4-t-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-t-オクチルフェノール 1-n-オクチルフェノール	0.08 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.04 < 0.01 < 0.1	0.02 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.06 < 0.01 0.2	2.1 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.46 < 0.01 2.2	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.02 < 0.01 0.2	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1
4	37	ビスフェノール A	0.16	0.43	33	0.15	0.02	0.01
5	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
6	39	フタル酸ブチルベンジル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
7	40	フタル酸ジ-n-ブチル	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
8	41	フタル酸ジシクロヘキシル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
9	42	フタル酸ジエチル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
10	43	ベンゾ (a) ピレン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
11	44	2,4-ジクロロフェノール	< 0.01	0.02	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
12	46	ベンゾフェノン	< 0.01	< 0.01	0.1	< 0.01	< 0.01	< 0.01
13	47	4-ニトロトルエン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
14	48	オクタクロロスチレン	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025
15	52 53 61	マンゼブ マンネブ ジネブ	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
16	62	ジラム	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
17	63	フタル酸ジペンチル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
18	64	フタル酸ジヘキシル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
19	65	フタル 酸ジプロピル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
		備考	る誘導体のジラムはジ	合量をマン	ゼブに換算 類似化合物	した測定値	む類似化合 です。 誘導体の合	

注)網掛けは検出されたことを示します。

	-T	2 庄未先未物取於处力物	1374 7710 13	3 #3 == 114 214									<u> </u>	= ш. µ g / ½]
	SP 98 No.	施設名	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社	F 社	G 社	H 社	I 社	J 社	K 社	L 社
		(種類)	(管理)	(安 定)	(管理)	(安定)	(管理)	(安定)	(管理)	(管 理)	(安定)	(安 定)	(安 定)	(安定)
		試料区分	処理水	浸 透 水	放流水	浸 透 水	放流水	浸 透 水	放流水	放 流 水	浸 透 水	浸 透 水	浸透水	浸 透 水 (排 水 口 1 - 2)
		化学物質名調査年月日	H19.8.9	H19.8.22	H19.8.8	H19.8.9	H19.8.2	H19.8.2	H19.8.9	H19.8.21	H19.8.8	H19.10.11	H19.8.22	H19.8.22
-	-	рН	7 . 4	6.9	7.2	6.9	7.6	7.5	6.9	6.4	7.2	8.1	7.4	8.8
1	5	ペンタクロロフェノール	< 0.01	< 0.01	0.05	0.02	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.49
2	12	<pre>^### \(\text{\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}{2}\text{\$\frac{1}\text{\$\frac{1}\text{\$\fin}\text{\$\finfty}}}}}{\frac{1}\text{\$\frac{1}\text{\$\fin}\$</pre>	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025	< 0.025 < 0.025 < 0.025 < 0.025
3	36	アルキルフェノール 4-t-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール	0.03 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01	0.22 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.09 < 0.01 0.6	0.11 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.02 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	< 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.1	2.2 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.02 < 0.01 < 0.1	0.38 < 0.01 < 0.01 < 0.01 < 0.01 0.06 < 0.01 1.5 <0.1
4	37	ビスフェノール A	0.62	18	0.32	0.02	0.02	0.03	0.25	< 0.01	< 0.01	< 0.01	43	6.5
5	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	6.9	< 0.5	1.2
6	39	フタル酸ブチルベンジル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
7	40	フタル酸ジ-n-ブチル	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
8	41	フタル酸ジシクロヘキシル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
9	42	フタル酸ジエチル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
10	43	ベンゾ(a)ピレン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
11	44	2,4-ジクロロフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
12	46	ベンゾフェノン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.05	0.19
13	47	4-ニトロトルエン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
14	48	オクタクロロスチレン	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025	< 0.025
15	53	マンゼブ マンネブ ジネブ	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
16	62	ジラム	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	0.3	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	89
17	63	フタル酸ジペンチル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
18	64	フタル酸ジヘキシル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
19	65	フタル酸ジプロピル	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.2
		備考												

注)網掛けは検出されたことを示します。

表 4 - 3 産業廃棄物最終処分場の放流水等調査結果

表	ε 4 - 3 産業廃棄物最終処分場の放流水等調査結果 [単位:μg/ῦ]									
	SP 98 No.		施設名	L社	L社	M 社	N 社	N 社		
			(種類)	(安定)		(安 定)	(安定)			
			試料区分	浸 透 水 (排 水 口 1 - 1)	下流河川水	浸 透 水	浸 透 水	下流河川水		
		化学物質名	調査年月	H19.12.25	H19.12.25	H19.12.25	H19.12.25	H19.12.25		
1	36	ノニルフェノール		< 0 . 1	< 0 . 1	0.60	< 0.1	< 0.1		
2	37	ビスフェノールA		880	0.71	500	170	7.9		
	•	備考								

注)網掛けは検出されたことを示します。

表 5 - 1 化学物質排出実態調査(大気)

	種別	環境	大気	発生源周辺環境大気		
	地点名	郡山市少年湖畔 の村	郡山市開成山 公園	B 社風上側	B 社風下側	
化学物質名	調査年月日	H19.11.21 ~ 11.22	H19.11.21 ~ 11.22	H19.11.29~ 11.30	H19.11.29 ~ 11.30	
N, N-ジメチルホル』	ムアミド (μg/m3)	< 0.02	< 0.02	2.0	2.9	

注) 網掛けは検出されたことを示します。

表 5 - 2 化学物質排出実態調査(水質)

調査地点	濁川(阿武	· A 社放流水			
间且 地总	上流	下流	A 社放流外		
調査年月日	H19.9.27				
р H	7.3	7.3	6.8		
S S (mg/ 1)	6.4	6.8	6.4		
フタル酸ジ - n - ブチル(μg/ℓ)	< 0.5	< 0.5	0.6		

調査地点	濁川(阿武	· A 社放流水		
神旦地思	上流	下流	人 生以 () ()	
調査年月日	H19.11.28			
рН	7.3	7.2	6.9	
S S (mg/ 1)	10	8	8	
N,N-ジメチルホルムアミド (μg/ℓ)	< 0.1	1.0	14	

细木业上	谷田	3)	B社放流水				
調査地点	上流	下流	放流水1	放流水 2			
調査年月日	H19.11.29						
рΗ	7.7	7.6	7.6	7.9			
S S (mg/ l)	< 1	1	9	< 1			
N,N-ジメチルホルムアミド (μg/ℓ)	0.3	2.1	9.4	370			

調査地点	小名浜港	松川浦(対照)	C 社放流水
調査年月日	H19.11.15	H19.12.3	H19.11.28
рН	8.1	8.1	7.8
S S (mg/ l)	2	5	2
N,N-ジメチルホルムアミド (μg/ℓ)	1.9	< 0.1	1,300

注) 網掛けは検出されたことを示します。

表 6 - 1 野生生物調査結果(湿重量当たり濃度)

衣(5 - 1	野生生物調査結果(湿			\\+ \\D\E^{-}
			生物種		ツキノワグマ T
	SP		性別	メス	_
	98		年齢	5 歳位	
			捕獲場所	南会津町長野	
			上記の区分	山地自然地域	環境省調査結果
			調査の部位	有機スズ:肝臓、 他:脂肪	
		化学物質名	採取年月日	H19.8.30	
1	1	ダイオキシン類(検出下出下限値の1/2)	限値未満の値は検		
		PCDDs (pg-TEQ/g-we PCDFs (pg-TEQ/g-we co-PCB (pg-TEQ/g-we	et) et)	0.72 0.50 0.15	-
		ダイオキシン類合計(pg	. – '– – – – – – – – – – – – –	1.4	0.17 ~ 2.1
		ダイオキシン類 (検出下限値未満の値を PCDDs (pg-TEQ/g-we PCDFs (pg-TEQ/g-we co-PCB (pg-TEQ/g-we	et) et) 	0.12 0.25 0.099	-
2	2	ダイオキシン類合計(pg		0.47	0.080 ~ 2.1
2	2	三塩化ビフェニール 三塩化ビフフェニール 三塩塩化ビフフェニール 三塩塩塩化ビファェニール	REMAIN PROPERTY OF THE PROPERT	9 53 48 93 320 720 330 110 54 73	-
		合計	(pg/g-wet)	1,800	ND ~ 14,000
3	4	ヘキサクロロベンゼン	(pg/g-wet)	1,300	ND(<2,000~5,000) ~ 6,000
4	12	ヘキサクロロシクロへ・ (pg/g-wet) -ヘキサクロロシク -ヘキサクロロシク -ヘキサクロロシク	ロヘキサンロヘキサン	160 1,500 < 40 < 20	ND(<5,000) ND(<5,000) ND(<5,000) ND(<5,000)
5	12	エチルパラチオン	(μg/kg-wet)	< 1.3	-
6	14	クロルデン	(pg/g-wet)		
		´ciś-クロルデン trans-クロルデン	(pg/g "01)	30 40	ND(<5,000) ND(<5,000)
7	15	オキシクロルデン	(pg/g-wet)	1,300	ND(<5,000) ~ 108,000
8	16	ノナクロル trans-ノナクロル cis-ノナクロル	(pg/g-wet)	220 < 20	ND(<5,000) ~ 12,000 ND(<5,000)
9	18	D D T p,p' - D D T o,p' - D D T	(pg/g-wet)	200 < 20	ND(<5,000) ND(<5,000)
10	19	D D E and D D D o,p' - D D E p,p' - D D E o,p' - D D D p,p' - D D D	(pg/g-wet)	< 9 660 < 20 < 20	ND(<5,000) ND(<5,000) ~ 23,000 ND(<5,000) ND(<5,000)
11	21	アルドリン	(pg/g-wet)	< 20	<u> </u>
12	22	エンドリン	(pg/g-wet)	< 40	-
13	23	ディルドリン	(pg/g-wet)	1,500	ND(<5,000) ~ 12,000
14	25	ヘプタクロル	(pg/g-wet)	< 30	ND(<5,000)
15	26	^プタクロルエポキサイド cis-ヘプタクロルエス trans-ヘプタクロルよ	(pg/g-wet) ポキサイド エポキサイド	130 < 60) ND(2,000) ~ 80,000
16	33	トリブチルスズ	(μg/kg-wet)	<0.05	ND(<200)
17	34	トリフェニルスズ	(μg/kg-wet)	(0.04)	ND(<200)
18	36	アルキルフェル類 4-t-プールノール人 4-n-ペープ・リーノー 4-n-ペープ・リーノー 4-n-ペープ・リーノー 4-n-オクフェーノー 4-t-ルノー	- ル - ル - ル - ル	< 0.7 < 0.4 < 0.2 < 0.2 < 0.3 1 < 7	- - - - - - -
19	37	ビスフェノールA	(μg/kg-wet)	3	-
20	38	フタル酸シ゛- 2-エチルヘキシル	(μg/kg-wet)	860	-
21	40	フタル酸ジ- n - ブチル	(μg/kg-wet)	24	-
22	45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	(μg/kg-wet)	3.4	-
23	46	ベンゾフェノン	(μg/kg-wet)	<0.2	-
24	48	オクタクロロスチレン 備 考	(pg/g-wet)	80	-
注)1	- /)は検出下限値以上定量		- とを示します	

注)1 ()は検出下限値以上定量下限値未満であることを示します。 2 環境省調査結果は、本県が調査した部位と同じ部位の結果を示しました。 3 網掛けは環境省調査結果の範囲を超えて検出されたことを示します。

表 6 - 2 野生生物調査結果(湿重量当たり濃度)

12.	5 - 2						
Ì		生物種			ホンドタヌキ		
		性別	オス	オス	オス		
	SP	年齢	若龄	成獣	成獣		
	98	捕獲場所	南相馬市原町区北町	川俣町羽田	石川町塩沢	平均値	環境省調査結果
		上記の区分	里地自然地域	里地自然地域	山地自然地域 山地自然地域		
		調査の部位		 脂肪、有機スズ: 肝臓、			
		化学物質名 採取年月日	H19.10.14	H20.1.11	H20.1.11		
			П19.10.14	П20.1.11	Π20.1.11		
1	1	ダイオキシン類 (検出下限値未満の値は検出下限値の1/2) PCDDs (pg-TEQ/g-wet) PCDFs (pg-TEQ/g-wet) co-PCB (pg-TEQ/g-wet)	4.8 1.5 6.8	7.3 1.2 2.3	1.9 0.82 1.4	-	-
		ダイオキシン類合計(pg-TEQ/g-wet)	13	11	4.2	9.4	7.8 ~ 310
			10	11	1.2	0.1	7.0 010
		ダイオキシン類 (検出下限値未満の値を0) PCDDs (pg-TEQ/g-wet) PCDFs (pg-TEQ/g-wet) co-PCB (pg-TEQ/g-wet)	4.8 1.4 6.8	7.3 1.0 2.3	1.6 0.61 1.4	-	-
		ダイオキシン類合計(pg-TEQ/g-wet)	13	11	3.6	9.2	7.7 ~ 310
2	2	ポリ塩化ビフェニール類					
		ポールル (pg/g-wet)	1.4 8.2 220 1,100 1,800 3,200 800 100 25 21	1.3 20 53 100 330 760 280 56 26 26	2.0 12 33 120 380 730 340 53 15 9.3	-	-
		合計 (pg/g-wet)	7,300	1,700	1,700	3,600	850 ~ 49,000
3	4	ヘキサクロロベンゼン (pg/g-wet)	140	260	280	230	16 ~ 220
4	12	11 - 2 - 1					
		ヘキサクロロシクロヘキサン (pg/g-wet) -ヘキサクロロシクロヘキサン -ヘキサクロロシクロヘキサン -ヘキサクロロシクロヘキサン -ヘキサクロロシクロヘキサン	45 1,500 < 4 < 2	92 3.300 16 14	55 1,100 9 4	2,000 8.3 6.0	ND(<6) ~ 49 91 ~ 4,200 ND(<5) ~ 7.5
5	12	エチルパラチオン (μg/kg-wet)	< 1.3	< 1.3	< 1.3	-	-
6	14	クロルデン (pg/g-wet) cis-クロルデン trans-クロルデン	9 8	15 15	7 8	10 10	ND(<5) ~ 170 ND(<5) ~ 140
7	15	オキシクロルデン (pg/g-wet)	3,300	2,700	2,800	2,900	940 ~ 16,000
8	16	ノナクロル (pg/g-wet) trans-ノナクロル cis-ノナクロル	1,900 150	1,700 110	800 57	1,500 110	280 ~ 15,000
9	18	D D T p,p'-D D T o,p'-D D T	370 < 2	2,400 8	70 < 2	950 2.7	ND(<10) ~ 550 ND(<0.7 ~ 10)
10	19	D D E and D D D (pg/g-wet) o,p'-D D E p,p'-D D E o,p'-D D D p,p'-D D D	<0.9 960 < 2 35	<0.9 12,000 < 2 150	<0.9 540 < 2 14	4,500 - 66	ND(0.7~10) 15 ~ 700 ND(<2~10) ND(<9)~80
11	21	アルドリン (pg/g-wet)	< 2	< 2	< 2	-	-
12	22	エンドリン (pg/g-wet)	< 4	< 4	< 4	-	-
13	23	ディルドリン (pg/g-wet)	1,900	580	720	1,100	68 ~ 16,000
14	25	ヘプタクロル (pg/g-wet)	< 3	< 3	< 3	-	ND(<2) ~ 13
15	26	ヘプタクロルエポキサイド (pg/g-wet) cis-ヘプタクロルエポキサイド trans-ヘプタクロルエポキサイド	1,300 < 6	4,900 < 6	5,300 < 6	3,800	> 85 ~ 1,800
16	33	トリブチルスズ (μg/kg-wet)	<0.05	<0.05	<0.05	-	ND(<1)
17	34	トリフェニルスズ (μg/kg-wet)	<0.04	(0.09)	<0.04	0.03	ND(<1) ~ 3.8
18	36	アルキルフェノール類 (μg/kg-wet) 4-t-ブルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール	<0.7 <0.4 <0.2 <0.2 <0.3 <0.3	<0.7 <0.4 <0.2 <0.2 <0.3 <0.3	<0.7 <0.4 <0.2 <0.2 <0.3 <0.3	- - - - -	ND(<0.4~0.5) - - ND(0.1~0.5)~0.1 ND(<9~11)
19	37	ビスフェノールA (μg/kg-wet)	<0.7	<0.7	<0.7	-	ND(0.5 ~ 0.6)
20	38	7 クル 酸ジ-2-エチルヘキシル (μg/kg-wet)	40	1,600	70	570	ND(<5~10) ~ 620
21	40	フタル酸ジ- n - ブチル (μg/kg-wet)	31	<7	<7	10	ND(<3~10) ~ 13
22		アジピン酸ジ・2-エチルヘキシル (μg/kg-wet)	<0.6	<0.6	<0.6		ND(<1~5)
23	46		<0.0	<0.2	<0.2	_	ND(<1) ~ 2.3
		(100,				-	
24	48	オクタクロロスチレン (pg/g-wet)	17	13	14	15	2.2 ~ 29
		備考					
2÷		環境省調査結果は、本県が調査した部位と同	: いぶぶんは田太子!:	エ l <i>t</i> _			

注)1 環境省調査結果は、本県が調査した部位と同じ部位の結果を示しました。 2 網掛けは環境省調査結果の範囲を超えて検出されたことを示します。

表 6 - 3 野生生物調査結果(湿重量当たり濃度)

衣(0 - 3	3 野生生物調査結果(湿重量当たり濃度)			<u> </u>	
		生物種			カワウ	I
	SP	性別	オス	オス	-	
	98	年齢	成鳥	成鳥		
		捕獲場所	郡山市	湖南町 I	│ 平均値 │ │ │	環境省調査結果
		上記の区分	-	-	4	
		調査の部位		ズ:肝臓、他:筋肉	-	
		化学物質名 採取年月日	H19.7.15	H19.7.15		
1	1	ダイオキシン類 (検出下限値未満の値は検出下限値の1/2) PCDDs (pg-TEQ/g-wet) PCDFs (pg-TEQ/g-wet) co-PCB (pg-TEQ/g-wet)	82 38 110	47 48 130	-	-
		ダイオキシン類合計(pg-TEQ/g-wet)	230	230	230	2.6 ~ 700
		ダイオキシン類 (検出下限値未満の値を0) PCDDs (pg-TEQ/g-wet) PCDFs (pg-TEQ/g-wet) co-PCB (pg-TEQ/g-wet) 	82 38 110 230	47 48 130 230	230	- 2.4 ~ 700
2	2		200	200	200	2.4 700
2	2	ポリュール (pg/g-wet) (pg	2.4 9.9 2,900 25,000 170,000 350,000 93,000 18,000 4,700 2,700	1.8 9.5 12,000 95,000 230,000 380,000 150,000 31,000 5,000 1,700	-	-
		合計 (pg/g-wet)	670,000	900,000	790,000	27,000 ~ 5,000,000
3	4	ヘキサクロロベンゼン (pg/g-wet)	20,000	6,000	13,000	520 ~ 100,000
4	12	ヘキサクロロシクロヘキサン (pg/g-wet) -ヘキサクロロシクロヘキサン -ヘキサクロロシクロヘキサン -ヘキサクロロシクロヘキサン -ヘキサクロロシクロヘキサン	130 2,800 28 6	95 1,400 22 7	110 2,100 25 6.5	ND(<80) ~ 11,000 ND(<420) ~ 1,700,000 ND(<60) ~ 400
5	12	エチルパラチオン (μg/kg-wet)	<1.3	<1.3	-	-
6	14	クロルデン (pg/g-wet) cis-クロルデン trans-クロルデン	100 53	22 45	61 49	ND(<50) ~ 4,600 ND(<5) ~ 830
7	15	オキシクロルデン (pg/g-wet)	7,600	6,100	6,900	ND(<210) ~ 190,000
8	16	ノナクロル (pg/g-wet) trans-ノナクロル cis-ノナクロル	210 530	34 250	120 390	ND(<30) ~ 97,000 -
9	18	D D T p,p'-D D T o,p'-D D T	48 < 3	16 < 3	32	ND(<90) ~ 5,400 ND(<8) ~ 160
10	19	D D E and D D D (pg/g-wet) o,p'-D D E p,p'-D D E o,p'-D D D p,p'-D D D	2 670,000 10 320	< 2 1,200,000 7 170	940,000 8.5 250	ND(<3) ~ 470 4,200 ~ 1,100,000 ND(<9) ~ 170 ND(<100) ~ 3,000
11	21	アルドリン (pg/g-wet)	< 4	< 4	-	-
12	22	エンドリン (pg/g-wet)	10	14	12	-
13	23	ディルドリン (pg/g-wet)	780	1,100	940	ND(<610) ~ 53,000
14	25	ヘプタクロル (pg/g-wet)	< 5	< 5	-	ND(<3) ~ 6.9
15		ヘプタクロルエポキサイド (pg/g-wet) cis-ヘプタクロルエポキサイド trans-ヘプタクロルエポキサイド	630 < 20	790 < 20	710) 280 ~ 7,700
16		トリブチルスズ (μg/kg-wet)	<0.05	(0.08)	0.04	ND(<0.25) ~ 5
17	34	トリフェニルスズ (μg/kg-wet)	0.3	0.6	0.45	ND(<0.3) ~ 24
18	36	アルキルフェノール類 (μg/kg-wet) 4-t-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ペキシルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール	<0.7 <0.4 <0.2 <0.2 <0.3 <0.3	<0.7 <0.4 <0.2 <0.2 <0.3 <0.3 <7	- - - - - - -	ND(<0.4~14)
19	37	ビスフェノール A (μg/kg-wet)	<0.7	<0.7	-	ND(<0.09) ~ 19
20	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (μg/kg-wet)	1,400	1,400	1,400	ND(<4.2) ~ 410
21	40	フタル酸ジ- n - ブチル (μg/kg-wet)	(11)	(17)	14	ND(<2.9) ~ 13
22		アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル (μg/kg-wet)	<0.6	<0.6	-	ND(<5)
23		ベンゾフェノン (μg/kg-wet)	<0.2	<0.2	-	ND(<0.57) ~ 290
24		オクタクロロスチレン (pg/g-wet)	740	490	620	110 ~ 6,300
		備考		<u> </u>	+	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
注)1		」 :::: う)は検出下限値以上定量下限値未満である。	L ことを示します			II.

注)1 ()は検出下限値以上定量下限値未満であることを示します。 2 環境省調査結果は、本県が調査した部位と同じ部位の結果を示しました。 3 網掛けは環境省調査結果の範囲を超えて検出されたことを示します。

表7-1 野生生物調査結果(脂肪重量当たり濃度)

			生物種	ÿ	ソキノワグマ
	0.0		性別	メス	
	SP 98		年齢	5 歳位	
			捕獲場所	南会津町長野	──────────────────────────────────────
			上記の区分	山地自然地域	
			調査の部位	有機スズ:肝臓、 他:脂肪	
					_
			採取年月日	H19.8.30	
		化学物質名	訂的含量(%)	脂肪 99.6 肝臓 4.69	
1	1	ダイオキシン類(検出下限 は検出下限値の1/2)	値未満の値		
		は検出下限値の1/2) PCDDs (pg-TEQ/g-fat)		0.72	
		PCDDs (pg-TEQ/g-fat) PCDFs (pg-TEQ/g-fat) co-PCB (pg-TEQ/g-fat)		0.50 0.15	-
		<u></u>	 EQ/g-fat)	 1.4	
		ダイオキシン類 (検出下限値未満の値を 0 PCDDs (pg-TEQ/g-fat) PCDFs (pg-TEQ/g-fat) co-PCB (pg-TEQ/g-fat))	0.12	
		PCDFs (pg-TEQ/g-fat)		0.25 0.099	-
		 ダイオキシン類合計(pg-Tl		0.47	0.12 ~ 2.4
2	2				VII.2 2.17
_		ポリ塩化ビフェニール 類 塩化ビフェニール 塩塩化ビフェニール 三塩化ビフェニール		9 53 48 93 320 720	
		二塩化ビフェニール 三塩化ビフェニール 四塩化ビフェニール		48 93	
				320 720	-
		大塩化ビフェニール		330 110	
		ハヤス 大塩塩化ビフェニール 大塩塩化ビフェニール 大塩塩化ビフェニール 十塩化ビフェニール		54 73	
			 (pg/g-fat)	 1,800	·
3	4	ヘキサクロロベンゼン	(pg/g-fat)	1,300	
<u>ی</u> 4	12	ヘキサクロロシクロヘキサ		1,000	-
7	14	-ヘキサクロロシクロペギリ	(pg/g-fat)	160	_
		-ヘキサクロロシクロ -ヘキサクロロシクロ	ヘキサン	1,500 < 40	-
		-	ヘキサン	< 20	-
5	12	エチルパラチオン(μg/kg-fat)	< 1.3	-
6	14	クロルデン cis-クロルデン	(pg/g-fat)	30	_
		trans-クロルデン		40	-
7	15	オキシクロルデン	(pg/g-fat)	1,300	-
8	16	ノナクロル t rans-ノナクロル	(pg/g-fat)	220	
		cis-ノナクロル		< 20	-
9	18	DDT nn'-DDT	(pg/g-fat)	200	
		p,p' - D D T o,p' - D D T		< 20 < 20	-
10	19	D D E and D D D	(pg/g-fat)		
		o,p'-DDE p,p'-DDE		< 9 660	-
		o,p' - D D D p,p' - D D D		< 20 < 20	
11	21	アルドリン	(pg/g-fat)	< 20	-
12	22	エンドリン	(pg/g-fat)	< 40	-
13	23	ディルドリン	(pg/g-fat)	1,500	-
14	25	ヘプタクロル	(pg/g-fat)	< 30	-
15	26	ヘプタクロルエポキサイト	(pg/g-fat)	400	
		cis-ヘプタクロルエポキ trans-ヘプタクロルエオ	ポキサイド	130 < 60	-
16	33	トリブチルスズ (μg/kg-fat)	< 1.1	-
17	34	トリフェニルスズ (μg/kg-fat)	(0.85)	-
18	36	アルキルフェノール類(↓ 4- t - ブチルフェノール	ıg/kg-fat)	. 0. 70	
		│ 4-n-ペンチルフェノー川	/	< 0.70 < 0.40	
		4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール	,	< 0.20 < 0.20	-
		4-n-オクチルフェノー) 4-t-オクチルフェノーリ ノニルフェノール	,	< 0.30 1.0	
4.5	0-			< 7.0	
19	37		μg/kg-fat)	3.0	-
20	38		μg/kg-fat)	860	-
21	40		μg/kg-fat)	24	-
22	45	<u> </u>	μg/kg-fat)	3.4	-
23	46		μg/kg-fat)	< 0.20	-
24	48	オクタクロロスチレン (pg/g-fat)	80	-
		備 考			

注)1 ()は検出下限値以上定量下限値未満であることを示します。 2 環境省調査結果は、本県が調査した部位と同じ部位の結果を示しました。 3 網掛けは環境省調査結果の範囲を超えて検出されたことを示します。

表 7 - 2 野生生物調査結果(脂肪重量当たり濃度)

表	/ - 2	2 野生生物調査結果(脂肪重	,	1				
			生物種		.	ホンドタヌキ	ı	II
			性別	オス	オス	オス	1	
	SP 98		年齢	若齢	成獣	成獣		
	90		捕獲場所	南相馬市原町区北町	川俣町羽田	石川町塩沢	平均值	環境省調査結果
			上記の区分	里地自然地域	里地自然地域	山地自然地域		
			部位	DXN類:脂肪、有機	- ミスズ:肝臓、他∶筋	肉	Ī	
			、採取年月日	H19.10.14	H20.1.11	H20.1.11	†	
				脂肪 83.0	脂肪 99.1	脂肪 93.1	†	
		化学物質名	脂肪含量(%)	脂肪 83.0 筋肉 8.12 肝臓 3.31	脂肪 99.1 筋肉 16.5 肝臓 6.23	脂肪 93.1 筋肉 28.5 肝臓 3.55		
1	1	ダイオキシン類						
		ダイオキシン類 (検出下限値未満の値は検出 PCDDs (pg-TEO/g-fat)	下限値の1/2)	5.9	7.4	2.1		
		PCDDs (pg-TEQ/g-fat) PCDFs (pg-TEQ/g-fat) co-PCB (pg-TEQ/g-fat)		5.9 1.7 8.2	7.4 1.2 2.3	2.1 0.90 1.5	-	-
		 ダイオキシン類合計(pg-TEQ	 /n-fat)	16	11	4.5	11	11 ~ 43
		** -	79 1417	10		1.0		11 10
		ダイオキシン類 (検出下限値未満の値を0) PCDDs (pg-TEQ/g-fat) PCDFs (pg-TEQ/g-fat) co-PCB (pg-TEQ/g-fat)		5.8	7 /	1.7		
		PCDFs (pg-TEQ/g-fat)		1.6 8.2	7.4 1.0 2.3	0.67 1.5	-	-
							40	
2	2	ダイオキシン類合計(pg-TEQ ポルセルビュー= □ ***	/g-rat)	16	11	3.9	10	34
2	2	小り塩化ビフェニール類 塩化ビフェニール (pg/g	-fat)	17	7.9	7		
		三塩化ビフェニール(pg/g	- fat) - fat)	2,700	120 320	42 120		
		凹塩化ビフェニール (pg/g 五塩化ビフェニール (pg/g	- fat) - fat)	100 2,700 14,000 22,000 39,000 9,900	610 2,000	420 1,300 2,600 1,200	_	-
		六塩化ビフェニール (pg/g 七塩化ビフェニール (pg/g	- fat) - fat)	39,000 9,900	4,600 1,700	2,600 1,200		
		類 (pg/gg/gg/gg/gg/gg/gg/gg/gg/gg/gg/gg/gg/g	-fat) -fat)	310	610 2,000 4,600 1,700 340 160	190 53		
			-fat) 	260	160	33		
		合計	(pg/g-fat)	89,000	10,000	6,000	35,000	18,000 ~ 71,000
3	4	ヘキサクロロベンゼン	(pg/g-fat)	1,700	1,600	980	1,400	760 ~ 3,500
4	12	ヘキサクロロシクロヘキサン -ヘキサクロロシクロへ -ヘキサクロロシクロへ	/ (pg/g-fat) ませい	550	560	190	430	82 ~ 1,600
		-ベキサクロロシクロベ	キサシ	550 18,000	20 . 000 97	190 3,900	430 14,000	2,200 ~ 84,000 34 ~ 91
		-ヘキサクロロシクロへ -ヘキサクロロシクロへ	手みら	< 49 < 25	85	32 14	43 33	34 ~ 91
5	12	エチルパラチオン	(μg/kg-fat)	< 16	< 7.9	< 4.6	-	-
6	14	クロルデンルー、	(pg/g-fat)	440	0.4	0.5	7.5	57 0 000
		クロルデン cis-クロルデン trans-クロルデン		110 99	91 91	25 28	75 73	57 ~ 2,600 76 ~ 2,200
7	15	オキシクロルデン	(pg/g-fat)	41,000	16,000	9,800	22,000	22,000 ~ 230,000
8	16	ノナクロル・ケール	(pg/g-fat)		40.000	0.000	40.000	
		´tráns-ブナクロル cis-ノナクロル		23,000 1,800	10,000 670	2,800	12,000 890	6,300 ~ 110,000
9	18	DDŢ	(pg/g-fat)		/=			
		p,p' - D D T o,p' - D D T		4,600 < 25	15.000 48	250 < 7	6,600 16	120 ~ 1,800 9.2 ~ 38
10	19	D D E and D D D	(pg/g-fat)					
		o,p' - D D E p,p' - D D E	0 0 ,	<11 12,000	<5.5 73,000	<3.2 1,900	29,000	350 ~ 7,300
		0,p'-DDD p,p'-DDD		< 25 430	< 12 910	< 7 49	460	41 ~ 680
11	21	アルドリン	(pg/g-fat)	< 25	< 12	< 7	-	-
12	22	エンドリン	(pg/g-fat)	< 49	< 24	< 14	-	_
13	23	ディルドリン	(pg/g-fat)	23,000	3,500	2,500	9,700	780 ~ 500,000
14	25	ヘプタクロル	(pg/g-fat) (pg/g-fat)	< 37	< 18	< 11	9,700	42
15	26			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	\ 10	<u> </u>	-	72
13	∠0	へプタクロルエポキサイド cis-ヘフタクロルエポキt	ナイド (Pg/g-1at)	16,000	30,000	19,000	22,000	7 000 00 000
		t rans-ヘプタクロルエポ=	キサイド	< 74	< 36	< 21	-	980~ 20,000
4.0	00	1 11 	/ //	4.5	0.00			
16	33		(μg/kg-fat)	< 1.5	< 0.80	< 1.4	-	<u>-</u> -
17	34	トリフェニルスズ	(μg/kg-fat)	< 1.2	(1.4)	< 1.1	0.47	57
18	36	│ 4-t-ブチルフェノール	(μg/kg-fat)	< 8.6	< 4.2 < 2.4	< 2.5	_	_
		│ 4-n-ペンチルフェノール │ 4-n-ヘキシルフェノール		< 4.9 < 2.5	< 1.2	< 1.4 < 0.70		- -
		│ 4-n-ヘプチルフェノール		< 2.5 < 3.7	< 1.2 < 1.8	< 0.70 < 1.1	- -	- -
		4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール		< 3.7 < 86	< 1.8 < 42	1.125		- 350
19	37		(μg/kg-fat)	< 8.6	< 4.2	< 2.5	-	-
20	38	フタル酸ジ - 2-エチルヘキシル	(μg/kg-fat)	490	9,700	250	3,500	73 ~ 2,400
21	40	フタル酸ジ-n-ブチル	(μg/kg-fat)	380	< 42	< 25	130	51 ~ 200
22	45	アジ・L°ン酸ジ - 2- エチルヘキシル	(μg/kg-fat) (μg/kg-fat)	< 7.4	< 3.6	< 2.1	- 100	
							-	-
23	46	ベンゾフェノン	(µg/kg-fat)	< 2.5	< 1.2	< 0.70	-	70 200
24	48	オクタクロロスチレン	(μg/kg-fat)	210	79	49	110	73 ~ 360
Ļ		備考						
		境省調査結果は、本県が調査		×				

注)1 環境省調査結果は、本県が調査した部位と同じ部位の結果を示しました。 2 網掛けは環境省調査結果の範囲を超えて検出されたことを示します。

表7-3 野生生物調査結果(脂肪重量当たり濃度)

1,	,	3 野生生物調査結果(脂肪重	生物種			カワウ	
			性別	オス	オス		
	SP 98		年齢		成鳥	1	
			~ 捕獲場所	郡山市湖南町		┥ 平均値	 環境省調査結果
			上記の区分	-	-		
			部位	 DXN類、有機ス	 スズ:肝臓、他:筋肉	1	
			、 採取年月日	H19.7.15	H19.7.15	1	
		化学物質名	脂肪含量(%)	肝臓 4.61 筋肉 4.86	肝臓 4.07 筋肉 3.76	-	
4		₩ / _ L _ L _ S _ S _ WE		筋肉 4.86	筋肉 3.76		
1	1	ダイオキシン類 (検出下限値未満の値は検出	下限値の1/2	1 200	050		
		PCDDs (pg-TEQ/g-fat) PCDFs (pg-TEQ/g-fat) co-PCB (pg-TEQ/g-fat)		1,300 630 1,800	950 970	-	-
					2,700	4 200	170 15 000
		ダイオキシン類合計(pg-TEC	2/g-1at)	3,700	4,600	4,200	170 ~ 15,000
		ダイオキシン類 (検出下限値未満の値を0)		1,300	050		
		PCDDs (pg-TEQ/g-fat) PCDFs (pg-TEQ/g-fat) co-PCB (pg-TEQ/g-fat)		630 1,800	950 970 2,700	-	-
		 ダイオキシン類合計(pg-TEC)		3,700	4,600	4,200	
2	2			3,700	4,000	4,200	-
_	_	ー 塩化ビフェニール (pg/g	g-fat)	49 200	48 250		
		= 電化ビラェニール(pg/g	j-iai) j-fat)	60,000 510,000	320,000 2,500,000		
		五塩化ビフェニール(pg/g	g-fat)	3,500,000 7,200,000	6,100,000 10,000,000	-	-
		七塩化ビラェニール(pg/g	g-fat)	1,900,000	4,000,000		
		類(grange for the form of the	g-fat) g-fat)	370,000 97,000 56,000	820,000 130,000 45,000		
		ー 「塩化ビフェーール(pg/g 	(pg/g-fat)	14,000,000	24,000,000	19,000,000	5,200,000 ~ 130,000,000
3	4		(pg/g-fat)	410,000	160,000	290,000	120,000 ~ 1,900,000
4	12			410,000	100,000	230,000	120,000 1,900,000
	12	へキサクロロシクロへキサン -ヘキサクロロシクロへ -ヘキサクロロシクロへ -ヘキサクロロシクロへ	キサン	2,700 58,000	2,500 37,000	2,600 48,000	2,600 ~ 25,000 25,000 ~ 250,000
		-ベキサクロロシクロへ -ヘキサクロロシクロへ	キサシ	580 120	590 190	590	25,000 ~ 250,000 1,100 ~ 8,600
5	12		(μg/kg-fat)	< 27	< 35	-	
6	14	クロルデン	(pg/g-fat)	- Li	\ 00		
		cis-クロルデン trans-クロルデン	(49,9)	2,100 1,100	590 1,200	1,300 1,200	8,000 ~ 37,000 3,600 ~ 17,000
7	15	オキシクロルデン	(pg/g-fat)	160,000	160,000	160,000	150,000 ~ 1,100,000
8	16	ノナクロル	(pg/g-fat)	·	,		
		trans-ノナクロル cis-ノナクロル	(100)	4,300 11,000	900 6,600	2,600 8,800	10,000 ~ 41,000
9	18	D D T	(pg/g-fat)				
		p,p' - D D T o,p' - D D T	5 5 /	990 < 62	430 < 80	710	17,000 ~ 110,000 140 ~ 800
10	19	D D E and D D D	(pg/g-fat)				
		o,p' - D D E p,p' - D D E o,p' - D D D		41 14,000,000	< 53 32,000,000	23,000,000	80 ~ 860 1,200,000 ~ 26,000,000 300 ~ 3,300
		o,p' - D D D p,p' - D D D		6,600	190 4,500	56,000	300 ~ 3,300 18,000 ~ 69,000
11	21	アルドリン	(pg/g-fat)	< 82	< 110	-	-
12	22	エンドリン	(pg/g-fat)	210	370	290	-
13	23	ディルドリン	(pg/g-fat)	16,000	29,000	23,000	45,000 ~ 360,000
14	25	ヘプタクロル	(pg/g-fat)	< 100	< 130	-	130
15	26	ヘプタクロルエポキサイド cis-ヘプタクロルエポキサ	(pg/g-fat)	13,000	21,000	17,000	
		trans-ヘプタクロルエポギ		< 410	< 530		17,000 ~ 160,000
16	33	トリブチルスズ	ナリイド (μg/kg-fat)	< 0.82	(1.6)	0.8	43 ~ 94
17	34	トリフェニルスズ	(μg/kg-fat)	4.9	12	8.5	26 ~ 260
18	36		(μg/kg-fat) (μg/kg-fat)	7.0	14	0.0	20 200
, 0	50	アルキルフェノール類 4-t-プチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール	(p g/ ng · lat)	< 14 < 8.2	< 19 < 11	<u> </u>	
		4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール		< 4.1 < 4.1	< 5.3 < 5.3	<u> </u>	_
		4-n-オクチルフェノール		< 6.2 < 6.2	< 8.0 < 8.0 < 8.0	-	
		4- t- オクチルフェノール ノニルフェノール		<140	<190	-	
19			(μg/kg-fat)	< 14	< 19	-	-
20	38	フタル酸ジ゛- 2-エチルヘキシル	(μg/kg-fat)	29,000	37,000	33,000	130 ~ 640
21	40	フタル酸ジ-n-ブチル	(μg/kg-fat)	(230)	(450)	340	130 ~ 170
22	45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	(μg/kg-fat)	<12	<16	-	-
23	46	ベンゾフェノン	(μg/kg-fat)	<4.1	<5.3	-	-
24	48	オクタクロロスチレン	(pg/g-fat)	15,000	13,000	14,000	7,700 ~ 43,000
		備 考 <u>)は検出下限値以上定量下限</u>					

注)1 ()は検出下限値以上定量下限値未満であることを示します。 2 環境省調査結果は、本県が調査した部位と同じ部位の結果を示しました。 3 網掛けは環境省調査結果の範囲を超えて検出されたことを示します。

平成19年度

騒 音 調 査 結 果

平成20年 7月 生活環境部 水・大気環境課 騒音調査結果は、次の騒音調査について実施したものをとりまとめたものです。

調査の種類	根拠法令	調査機関
福島空港航空機騒音測定	環境基本法	福島県
自動車騒音の常時監視測定	騒音規制法	福島県
環境騒音調査	環境基本法	関係市町村
自動車交通騒音実態調査	騒音規制法	関係市町村

福島空港航空機騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準(以下「環境基準」という。)の類型指定を行った福島空港周辺の地域で実施した騒音測定結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめたものです。

1 調査の概要

(1) 調査時期

 春 季:平成19年 5月
 夏 季:平成19年 7月

 秋 季:平成19年10月
 冬 季:平成20年 2月

(2) 調査機関

福島県

(3) 調査地点

環境基準の類型指定地域内の4地点(図-1のとおり)

滑走路北側延長線方向 1地点(須賀川市)

滑走路南側延長線方向 3地点(玉川村2地点、石川町1地点)

(4) 調査方法

「航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第154号)」に基づき、 自動測定装置を用いて、連続7日間の騒音測定を行いました。

評価にあたっては、1日ごとのWECPNLを求め、各地点ごとのWECPNL値のパワー平均値を算出し、環境基準と比較しました。

2 調査結果の概要

3 市町村の4地点について、季節毎の測定結果は55~66 WECPNLの範囲であり、年間平均値は58~65 WECPNLの範囲でした。

環境基準と比較すると、すべての調査地点において、季節毎及び年間平均値とも航空機騒音に係る環境基準(75WECPNL以下)を達成しました。

平成19年度の航空機騒音測定結果は、表1-1のとおりです。

表1-1 平成19年度福島空港周辺の航空機騒音測定結果

地点	测字地占	測定	離着陸機数	騒音の測定結果	年間平均値	環境基準
番号	測定地点	時期	(機/週)	(WECPNL)	(WECPNL)	(WECPNL)
	須賀川市 雨田 地区	春 夏 秋 冬	9 6 1 4 2 3	5 5 5 5 6 1 5 7	5 8	
	玉川村 小高 地区	春 夏 秋 冬	6 5 8 6 7 2 5 9	6 5 6 6 6 4	6 5	75以下
	玉川村 川辺 地区	春季 夏季 季季	4 1 7 5 6 6 5 7	6 2 6 6 6 5 6 4	6 5	
	石川町 中野 地区	春季 夏季季	5 0 5 6 5 3 7 2	6 1 5 9 6 1 6 2	6 1	

- (注) 1 離着陸機数は、各測定地点において航空機騒音と判断された音から推定した 機数です。
 - 2 騒音の測定結果は、1日ごとのWECPNL値をパワー平均したものです。

3 まとめ

騒音調査結果は、類型指定地域内のすべての調査地点で環境基準を達成しました。

参 考〔航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第154号)〕

環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが 望ましい基準として、次のとおり定められています。

基準値 (WECPNL)		当てはめる地域		
	70以下	専ら住居の用に供される地域		
	75以下	類型 以外の地域であって、通常の生活を保全 する必要がある地域		

県は、平成6年福島県告示第663号により、福島空港の周辺地域を類型 として指 定しました。

WECPNLについて

航空機騒音の評価については、航空機の通常時の騒音レベルに昼夜別の通過機数の重みをつけて評価するWECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)の単位が用いられています。この単位は「航空機騒音のうるささの単位」ともよばれています。

WECPNL =
$$\overline{dB(A)}$$
 + 10 log₁₀ N - 27

d B (A): 各航空機通過時の騒音のピークレベルの1日のパワー平均値

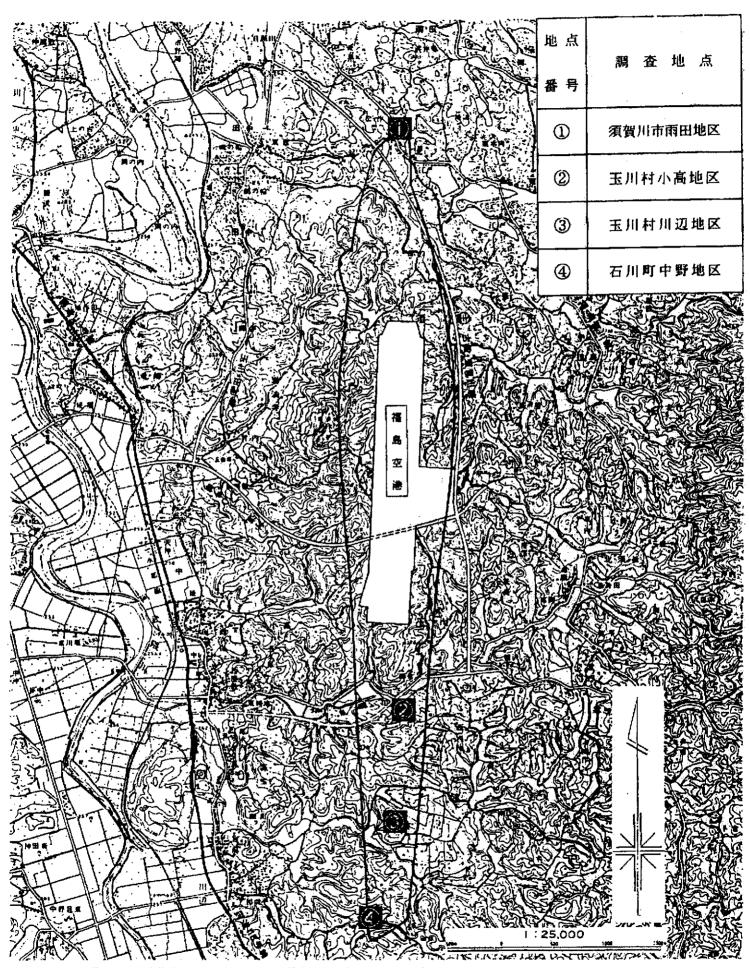
N: 各時間ごとに通過した航空機の機数から次の式により算出される

値

 $N = N_2 + 3 N_3 + 10 (N_1 + N_4)$

N₁:0~7時の機数 N₂:7~19時の機数 N₃:19~22時の機数 N₄:22~24時の機数

図-1福島空港周辺の騒音測定地点図



(耐 航空機組背に係る環境基準のⅡ類型を当てはめた指定地域の範囲は一上図の実験で囲まれた地域である。ただし、福島空港の敷地、福島空港公使1の区域放び河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域を除く。 この地図は、射提省間土地職乾長の承認を得て、同院発行の2.5万分の1地形既を褐梨したものである。(承認酵朝平8東乱舞幢2年

自動車騒音の常時監視測定結果

この調査結果は、環境基本法第16条に基づく騒音に係る環境基準(以下「環境基準」という。)の類型指定地域(以下「指定地域」という。)内において、騒音規制法第18条に基づき県が実施した自動車交通騒音の常時監視測定結果について、同法第19条に基づき公表するものです。

1 調査の概要

(1) 調査時期

平成19年9月~10月

(2) 調査機関

福島県

(3) 調査区間

福島市、会津若松市、 白河市、須賀川市、西郷村、石川町の指定地域内において、幹線交通を担う道路の12路線12区間を選定し、道路近傍騒音を測定しました。

(4) 調査・評価方法

調査については、「騒音に係る環境基準について」に基づき、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル . 地域評価編(道路に面する地域)」(以下「マニュアル」という。)に定める方法により、道路近傍騒音を測定しました。

評価については、県内の指定地域内における104路線256区間の道路をマニュアルに基づいて、道路端から50mの範囲内に存在する住居等の騒音レベルを推計し、環境基準の達成戸数とその割合を把握する「面的評価」を行いました。

2 調査結果の概要

評価区間における評価対象戸数 40,200戸のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは、37,264戸(達成率92.7%)でした。

このうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域(近接空間)で、全時間帯で環境基準を達成したのは、14,714戸(達成率94.2%)でした。

一方、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用されない地域(非近接空間)で、全時間帯で環境基準を達成したのは、22,550戸(達成率91.8%)となっています。 詳細は、表2-1に示すとおりです。

* 幹線交通を担う道路に近接する空間とは:

高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道のうち、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 2 - 1 環境基準達成状況

	評価区間内	全時間帯で	一部の時間帯で	全時間帯で
戸数		達成	達成	非達成
全 体	40,200戸	37,264戸(92.7%)	1,876戸(4.7%)	1,060戸(2.6%)
近接空間	丘接空間 15,624戸 14,714戸(94.2%) 533戸(3.4%		533戸(3.4%)	377戸(2.4%)
非近接空間 	24,576戸	22,550戸(91.8%)	1,343戸(5.5%)	683戸(2.8%)
(非近接空間 のうち A類型)	3,773戸	3,059戸(81.1%) 433戸(11.5%)		281戸(7.4%)
(非近接空間 のうちB C 類型)	20,791戸	19,480戸(93.7%)	909戸(4.4%)	402戸(1.9%)
(非近接空間のうち類型なし)	12戸	11戸(91.7%)	1戸(8.3%)	0戸 (0%)

^{*}類型区分のない住居については、B類型の環境基準をあてはめて評価した。

また、時間帯別の環境基準達成状況については、近接空間では夜間の非達成戸数が多く、非近接空間では、昼間の非達成戸数が多くなっていました。

表2-2 時間帯別環境基準達成状況

	近接	 [空間	非近接空間		
	環境基準 達成	環境基準 非達成	環境基準 達成	環境基準 非達成	
昼間	15,145戸	5,145戸 479戸		1,070戸	
	(96.9%)	(3.1%)	(95.6%)	(4.4%)	
夜間	14,816戸	808戸	22,937戸	1,639戸	
	(94.8%)	(5.2%)	(93.3%)	(6.7%)	

^{*} 昼間(6:00~22:00) 夜間(22:00~6:00)

さらに、道路種類別の環境基準達成状況をみると、一般国道の達成率が最も低い状況でした。

表 2 - 3 道路種類別環境基準達成状況

	評価区間内 戸数	全時間帯で 達成	一部の時間帯で 達成	全時間帯で 非達成
高速自動車道	328戸	327戸(99.7%)	1戸(0.3%)	0戸(0%)
一般国道	11,642戸	9,526戸(81.8%)	1,272戸(10.9%)	844戸(7.2%)
県道	28,230戸	27,411戸(97.1%)	603戸 (2.1%)	216戸(0.8%)

3 まとめ

評価対象の104路線256区間において、道路端から50mの範囲内に存在する住居等40,200戸のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは37,264戸であり、達成率は92.7%でした。

道路種類別環境基準達成状況では、一般国道に面する地域の達成率が最も低く、81.8%となっています。

参考 [騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)]

騒音に係る環境基準

(単位:デシベル)

		盛日にかり私先生十		<u> </u>
		時 間 σ.)区分	
	地均	昼間	夜 間	
			6:00~22:00	22:00~6:00
AA(特に静穏	を要する	50以下	40以下	
	A (₹	厚ら住居の用に供される地域)	5 5 以下	4 5 以下
一般の地域	B(主	として住居の用に供される地域)		
	C (†	目当数の住居と併せて商業、工業	60以下	5 0 以下
	等	の用に供される地域)		
道路に面する	Α	2車線以上の道路	60以下	5 5 以下
地域	В	2車線以上の道路	6 5 以下	60以下
	С	車線を有する道路		

(注)本県では類型AAの指定はありません。

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (単位:デシベル)

		時 間 の 区 分			
	該 当 地 域	昼間	夜 間		
		6:00~22:00	22:00~6:00		
幹線交通を担う道	2車線以上の道路の端から15 m				
路に近接する空間		70以下	6 5 以下		
	2車線を超える道路の端から20m				

(注) 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいいます。

環境騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境基準(以下「環境基準」という。)の類型指定を有する市町村が実施した騒音測定結果について、環境基準(一般地域)の維持達成状況を取りまとめたものです。

1 調査の概要

(1) 調査時期

平成19年4月~平成20年2月

(2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、南相馬市、二本松市 (7市)

(3) 調査地点

類型指定地域内であって、当該地域の騒音レベルを代表すると思われる地点及び騒音に係る問題が生じやすい地点として48地点で実施しました。(表3-1)

市町村名	調査時期	A類型	B類型	C類型	計
福島市	11~12月	3	1	4	8
会津若松市	10~11月	3	1	2	6
郡山市	4~5月	2	1	2	5
いわき市	1月~2月	4	4	2	1 0
白河市	8月	1	1	2	4
南相馬市	8月~1月	3	5	4	1 2
二本松市	9月	1	1	1	3
合	計	1 7	1 4	1 7	4 8

表 3 - 1 市町村別・類型区分別調査地点数

(4) 調査方法

「騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)」に基づき、昼間 (6:00~22:00)及び夜間(22:00~翌日の6:00)について、日本工業規格 Z8731に定める 方法により原則として24時間連続で騒音測定を行い、 Leq (等価騒音レベル)を算出 しました。

2 調査結果の概要

全体の調査地点において、昼夜及び夜間の二時間帯で環境基準を達成した地点は48 地点のうち42地点であり、達成率は87.5%でした。

また、これを類型別にみると、A類型地域では全時間帯で環境基準を達成した地点は、17地点のうち14地点で、達成率は82.4%、B類型地域では14地点のうち12地点で、達成率は85.7%、C類型地域では17地点のうち16地点で、達成率は94.1%でした。(表3-2)

表3-2 環境基準の達成状況

	━本地占粉	全時間帯で	一部の時間帯	全時間帯で
	調査地点数	達成	達成で達成	
全体	4 8 地点	4 2 地点	6 地点	0 地点
<u></u>	4 8 地点	(87.5%)	(12.5%)	(0%)
A 類 型	1 7 地点	1 4 地点	3 地点	0 地点
	1 / 26 55	(82.4%)	(17.7%)	(0%)
B 類型	型 14地点	1 2 地点	2 地点	0 地点
D AR 空		(85.7%)	(14.3%)	(0%)
C 類 型	1 7 地点	1 6 地点	1 地点	0 地点
C 類型 		(94.1%)	(5.9%)	(0%)

注)達成率は四捨五入により小数第1位で示しているため、合計が100%にならない場合があります。

さらに、時間帯別の達成状況をみると、B類型地域における夜間で環境基準の非達成地点が多い状況でした。(表3-3)

表 3 - 3 時間帯別環境基準達成状況

地 域類 型	A 類	A 類型		B 類型		C 類型	
時間区分	環境基準 達 成	環境基準 非 達 成	環境基準	環境基準 非 達 成	環境基準	環境基準 非 達 成	
昼間	16地点(94.1%)	1 地点 (5.9%)	1 4 地点 (100 %)	0 地点 (0%)	1 7 地点 (100%)	0 地点 (0%)	
夜 間	15地点(88.2%)	2地点 (11.8%)	12地点(85.7%)	2 地点 (14.3%)	1 6 地点 (94.1%)	1 地点 (5.9%)	

3 まとめ

調査を実施した48地点のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは、42地点であり、達成率は87.5%でした。

環境基準の非達成地点は、A類型(専ら住居の用に供される地域)・B類型(主として住居の用に供される地域)で多く見られましたが、これは、主として地域住民の自動車音や地域内を通過する自動車交通騒音によるものと考えられます。

参 考 〔騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)〕

一般地域 (単位:デシベル)

地域の	昼間	夜間	該当する地域
類型		1文 旧	以ヨッる地域
A A	50以下	40以下	療養施設、社会福祉施設等が集合している地域など特 に静穏を要する地域
А	55以下	45以下	専ら住居の用に供される地域
В	55以下	45以下	主として住居の用に供される地域
С	60以下	50以下	相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域

- (注) 1 本県では、類型AAの指定はありません。
 - 2 「昼間」とは、午前6時から午後10時まで、「夜間」とは、午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。

			产体胶立	الانما ا	(AD)						
				環		昼	等価騒音 間	レヘル 夜	(QB) 間	代表	
<u> </u>	市		餌	境					目	騒	音
連	町	測定地点	杳	基準	都市計画法用途地域	環 境	()測	環 境	(H 則	1	
連番号	村	M17C-07///	調査月	準類	HE TE HT CAT IS SEED FOR	基基	c 1 2 8 果	基	1 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2	昼	夜
7	名			無型		基準値	9 結	基準値	9 篇		
				#		値	一	値	。 ・ ・	間	間
1		渡利	11	Α	第1種低層住居専用	55	48.4	45	37.1	9	9
2		南沢又	11	Α	第1種中高層住居専用	55	45.4	45	37.2	9	9
3		蓬莱町	11	Α	第2種低層住居専用	55	46.6	45	37.1	9	9
4	福島市	東浜町	11	В	第1種住居	55	48.8	45	39.2	9	9
5	ᄪᄪ	大町	11	C	商業	60	45.7	50	41.5	9	9
6		太平寺	12	C	工業	60	53.0	50	40.0	9	9
7		黒岩	11	C	近隣商業	60	47.5	50	43.9	9	9
8		瀬上町	11	C	工業	60	50.7	50	47.5	9	9
9		堤町	10	Α	第1種中高層住居専用	55	45.5	45	37.3	9	9
10		河東町広田	11	Α	第1種中高層住居専用	55	47.7	45	40.9	9	9
11	会津若松市	真宮新町	11	Α	第1種中高層住居専用	55	53.4	45	45.3	9	9
12	27-114:1-	古川町	10	В	第1種住居	55	51.4	45	37.3	9	9
13		門田町飯寺	11	C	工業	60	47.0	50	40.7	9	9
14		日新町	10	C	商業	60	46.8	50	36.4	9	9
15		安積町西長久保	5	Α	第1種中高層住居専用	55	51.2	45	48.0	5	5
16	777 1	緑ヶ丘	5	Α	第1種低層住居専用	55	44.6	45	39.6	5	5
17	郡山市	朝日3丁目	4	В	第1種住居	55	50.5	45	46.8	1	1
18		喜久田町卸3丁目	4	C	準工業	60	57.7	50	52.6	1	1
19		清水台1丁目	4	C	商業	60	56.5	50	48.7	1	1
20		湘南台2丁目	1	Α	第1種低層住居専用	55	40.3	45	32.7	1.5	1.5
21		常磐上湯長谷町釜の前	2	Α	第1種低層住居専用	55	45.4	45	32.9	1.5	1.5
22		小名浜寺ノ脇	1	Α	第1種中高層住居専用	55	48.1	45	43.9	1.5	1.5
23		江名向畑	1	Α	第1種中高層住居専用	55	50.5	45	32.9	1.5	1.5
24 25	いわき市	平下神谷 内郷高坂町桜井	2	B B	市街化調整区域 第 1 種住居	55 55	45.4 45.5	45	44.2	1·5 1·5	1·5 1·5
26		内鄉高城町按开 勿来町窪田町	2	В	第1種住居 第1種住居	55	46.5	45 45	44.7	1.5	1.5
27		<u>勿未可達田可</u> 平鎌田	1	В	市街化調整	55	45.9	45	38.7	1.5	1.5
28		平球田 平尼子町	1	С	市街化調整	60	58.9	55	49.4	1.5	1.5
29		第町重殿 3	2	0	第1種住居	60	49.5	55	48.6	1.5	1.5
30		南湖(南湖公園)	8	Α	第 1 種低層住居専用	55	58.9	45	43.1	1.5	1.5
31		日影	8	В	第1種住居	55	51.7	45	44.6	1.4.5	1.4.5
32	白河市	八幡小路	8	C	商業	60	55.0	50	46.3	1.7	1.4
33		和尚壇	8	C	工業	60	50.4	50		1 · 3 · 4 · 5	
34		小高区関場	10	A	第 1 種中高層住居専用	55	46.7	45	37.0	8	8
35		原町区桜井町	1	Α	第1種中高層住居専用	55	51.3	45	38.7	8	8
36		原町区仲町	8	Α	第1種低層住居専用	55	50.3	45	43.6	8	8
37		鹿島区西町2丁目	1	В	第1種住居	55	50.3	45	42.1	1	1
38		鹿島区西町1丁目	1	В	第1種住居	55	48.8	45	40.8	1	1
39	±+n=+	鹿島区鹿島	1	В	第1種住居	55	49.9	45	43.2	4.7	4•7
40	南相馬市	原町区二見町	9	В	第1種住居	55	44.0	45	44.8	8	8
41		小高区岡田	10	В	第1種住居	55	46.5	45	40.5	1	8
42		原町区大町	1	С	商業	60	43.8	50	34.5	8	8
43		小高区上町	10	С	商業	60	54.7	50	44.5	7	8
44		原町区栄町	9	C	商業	60	47.2	50	41.9	8	8
45		原町区旭町	9	С	準工業	60	46.4	50	47.1	8	8
46		表1丁目	9	Α	第1種低層住居専用	55	51.9	45	43.6	1	1•5
47	二本松市	金色	9	В	第2種住居	55	51.8	45	45.6	1	1•5
48		若宮1丁目	9	С	近隣商業	60	54.9	50	47.7	1.7	1
- ()	ᅩᅩᄱᅼᄹ	の 斜体 け瑨谙其準を招	\E	_							

(注)測定結果の*斜体*は環境基準を超過していることを表します。

代表的な騒音 1:自動車音、2:自動車以外の道路音、3:工場・事業場音、4:家庭音、5:自然音

6:特殊音、7:その他、8:不特定音、9:無人調査のため特定できず

自動車交通騒音実態調査結果

この調査結果は、騒音規制法(以下「法」という。)第3条に基づき指定した騒音について、規制する地域(以下「指定地域」という。)内における自動車騒音の実態を把握するため、市町村が実施した騒音測定結果について、法第17条に基づく限度(以下「要請限度」という。)の達成状況を取りまとめたものです。

1 調査の概要

(1) 調査時期

平成19年4月~平成19年12月

(2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、 二本松市、田村市、南相馬市、柳津町、会津美里町、西郷村、富岡町 (11市3 町1村)

(3) 調査方法

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 地域評価編(道路に面する地域)」に基づき、各調査機関が調査地点を選定し、昼間(6:00~22:00)及び夜間(22:00~翌日の6:00)の時間帯について、JIS Z8731に定める方法により、原則として24時間連続(1日間のみ)で自動車騒音の測定を行い、Leq(等価騒音レベル)を算出しました。

(4) 調査地点

平成19年度における調査地点の総数は86地点で、そのうち国道の調査地点は、

4 4 地点と全調査地点の57.1%を占めています。

市町村別及び道路の種類別の内訳は表4-1のとおりです。

市町村名	調査時期	国道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
福島市	10月	8	3	1	0	1 2
会津若松市	9~10月	4	3	0	0	7
郡山市	6~12月	4	0	3	3	1 0
いわき市	11~1月	1 2	9 (2)	0	0	2 1 (2)
白河市	8月	2	1	0	1	4
須賀川市	12月	2	0	1	0	3
喜多方市	11月	0	0	0	1	1
相馬市	10月	2	0	0	1	3
二本松市	9月	0	0	3	0	3
田村市	9月	0	1	0	0	1
南相馬市	8~10月	3	2	6	1	1 2
柳津町	11月	0	1	0	0	1

表4-1 市町村別及び道路の種類別の調査地点数

市町村名	調査時期	国道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
会津美里町	8~9月	3	0	0	1	4
西郷村	10月	1	0	0	0	1
富岡町	8月	0	0	1	2	3
•						
合	計	4 1	1 9 (2)	1 5	1 1	8 6 (2)

備考 括弧内の数字は、要請限度非適用地点の内数

2 調査結果の概要

調査地点86地点のうち要請限度が適用されるのは84地点で、このうち昼間及び夜間の二時間帯で要請限度以下だったのは72地点であり、その割合は85.7%でした。また、これを区域別に見ると、二時間帯で要請限度以下であったのは、a区域は11地点のうち11地点(100%)、b区域では40地点のうち35地点(87.5%)、c区域では33地点のうち26地点(78.8%)でした。(表4-2)

表 4 - 2 区域区分别要請限度超過状況

世帯の区へ	细木地上粉	全時間帯で要	一部の時間帯で	全時間帯で
地域の区分	調査地点数	請限度以下	要請限度超過	要請限度超過
全体	8 4 地点	7 2 地点	1 2 地点	0 地点
土 14	0 4 地 無	(85.7%)	(14.3%)	(0%)
a 区域	1 1 地点	1 1 地点	0 地点	0 地点
a 区域		(100%)	(0%)	(0%)
2 日本	4 0 地点	3 5 地点	5 地点	0 地点
b区域 	40地点	(87.5%)	(12.5%)	(0%)
c ∇ tit	2 2 批占	2 6 地点	7 地点	0 地点
c 区域 	3 3 地点	(78.8%)	(21.2%)	(0%)

要請限度が適用される地点数

また、時間帯別の要請限度の超過状況をみると、昼間は0 地点(0%)、夜間は12 地点(14.3%)となっています。(表4-3)

表4-3 時間帯別の要請限度超過状況

区域の区分	調査地点数	時間帯別要請限度超過地点数							
区域の区方	調且地思数	昼間	· ¦ 夜間						
△ / *	0 1 +44 -1=	0 地点	1 2 地点						
全 体 	8 4 地点	(0%)	(14.3%)						
。 区 は	1 1 + 4 上	0 地点	0 地点						
a 区域	1 1 地点	(0%)	(0%)						
b 区域	4 0 地点	0 地点	5 地点						
D区现	4 0 地点	(0%)	(12.5%)						
c 区域	3 3 地点	0 地点	7 地点						
C 应现	うっ地点	(0%)	(21.2%)						

要請限度が適用される地点数

道路種類別の要請限度超過状況をみると、国道の測定地点41地点のうち12地点(29.3%)、主要地方道、一般県道及び市町村道での超過地点はありませんでした。(表4-4)

表4-4 道路種類別の要請限度超過状況

	国 道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
調査地点数	4 1 地点	1 7 地点	1 5 地点	1 1 地点	8 4 地点
要請限度を超過	1 2 地点	0 地点	0 地点	0 地点	1 2 地点
した地点	(29.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0%)	(14.3%)

要請限度が適用される地点数

3 まとめ

調査を実施した86地点のうち要請限度が適用される84地点で、全時間帯で要請限度以下だったのは72地点(85.7%)でした。

要請限度の超過率が最も高いのは、区域区分別では c 区域(準工業地域等)で、時間 帯別では、夜間の14.3%でした。

また、道路種類別では、国道の12地点で要請限度を超過していました。

参 考〔騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度〕

指定地域内の自動車騒音の要請限度は、騒音規制法に基づき定められており、この限度を超過している場合は、市町村長は関係機関(道路管理者又は公安委員会)に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べることができることとなっています。

表 自動車騒音の限度

(単位:デシベル)

	時間の区分	昼間	夜間
		午前6時	午後10時
	区域の区分	午後10時	翌日の午前6時
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道 路に面する区域	6 5	5 5
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道 路に面する区域	7 0	6 5
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0

- (注) 1 車線とは、1縦列の自動車(2輪を除く。)が安全かつ円滑に走行する ために必要な幅員を有する帯状の車道の部分です。
 - 2 区域は騒音規制法第3条に基づき指定された地域とします。
 - 3 「 a 区域 」: 用途地域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居 専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居 専用地域及びそれに相当する地域
 - 「b区域」:第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びそれに 相当する地域
 - 「 c 区域 」: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びそれ に相当する地域
 - 4 幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は表の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとなっています。
 - 5 幹線交通を担う道路とは道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいいます。

一 連番	市 町 村	測定地点	調査 時期 (月)	道路名	道路種語	車線数	道端ら距離	騒音規制	要請限度	要ii 度(環境基準	環境		測定 (d	結果 B)
号	名		(/ 3 /		別	**	(m)	法	区分	昼間	夜間	類型	昼間	夜間	昼間	夜間
1		松浪町	10	国道4号線	国	6	3.3	3種	С	75	70	С	70	65	71.6	69.6
2		鳥谷野	10	国道4号線	国	4	3.0	4種	С	75	70	С	70	65	73.9	74.1
3		天神町	10	国道13号線	玉	4	4.0	3種	С	75	70	С	70	65	73	70.3
4		泉字前田	10	国道13号線(西道路)	国	4	4.0	2種	b	75	70	В	70	65	65	58.9
5		南中央	10	国道13号線(西道路)	国	4	3.5	3種	С	75	70	С	70	65	65.1	60.3
6	福 島	小倉寺	10	国道114号線	国	2	0.0	1種	а	75	70	Α	70	65	66.4	59
7	市	舘の前	10	国道115号線	国	4	3.5	2種	b	75	70	В	70	65	66.8	60.4
8		方木田	10	国道115号線	国	4	4.0	2種	b	75	70	В	70	65	70.6	66
9		笹谷	10	福島飯坂線	主	2	3.5	2種	b	75	70	В	70	65	65.2	58.6
10		岡部	10	福島保原線	土	2	2.5	2種	а	75	70	Α	70	65	68.9	62.5
11		野田町1丁目	10	福島吾妻裏磐梯線	主	2	1.5	2種	b	75	70	В	70	65	66.4	60.8
12		鎌田	10	飯坂保原線	県	4	4.5	2種	b	75	70	В	70	65	68.6	63.1
13		花春町	10	会津若松裏磐梯線	主	4	11.0	3種	С	75	70	C	70	65	67.9	61.7
14	_	一箕町亀賀字郷之原	9	国道49号線	国	4	5.0	3種	С	75	70	C	70	65	69.5	64.9
15	宝津	一箕町亀賀字村前	10	国道118号線	国	4	4.5	4種	С	75	70	C	70	65	66.4	62.3
16	会津若松	錦町	10	国道118号線	国	2	2.0	3種	С	75	70	C	70	65	68.3	63.7
17	松 市	館馬町	10	国道401号線	国	4	5.5	2種	b	75	70	В	70	65	66.4	60.5
18	.,,5	河東町南高野	9	会津坂下河東線	主	2	6.2	2種	а	75	70	Α	70	65	66.9	67.8
19		河東町広田	9	北山会津若松線	主	2	1.5	2種	а	75	70	Α	70	65	67.9	61.1
20		富田町字音路	7	国道 4 号線(バイパス)	国	4	7.2	2種	b	75	70	В	70	65	72.3	71.4
21		富久山町久保田字大原	6	国道4号線	国	3	3.2	2種	b	75	70	В	70	65	72.3	69.1
22		富田町菱内	6	国道49号線	玉	4	4.4	3種	С	75	70	C	70	65	72	68.1
23		富久山町久保田字上野	11	国道288号線	国	2	2.1	2種	b	75	70	В	70	65	67.2	64.8
24	郡 山	熱海町熱海1丁目	11	中ノ沢熱海線	県	2	3.5	2種	b	75	70	В	70	65	57.3	48.5
25	市	熱海町熱海2丁目	11	中ノ沢熱海線	県	2	5.8	3種	С	75	70	C	70	65	60.8	51.9
26		富田町逆池北	11	荒井郡山線	県	2	3.7	2種	b	75	70	В	70	65	67.8	60.5
27		若葉町	12	若葉桑野線	市	4	5.0	2種	b	75	70	В	70	65	65.4	59.4
28		安積町1丁目	12	笹川多田野線	市	4	9.0	3種	С	75	70	C	70	65	57.7	51.3
29		小原田3丁目	11	日出山久保田線	市	4	2.3	2種	b	75	70	В	70	65	69.7	65.9
30		勿来町関田飯ノ辺前	7	国道6号	玉	2	2.6	3種	С	75	70	С	70	65	70.9	71.9
31		久之浜町久之浜字中浜	8	国道6号	国	2	3.5	2種	b	75	70	В	70	65	72	72.9
32		久之浜町久之浜字北田	8	国道6号	国	2	2.6	-				В	70	65	68.4	69.6
33		平中神谷字瀬戸	10	国道6号	国	4	1.5	3種	С	75	70	С	70	65	72.3	65.4
34		四倉町上仁井田字南姥田	8	国道6号	玉	4	2.5	2種	b	75	70	В	70	65	71.7	71.4
35		佐糠町東二丁目	8	国道6号常磐バイパス	玉	4	14.2	2種	b	75	70	В	70	65	62.5	60.7
36	り	泉町滝尻根ノ町	9	国道6号常磐バイパス	国	4	3.5	2種	b	75	70	В	70	65	74.1	71.5
37	わ き	小名浜住吉字八合	9	国道6号常磐バイパス	国	4	4.0	3種	С	75	70	С	70	65	74.4	72.1
38	市	自由が丘	10	国道6号常磐バイパス	玉	4	13.0	2種	b	75	70	В	70	65	57.1	53.7
39		平中山字矢の倉	9	国道6号常磐バイパス	玉	2	3.8	-				В	70	65	53.3	49.1
40		内郷御厩町二丁目	9	国道49号平バイパス	国	2	13.0	2種	b	75	70	В	70	65	59.8	52.2
41		好間町下好間字向山	9	国道49号平バイパス	国	2	4.5	2種	b	75	70	В	70	65	72.7	68.5
42		錦町鬼越下	9	日立いわき線	主	2	5.0	2種	b	75	70	В	70	65	65.4	61.2
43		植田町林内	9	日立いわき線	主	2	3.7	2種	b	75	70	В	70	65	66.4	61.5
44		小名浜岡小名字沖	10	小名浜平線	主	4	4.5	3種	С	75	70	C	70	65	67.8	59.9

一連番	市 町 村	測定地点	調査時期(月)	道路名	道路種	車線数	道端ら距離	騒音規制	要請限度	要詞度(環境基準	環均準(測定 (d	結果 B)
号	名		(Д)		別	XX	(m)	法	区分	昼間	夜間	類型	昼間	夜間	昼間	夜間
45		鹿島町船戸字五反田	10	小名浜平線	主	4	4.2	3種	С	75	70	С	70	65	71.2	63.6
46	١J	郷が丘二丁目	10	小名浜平線	主	4	5.5	2種	b	75	70	В	70	65	59	54.4
47	ゎ	平下荒川中剃	10	小名浜平線	主	4	8.0	2種	b	75	70	В	70	65	68.5	62
48	き 市	常磐関船町諏訪下	10	常磐勿来線	主	2	0.9	2種	b	75	70	В	70	65	66.4	58.1
49	115	小名浜下神白千速	10	小名浜小野線	主	4	4.0	2種	а	75	70	Α	70	65	63.4	56
50		小名浜相子島字道下	10	小名浜小野線	主	4	4.5	2種	b	75	70	В	70	65	64.4	57.7
51	,	明戸	8	白河駅八竜神線	市	2	3.5	2種	b	75	70	В	65	60	60.2	54.7
52	日 河	米村道北	8	国道4号線	国	4	6.1	3種	С	75	70	С	70	65	71	72.3
53	市	鬼越	8	国道289号線	国	2	4.0	1種	а	75	70	Α	70	65	66.9	63.4
54		中田	8	白河石川線	主	2	1.5	2種	b	75	70	В	70	65	66.2	59.1
55	須 賀	西の内町	12	中野須賀川線	県	2	2.0	1種	а	75	70	Α	70	65	63.4	55.3
56	貝 川	大黒町	12	国道4号線	国	4	2.0	2種	b	75	70	В	70	65	69.9	70.1
57	市	馬町	12	国道118号線	国	2	2.0	3種	С	75	70	С	70	65	66.7	61.7
58	喜多方市	押切1丁目	11	押切東線	市	2	3.5	2種	b	75	70	В	65	60	65.4	54.9
59	相	中村字北町	10	国道115号線	国	2	4.0	2種	b	75	70				58.8	51
60	馬	中村字北町	10	高池成田線	市	2	2.5	2種	b	75	70				61.6	50.4
61	市	中村字砂子田	10	国道6号線	国	2	5.0	3種	С	75	70				65.9	65.1
62	_	若宮2丁目	9	須賀川二本松線	県	2	1.5	3種	С	75	70	С	70	65	66.9	61.5
63	本 松	金色久保	9	二本松安達線	県	2	1.5	2種	b	75	70	В	70	65	61.9	54.1
64		表1丁目	9	安達太良山線	県	2	1.5	1種	а	75	70	Α	70	65	63.6	55.2
65	田村市	大越町上大越	9	船引大越小野線	主	2	3.0	3種	С	75	70				64.2	60.6
66		小高区本町	10	浪江鹿島線	県	2	3.4	2種	b	75	70	В	70	65	64.7	60.2
67		小高区大井	10	国道6号線	国	2	5.1	3種	С	75	70	С	70	65	70.7	70.9
68		小高区東町	10	浪江鹿島線	県	2	0.0	2種	b	75	70	В	70	65	65	56.2
69		鹿島区西町	9	大芦鹿島線	県	2	2.6	2種	b	75	70	В	70	65	67.6	49.1
70	南	鹿島区鹿島字中町	10	国道6号線	国	2	5.7	3種	С	75	70	C	70	65	70.6	70.3
71	相	鹿島区鹿島字町	10	浪江鹿島線	県	2	0.4	2種	b	75	70	В	70	65	66.8	65.2
72	馬	原町区高見町	8	下渋佐南新田線	県	2	3.7	4種	С	75	70	С	70	65	63.2	57.6
73	市	原町区栄町	9	原町海老相馬線	主	2	1.6	3種	С	75	70	С	70	65	65.2	58.9
74		原町区南町	9	浪江鹿島線	県	2	1.5	3種	С	75	70	С	70	65	65.9	58.4
75		原町区桜井町	9	原町川俣線	主	2	4.7	3種	С	75	70	С	70	65	66.5	58.4
76		原町区日の出町	9	国道6号線	国	2	5.4	3種	С	75	70	С	70	65	69	68.2
77		原町区仲町	8	原町高倉線	卡	2	3.0	1種	а	70	65	Α	60	55	63.7	54.5
78	柳津町	大字砂子原	11	柳津昭和線	主	2	2.0	2種	b	75	70				61.6	45.3
79	会	字高田甲	8	国道401号線	国	2	0.0	3種	С	75	70				62.4	52.4
80	津美	字高田乙	8	国道401号線	国	2	0.0	2種	b	75	70				57.4	49
81	美 里	字外川原甲	9	町道2008号線	町	2	0.0	2種	а	70	65				62.8	57.1
82	町	字宮里	9	国道401号線	国	2	0.0	4種	С	75	70				64.1	58.3
83	西郷村	大字小田倉	10	国道4号線	国	4	3.0	3種	С	75	70	С	70	65	63.3	67.9
84	富	中央1丁目	8	富岡大越線	県	2	1.0	3種	С	75	70				59.8	54.5
85		夜の森南	8	大原原線	町	2	1.5	2種	а	70	65				62.4	46.3
86	町	大字大菅	8	夜の森桜通線	町	2	1.5	4種	С	75	70				64.3	52.3
Щ.	. No.1 1			 			!	71±		. 5		<u> </u>	<u> </u>		50	

(注) 測定結果で、太字は要請限度超過し、網掛けは環境基準非達成を表します。

道路種別 国:国道 主:主要地方道 県:県道 市、町:市町村道を表します。

昼間とは午前6時~午後10時、夜間とは午後10時~翌日の午前6時を指します。

環境基準類型指定がなされている地域では、あわせて環境基準値を表示しました。

(福島県では環境基準の類型区分と要請限度の区域区分を同一に指定しています。ただし、いわき市を除く。)

平成19年度 公害苦情調査の結果

平成20年 7月 生活環境部 水・大気環境課 この調査結果は、公害紛争処理法第49条の2の規定に基づき実施した、平成19年度の県及び市町村の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の件数や処理状況等をとりまとめたものです。

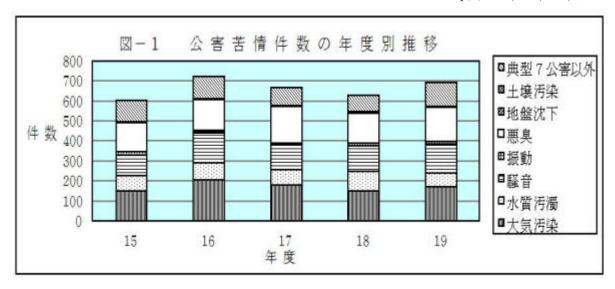
1 公害苦情の概況

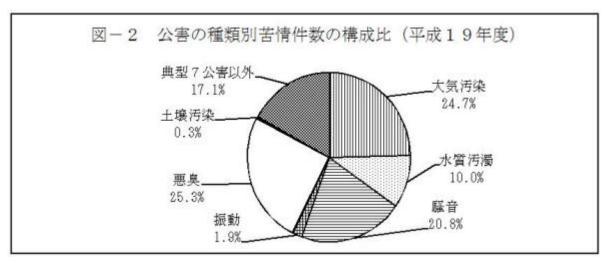
平成19年度に県及び市町村が新たに受理した公害苦情総件数は697件で、前年度に比べて66件増加(増加率10.5%)しました。

「大気汚染」、「水質汚濁」、「騒音」、「振動」、「悪臭」、「土壌汚染」及び「地盤沈下」のいわゆる典型7公害の苦情件数は578件(公害苦情総件数の82.9%)で、前年度に比べて29件増加しました。典型7公害以外の苦情件数は119件(同17.1%)で、同じく前年度比で38件増加しました。

主な公害の種類では、「大気汚染」及び「悪臭」がそれぞれ22件増加し、「水質汚濁」が29件減少しました。

(図-1、2、3、表-1)





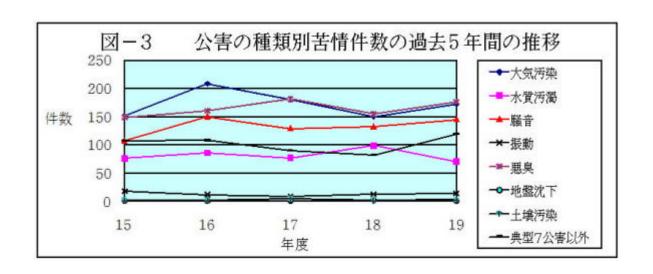


表 - 1 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

	種類		典	型	7	公	害			典型	7 公害以	以外	۵	*
		大気汚染	水質汚濁	騒	振	悪	地盤沈	 土 壌 汚	小	 廃 棄 物投	その他	小	合	前 年 比
年度	₹ \	染	濁	音	動	臭	下	染	計	棄	2	計	計	(%)
苦	15	151	76	107	17	148	0	1	500	40	67	107	607	11.8
	16	206	86	150	11	159	0	1	613	40	71	111	724	19.3
情	17	180	77	129	8	181	0	4	579	14	76	90	669	7.3
件 数	18	150	99	132	12	154	1	1	549	10	72	82	631	5.7
女义	19	172	70	145	13	176	0	2	578	23	96	119	697	10.5
構	15	24.9	12.5	17.6	2.8	24.4	0.0	0.2	82.4	6.6	11.0	17.6	100	
成	16	28.5	11.9	20.7	1.5	22.0	0.0	0.1	84.7	5.5	9.8	15.3	100	
比比	17	26.9	11.5	19.3	1.2	27.1	0.0	0.6	86.5	2.1	11.4	13.5	100	
(%)	18	23.8	15.7	20.9	1.9	24.4	0.2	0.2	87.0	1.6	11.4	13.0	100	
(10)	19	24.7	10.0	20.8	1.9	25.3	0.0	0.3	82.9	3.3	13.8	17.1	100	

端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

2 公害の種類別苦情件数

(1)典型7公害の種類別苦情件数

典型7公害の種類別の苦情件数は、「悪臭」が176件(公害苦情総件数の25.3%)で最も多く、次いで「大気汚染」が172件(同24.7%)「騒音」が145件(同20.8%)「水質汚濁」が70件(同10.0%)「振動」が13件(同1.9%)「土壌汚染」が2件(同0.3%)でした。(表-1)

- ア 「大気汚染」の苦情件数は、172件で前年度に比べて22件増加(増加率14.7%) しました。苦情内容としては野焼き等の焼却に関するものが大半を占めています。
- イ 「水質汚濁」の苦情件数は、70件で前年度に比べて29件減少(減少率29.3%)しました。発生原因不明の苦情などが減少しました。
- ウ 「騒音」の苦情件数は145件で、前年度に比べて13件増加(増加率9.8%)しました。
- エ 「振動」の苦情件数は13件で、前年度に比べて1件増加しました。
- オ 「悪臭」の苦情件数は176件で、前年度に比べて22件増加(増加率14.3%)しました。
- カ 「地盤沈下」の苦情件数はありませんでした。
- キ 「土壌汚染」の苦情は2件でした。

(2)典型7公害以外の種類別苦情件数

典型7公害以外の苦情件数を種類別に見ると、「廃棄物投棄」が23件(公害苦情総件数の3.3%)「その他」が96件(同13.8%)となっています。

- ア 「廃棄物投棄」の苦情内容は、粗大ごみなどの一般廃棄物及び建設廃材などの産業廃棄物 の不法投棄などに関する苦情です。
- イ 「その他」の苦情内容は、雑草等の繁茂やそれによる害虫の発生に関する苦情、隣家のペットの適正な管理や、隣地から伸びる樹木の枝の伐採を求める苦情などです。

3 公害の発生源別苦情件数

(1)典型7公害の発生源別苦情件数

典型7公害の苦情件数を発生源別(「個人」を発生源とするもの、発生源が「不明」のもの等を除く。)に見ると、「製造業」に関するものが136件(典型7公害の苦情件数の36.5%)と最も多く、次いで「建設業」に関するものが93件(同24.9%)「サービス業」に関するものが50件(同13.4%)などとなっています。(表-2)

「大気汚染」、「水質汚濁」、「騒音」及び「悪臭」の種類毎の発生源別苦情件数は概ね次のとおりです。

- ア 「大気汚染」の発生源別苦情件数は、「製造業」に関するものが43件(大気汚染に関する公害苦情件数の44.8%)で最も多く、次いで「建設業」に関するものが27件(同28.1%)などとなっています。
- イ 「水質汚濁」の発生源別苦情件数は、「製造業」に関するものが12件(水質汚濁に関する公害苦情件数の29.3%)で最も多く、次いで「飲食店・宿泊業」に関するものが9件 (同22.0%)などとなっています。
- ウ 「騒音」の発生源別苦情件数は、「建設業」に関するものが50件(騒音に関する公害苦情件数の40.0%)で最も多く、次いで「製造業」が28件(同22.4%)などとなっています。
- エ 「悪臭」の発生源別苦情件数は、「製造業」に関するものが49件(悪臭に関する公害苦情件数の49.5%)と最も多く、次いで「農業」、「建設業」及び「サービス業」に関するものがそれぞれ11件(同11.1%)などとなっています。

(2)典型7公害以外の発生源別苦情件数

典型7公害以外の公害に関する苦情を発生源別(「個人」を発生源とするもの、発生源が「不明」のもの等を除く。)に見ると、「製造業」に関するものが5件(典型7公害以外の公害苦情件数の27.8%)、次いで「建設業」、「卸売・小売業」、「不動産業」及び「サービス業」に関するものがそれぞれ2件(同11.1%)などとなっています。

表 - 2 公害の発生源別苦情件数

(「個人」を発生源とするもの、発生源が「不明」のもの等を除く。)

公害の種類			ģ.	典型 7 亿	害				典型 7		
	大気	水質	土壌			地盤			公害以	合計	構成比
発生源	汚染	汚濁	汚染	騒音	振動	沈下	悪臭	計	外		
農業	5	5	0	1	0	0	11	22	1	23	5.9%
林 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
漁業	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0.3%
鉱業	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.3%
建設業	27	1	0	50	4	0	11	93	2	95	24.3%
製造業	43	12	0	28	4	0	49	136	5	141	36 . 1%
電気・ガス・熱供給・水道業	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0.5%
情報通信業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0.3%
運輸業	5	2	0	3	2	0	2	14	1	15	3.8%
卸売・小売業	4	3	0	4	1	0	7	19	2	21	5.4%
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
不動産業	0	0	0	1	0	0	3	4	2	6	1 .5%
飲食店・宿泊業	1	9	0	10	0	0	2	22	1	23	5.9%
医療・福祉	0	1	0	1	0	0	1	3	0	3	0.8%
教育・学習支援業	0	0	0	3	0	0	1	4	0	4	1.0%
複合サービス事業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0.3%
サービス業	10	7	0	22	0	0	11	50	2	52	13.3%
公務	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0 .5%
分類不能の産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合 計	96	41	1	125	11	0	99	373	18	391	100.0%

端数処理の関係で合計と内訳が一致しておりません。

4 都市計画法上の地域別発生件数

典型7公害に係る都市計画法上の地域別苦情発生件数は、都市計画区域が483件、都市計画区域外が95件でしたが、都市計画区域を用途地域別に見ると、「住居地域」が222件(典型7公害の苦情件数の38.4%)と最も多く、次いで「工業系地域」の112件(同19.4%)市街化調整区域の75件(同13.0%)の順となっています。(表-3)

表 - 3 典型 7 公害に係る都市計画法上の地域別苦情発生件数の推移

	区域	域 都市計画法による都市計画区域									±7			
年度		住居地域	近隣商業地域	商業地域	商業系地域計	準工業地域	工業地域	工業専用地域	工業系地域計	市街化調整区域	その他の区域	小計	都市計画区域外	合計
苦	15	188	16	39	55	47	49	8	104	79	34	460	40	500
^白 情	16	242	19	39	58	49	44	18	111	92	75	578	35	613
iii 件	17	237	17	38	55	41	46	17	104	89	32	517	62	579
IT 数	18	224	23	23	46	34	58	13	105	68	30	473	76	549
ŽΧ	19	222	16	34	50	44	48	20	112	75	24	483	95	578
構	15	37.6	3.2	7.8	11.0	9.4	9.8	1.6	20.8	15.8	6.8	92.0	8.0	100
一成	16	39.5	3.1	6.4	9.5	8.0	7.2	2.9	18.1	15.0	12.2	94.3	5.7	100
比比	17	40.9	2.9	6.6	9.5	7.1	7.9	2.9	18.0	15.4	5.5	89.3	10.7	100
	18	40.8	4.2	4.2	8.4	6.2	10.6	2.4	19.1	12.4	5.5	86.2	13.8	100
(%)	19	38.4	2.8	5.9	8.7	7.6	8.3	3.5	19.4	13.0	4.2	83.6	16.4	100

端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

5 公害苦情の被害の種類別件数

典型7公害の被害の種類別苦情件数は、「煙い、きたない、うるさい、臭い」といった「感覚的・心理的被害」が536件(典型7公害の苦情件数の92.7%)と大半を占めています。 (表-4)

表 - 4 典型 7 公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比

年度	種類	健康被害	財産被害	動・植物 被 害	感覚的・ 心理的被害	その他	典型7公害 の苦情件数
苦	15年度	2	5	1 0	4 3 7	4 6	5 0 0
情	16年度	1	1 9	1 0	5 3 7	4 6	6 1 3
	17年度	3	8	1 3	5 2 2	3 3	5 7 9
件	18年度	3	1 1	9	4 9 2	3 4	5 4 9
数	19年度	2	7	7	5 3 6	2 6	5 7 8
構	15年度	0 . 4	1 . 0	2.0	87.4	9 . 2	100.0
傾	16年度	0 . 2	3 . 1	1 . 6	87.6	7 . 5	100.0
	17年度	0.5	1 . 4	2.2	90.2	5 . 7	100.0
比	18年度	0 . 5	2.0	1 . 6	89.6	6 . 2	100.0
(%)	19年度	0.3	1 . 2	1 . 2	92.7	4 . 5	100.0

端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

6 地区別公害苦情件数

地方振興局別の公害苦情件数は、県中地方が227件(公害苦情総件数の32.6%)と最も多く、次いで、いわき地方の166件(同23.8%) 会津地方の107件(同15.4%) 相双地方の98件(同14.1%) 県北地方の49件(同7.0%) 県南地方の38件(同4.9%) 南会津地方の16件(同2.3%)の順となっています。(表-5)

表 - 5 地区別公害苦情件数の推移及び構成比

地区	件数								構 成 比 (%)							
度	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	N わ き	合計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	N わ き	合計
15	53	181	75	96	5	33	164	607	8.7	29.8	12.4	15.8	0.8	5.4	27.0	100
16	53	217	90	95	3	56	210	724	7.3	30.0	12.4	13.1	0.4	7.7	29.0	100
17	76	231	46	76	16	44	180	669	11.4	34.5	6.9	11.4	2.4	6.6	26.9	100
18	53	220	48	93	24	51	142	631	8.4	34.9	7.6	14.7	3.8	8.1	22.5	100
19	49	227	34	107	16	98	166	697	7.0	32.6	4.9	15.4	2.3	14.1	23.8	100

端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

7 市町村別公害苦情件数

市町村別の公害苦情件数は、郡山市が196件(公害苦情総件数の28.1%)と最も多く、次いで、いわき市の166件(同23.8%)、会津若松市の104件(同14.9%)、南相馬市の80件(同11.5%)の順となっています。(表-6)

表 - 6 市町村別公害苦情件数(平成19年度)

8	市町村名	大凯污染	水質汚湯	土装污染	鹱	ê	叛	動	地盤沈下		I	臭	7 公書場	外	â	Ħ
	市品部	1	15			20		770				9			(0)	45
県	二本松市									83		2	Š.		(0)	2
	伊速市														(0)	0
	本宮市							- 8							(0)	
	桑 折 町													- 1	(0)	
	国 見 町				8			- 3		3			K		(0)	
	川俣町				i i			- 1					li .		(0)	
北	版 野 町				6	- 1	Ç						(C) (J)		(0)	. 0
	大 玉 村					0.16	2000/2000/2000			0.00	202001-		Азгония	- 1	(0)	
- 4	h If		(0) 15	(0) 0	(0)	20	(0)	0	(0)	0 (0)	11	(0)	2	(0)	
	都山市	57	2			54		4		3		31	S. Service	48	(0)	196
	須 賀 川 市	(1) 6	3			4	Š.	4				5	(1)	1	(2)	23
県	田村市	- 1		3	9			- 3					8		(0)	1
	發 石 町					- 3						2			(0)	3
	天 栄 村				2							- 1	ii.		(0)	1
	石川町														(0)	. (
	五川村				-			- 3		8					(0)	0
	平田村														(0)	0
	法 川 町				Š	- 3		3					3		(0)	0
中	古殿町														(0)	0
	三春町							- 3					ii.		(0)	0
	小野町	Sur-out mil	(1)	1 July 10	Carrier.	923	Same of the same o	- 2	CDL SIV	1	4440	4.5	\$		(1)	. 0
	it it	(1) 64	(1) 5	(0) 0	(0)	59	(0)	- 8	(0)	0 (0)	39	(1)	49	(3)	224
	白 河 市	1				2		1				2	0.	1	(0)	
県	西相村	2	1			- 1						- 1			(0)	5
	泉崎村							- 1			00				(0)	0
	中鱼村									(1)				(1)	0
	矢 吹 町					- 1				2		2		13	(0)	16
	標 倉 町														(0)	
	矢 督 町	(1)	7					- 1		7.			S .		(1)	0
南	増 町					- 1							Č.		(0)	1
	鼓 川 村							- 8					1		(0)	0
(3	i II	(1) 3	(0) 4	(0) 0	(0)	5	(0)	- 1	(0)	0 (1)	5	(0)	14	(2)	32
	会津若松市	(1) 24	(2) 10			16	77	7	110		100	36		15	(3)	
	喜多方市		(1)					- 3					7		(1)	0
숖	北塩原村					\neg									(0)	0
	西会津町	1			6			- 8					8		(0)	0
	曾 统 町									_			-	\neg	(0)	0
	猪苗代町		(1)					- 8							(1)	
	会津坂下町				_					(1.)			_	(1)	
	通川村				-			- 8					Š.		(0)	0
	柳津町									+				\neg	(0)	0
	三岛町						6	- 4					Ď.	-		
#						-								\neg	(0)	
77.8	昭 和 村					$\overline{}$	_			$\overline{}$		_		$\overline{}$	(0)	
	会津美里町					- 4		- 5					Ö		(0)	
-		(1) 24	(4) 10	(0) 0	(0)	16	(0)	0	(0)	0 (1)	36	(0)	15		
南			(1)										S	_	(1)	
	接铁板村		-										*	_	(0)	
	只見 町	(1)				-		_		10	1)	_	Ž.	_	(2)	
	南会津町		(1) 2	1		-		-		+		_			(6)	
_	it it			v - 1904 (175	(0)	0	(0)	0	(0)	0 (1)	0	(0)		(9)	
_	相馬市	1	-	, -/ -	4.47	7		-	V V/	* 1		3	4 . 4 /		(0)	
	南相馬市	4			1	12		1				18		35		
	位野町	-	"			16		-		1		19		-	(0)	
	植蕉町							-		+				-	-	
	苗 岡 町												0	\rightarrow		
	川内村					-		_		-				-	(0)	
	大 梯 町												0	-	(0)	
	双葉町				-	-				+			-		(0)	
	漁 江 町	1				-		-		10	2)	2		_	(2)	
双	夢 尾 村	1				-		- 0		1	-1	4	i i	-	(0)	
M.					_	_							8	\rightarrow	_	
		-			_					+		_		-	_	
_	版 館 村	(0) 6	(0) 12	(0) 0	(0)	10	(0)		(0)	6 7	2)	55	(0)		(0)	-
	いわき市					-	1 07		1 07	4	4.7		4.4	_		
	and the second	61		- 1		26	(0)	3		-		57	(1)	3	(0)	
-	it i	(9) 163	(7) 63	(0) 2	(0)	4.45	1 0 2	4.5	(0)	0 (

8 公害苦情処理係属件数

(1)公害苦情処理係属件数

平成19年度に処理することとなった公害苦情処理係属件数(平成19年度に県又は市町村の公害担当機関が新たに受理した件数に、前年度からの繰越件数を加え、これから他の機関へ移送した分を差し引いた件数)は713件で、前年度に比べて53件増加(増加率8.0%)しました。(表-7)

そのうち、平成19年度中に公害苦情窓口で直接処理された苦情は647件で、その処理率は90.7%であり、9割以上が処理されています。

(2)公害苦情長期未解決件数

平成19年度末現在、受理後3年以上経過(平成17年3月31日以前に受理)しても未解決となっている、長期未解決件数は10件となっています。その内訳は、大気汚染が2件、水質汚濁が1件、騒音が6件(低周波騒音1件含む。)、悪臭が1件となっています。

表 -	7	公害苦情処理係属件数の推移
-----	---	---------------

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	公害苦	受 理	件数			処理率		
\分 年 \	処理係 件 数 (A)	新規受理 件 数	前 年 度から繰越	直接処理	他へ移送	翌年度へ 繰 越	その他	(D)÷(A) ×100
度	(B)+(C)-(E)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(%)
15	6 4 7	607	5 1	5 9 8	1 1	4 4	5	92.4
16	7 3 7	7 2 4	2 9	672	1 6	2 9	3 6	91.2
17	6 8 8	6 6 9	2 7	6 1 5	8	4 4	2 9	89.4
18	6 6 0	6 3 1	4 0	6 0 7	1 1	4 0	1 3	91.6
19	7 1 3	6 9 7	2 5	6 4 7	9	4 7	3 1	90.7

- 1 (G)欄の「その他」の主なものは、「原因又は加害行為をした者が不明のとき」などです。
- 2 前年度の(F)欄の「翌年度へ繰越」と翌年度の(C)欄の「前年度から繰越」の件数の差は、 繰越で処理していたが、苦情が全く発生しないため既に解決したこととして取り扱ったもの などです。

9 今後の対応

公害苦情問題の解決には、住民、事業者及び行政が一体となって快適な生活環境づくりを推進 することが大切です。

県は、市町村とともに、日常的な公害苦情処理を通じて、公害の未然防止対策の一層の推進を 図り、県民の健康の保護及び良好な生活環境の保全に努めていきます。

平成18年度

化学物質の排出量・移動量の 集 計 結 果

> 平成20年 7月 生活環境部 水・大気環境課

この結果は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下、「法」という。)第5条第2項に基づき県を経由して国に届け出られた第一種指定化学物質(354物質)の排出量等が環境省・経済産業省により、集計、公表され、県に通知されたことから、法第8条第5項に基づき、本県における環境への排出量等の集計結果と国が推計した届出対象外の排出量を集計したものです。

1 対象年度等

- (1) 対象年度 平成18年度(平成18年4月1日~平成19年3月31日)
- (2) 届出期間 平成19年4月1日~平成19年7月2日

2 結果

(1) 届出状況

届出のあった事業所は県内で1,128事業所でした。これは、全国第13位で全国の届出事業所(40,980事業所)の2.8%でした。

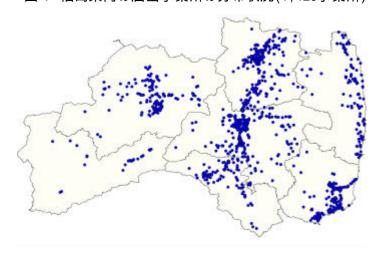
業種別にみると燃料小売業が561事業所(県内の届出事業所の50%)で最も多く、次いで製造業の367事業所(県内の届出事業所の33%)の順でした。製造業のうち最も多かったのは、化学工業の68事業所(県内の製造業の19%)で、次いで電気機械器具製造業の60事業所(県内の製造業の16%)でした。

届出のあった化学物質は、第一種指定化学物質354物質のうち208物質でした。

表 1 福島県内における業種別届出事業所数

業 種 名	事業 所数	割合 (%)	届出物 質種類 数	業 種 名	事業 所数		届出物 質種類 数
原油・大然ガス鉱業 製造業	1	0.1	29 206	鉄道車両·同部品製造業 輸送用機械器具製造業	1	0.1	1
製造業	367	32.5	206	輸送用機械器具製造業	27	2.4	36
食料品製造業	3	0.3	1	船舶製造·修理業、舶用機関製造業	. 1	0.1	. 3
飲料 たばこ 飼料製造業	1	0.1	1	精密機械器具製造業	12	1.1	12
繊維工業	1	0.1	1	医療用機械器具 医療用品製造業	2	0.2	6
衣服・その他の繊維製品製造業	4	0.4	5	武器製造業	1	0.1	10
木材·木製品製造業	5	0.4	9	_ その他の製造業	12	1.1	14
家具 装備品製造業	8	0.7	10	電気業	7	0.6	37
パルプ 紙 紙加工品製造業	9	0.8	8 8	電気業ガス業下水道業	1	0.1	2
出版 印刷 同関連産業	9	0.8	8	下水道業	47	4.2	30
ハルノ	68	6.0	183	鉄道業 倉庫業	2	0.2	3
フラスチック製品製造業	19	1.7	14	倉庫業	2	0.2	5
ゴム製品製造業 なめL革 同製品 毛皮製造業	13	1.2	19	石油卸売業	19	1.7	5
なめし革一同製品・毛皮製造業	1	0.1	3	燃料小売業	561	49.7	5
窯業 土石製品製造業	21	1.9	33	洗濯業	1	0.1	1
鉃鋼業	6	0.5	.9	目動車整備業	56	5.0	
会のです。	20	1.8	45	信任業 石油 明売業 燃料小売業 洗濯業 自動車整備業 一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。) 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む 高等教育機関 のは教育機関	43	3.8	
金属製品製造業	38	3.4	28	産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む	17	1.5	33
一般機械器具製造業	25	2.2	14	局等教育機関	1 1	0.1	1 1
電気機械器具製造業	60	5.3	37	日然科子研究所	3	0.3	
				合 計	1,128	100	208

図 1 福島県内の届出事業所の分布状況(1,128事業所)



(2) 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量の合計は6,445tでした。これは、全国第17位であり、全国の排出量(245,393t)の2.6%でした。環境への排出量の大部分は大気への排出(届出排出量の84%)で、次いで公共用水域への排出(16%)でした。

事業者から届出のあった移動量の合計は、10,051tでした。これは、全国第8位であり、全国の移動量(225,427t)の4.5%でした。移動量の大部分は事業所外への廃棄物としての移動であり(移動量全体のほぼ100%)、全国の状況と同じ傾向でした。

届出排出量・移動量の合計は16,496tでした。これは、全国第10位であり、全国の届出排出量・移動量(470,821t)の3.5%でした。

届出排出量・移動量の内訳及び全国の状況との比較を表 2 に示しました。

表 2 届出排出量・移動量の内訳等

	環境への排出量 (t)						移動量 (t)		
	排出量計	大気	公共用 水域	土壌	埋立	移動量計	非∰(廃 棄物)	下水道	動量合計 (t)
福島県	6,445 (100)	5,406 (83.9)	1,037 (16.1)	0.01 (0.0)	2.3 (0.0)	10,051 (100)	10,050 (100)	0.7 (0.0)	16,496 < 3.5% >
全国順位	17位	17位	1位	15位	14位	8 位	7位	36位	10位
全国	245,393 (100)	216,800 (88.3)	10,547 (4.3)	137 (0.1)	17,909 (7.3)	225,427 (100)	223,142 (99.0)	2,285 (1.0)	470,821

(注) ア 排出量等の下段の()の数値はそれぞれ排出量計、移動量計に対する割合(%)です。 イ 福島県の排出・移動量合計の下段の< >の数値は全国合計に対する割合(%)です。

(3) 届出排出量・移動量の多い物質

福島県で届出排出量・移動量の多い上位5物質は表3のとおりであり、その合計は11,353tで、 届出排出量・移動量の合計16,496tの69%でした。

全国で届出排出量・移動量の多い物質は、トルエン(155千t)、キシレン(57千t)、ジクロロメ

タン(30千t)、マンガン及びその化合物(29千t)、エチルベンゼン(20千t)の順であり、福島県では 4 物質が同じでした。

届出の対象物質となっている第一種指定化学物質354のうち、届出がなされた物質は208物質(全国では327物質)あり、都道府県別にみると本県は最も多くの種類の物質の届出がありました(2位山口県200物質、3位兵庫県193物質、4位茨城県192物質、5位埼玉県185物質)。

また、一事業所あたりの平均届出物質数は5.4物質でした。

表3 届出排出量・移動量の多い上位5物質

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)	移動量(t)	排出量•移動量(t)
227	トルエン	合成原料・溶剤	2,672	2,713	5,386
311	マンガン及びその化合物	特殊鋼・電池等	175	2,143	2,317
63	キシレン	合成原料・溶剤	973	821	1,794
145	ジクロロメタン (鮎メチレン)	金属洗浄剤	718	523	1,242
304	ほう素及びその化合物	カラスススル剤、脱酸剤、電子材料	462	152	614

(4) 届出排出量の多い物質

福島県で届出排出量の多い上位5物質は表4のとおりであり、排出先別では表5から表8のとおりでした。

届出排出量の多い上位 5 物質の合計は5,104tであり、届出排出量の合計6,445tの79%でした。 全国で届出排出量の多い物質は、トルエン(102千t)、キシレン(44千t)、ジクロロメタン(20千t)、エチルベンゼン(16千t)、鉛及びその化学物質(9千t)の順であり、福島県では3 物質が同じでした。

表4 届出排出量の多い上位5物質

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)	うち大気への排出量(t)
227	トルエン	合成原料・溶剤	2,672	2,672
63	キシレン	合成原料・溶剤	973	973
145	ジクロロメタン (鮎メチレン)	金属洗浄剤	718	718
304	ほう素及びその化合物	ガラス添加剤、脱酸剤、電子材料	462	11
211	トリクロロエチレン	溶剤、洗浄剤	279	279

表5 大気への排出量の多い上位5物質

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)
227 63	トルエン キシレン	合成原料・溶剤 合成原料・溶剤	2,672 973
145	ジクロロメタン(鮎メチレン)	金属洗浄剤	718
211 40	トリクロロエチレン エチルベンゼン	溶剤、洗浄剤 ガソリンホៃタ、溶剤	279 185
40	エブルベンセン	カーノソノ以刀、冷則	105

表 6 公共用水域への排出量の多い上位 5 物質

物質番号	物	質	名	主な用途	排出量(t)	
304 283 311 181 172	ふっ化 マンガ チオ尿	水素 ン及 素	その化合物 及びその水溶性塩 びその化合物	ガラス添加剤、脱酸剤、電子材料 合成原料、金属ガラスの表面処理 特ラ殊・銅・電・池・等 医薬原料、農薬、樹脂加工等 溶剤、試薬、 カ・ス 吸収剤	451 198 174 140 28	

表7 土壌への排出のある物質

物質番号	物質	名	主な用途	排出量(t)
69	六価クロム	化合物	メッキ、顔料	0.008

表 8 敷地内埋立の多い上位物質

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)
252	砒素及びその無機化合物		2.1
283	ふっ化水素及びその水溶		0.2
304	ほう素及びその化合物		0.01

(5) 届出移動量の多い物質

福島県で届出移動量の多い上位5物質は表9のとおりで、移動先はほとんどが事業所外への廃棄物としての移動でした。

届出移動量の多い上位5物質の合計は6,601tであり、届出移動量の合計10,051tの66%でした。 全国で届出移動量の多い物質は、トルエン(53千t)、マンガン及びその化合物(23千t)、キシレン(13千t)、クロム及び三価クロム化合物(12千t)、ジクロロメタン(10千t)の順であり、福島県では、4物質が同じでした。

表9 届出移動量の多い上位5物質

物質番号	物質名	主な用途	移動量(t)
227	トルエン	合成原料・溶剤	2,713
311	マンガン及びその化合物	特殊鋼・電池等	2,143
63	キシレン	合成原料・溶剤	821
145	ジクロロメタン (塩ヒメチレン)	金属洗浄剤	523
172	N , N - ジメチルホルムアミド	溶剤、試薬、カ゛ス吸収剤	401

(6) 業種別の届出排出量・移動量

届出排出量・移動量の多い上位5業種は表10のとおりでした。

福島県内の製造業23業種の届出排出量・移動量の合計は16,253tであり、対象45業種(製造業23業種、非製造業22業種)から届出のあった排出量・移動量の合計16,496tの99%にあたります。

製造業23業種のうちでは、47%を化学工業が占めました。

全国で届出排出量・移動量の多い業種は、化学工業(127千t)、輸送用機械器具製造業(59千t)、 プラスチック製品製造業(46千t)、鉄鋼業(37千t)、金属製品製造業(29千t)の順であり、福島県 では2業種が同じでした。

表10 届出排出量・移動量の多い上位5業種

業種名	排出量·移動量(t)	排出量(t)	移動量(t)	
化学工業	7,818	1,054	6,764	
窯業・土石製品製造業	1,626	1,256	370	
電気機械器具製造業	1,325	400	924	
非鉄金属製造業	1,082	627	455	
輸送用機械器具製造業	1,068	772	296	

(7) 業種別の届出排出量

福島県内の製造業23業種の届出排出量の合計は6,299tであり、対象45業種(製造業23業種、非製造業22業種)から届出のあった排出量の合計6,445tの98%にあたります。

福島県で届出排出量の多い上位5業種は表11のとおりでした。

全国で届出排出量の多い業種は、輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、化学工業、 非鉄金属製造業、金属製品製造業の順であり、福島県では3業種が同じでした。

表11 届出排出量の多い上位5業種

業種名	排出量(t)	移動量(t)	排出量·移動量(t)
- 窯業・土石製品製造業 化学工業	1 ,256 1 ,054	370 6,764	1,626 7,818
輸送用機械器具製造業	772	296	1,068
非鉄金属製造業	627	455	1,082
出版・印刷・同関連産業	574	391	965

(8) 届出外排出量

経済産業省及び環境省では、対象事業者から届け出られた第一種指定化学物質の排出量以外の 排出量(届出外排出量)について、次のとおり算出しています。

対象業種要件未満:対象業種に属する事業を営む事業者からの排出量であるが、従業員数、

年間取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

非対象業種:対象業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者からの排出量

家庭:家庭からの排出量

移動体 : 移動体(自動車、二輪車、特殊自動車、鉄道車両、船舶、航空機)から

の排出量

経済産業省及び環境省が推計した福島県内における届出外排出量の合計は、5,435tでした。これは全国第21位であり、全国の届出外排出量(315,079t)の1.7%でした。

福島県における届出外排出量の内訳を表12に示しました。

表12 届出外排出量の内訳等

		届出外排	出量	(t)		< 再 掲 > 届出排出量	届出·届出外
	届出外排 出量計	対象業種 要件未満	非対象 業 種	家庭	移動体	(t)	排出量合計 (t)
福島県	5,435 (100)	864 (15.9)	1,302 (24.0)	1,081 (19.9)	2,188 (40.3)	6,445	11,880 < 2.1% >
全国順位	21位	18位	27位	16位	21位	17位	20位
全 国	315,079 (100)	52,713 (16.7)	99,143 (31.5)	50,029 (15.9)	113,194 (35.9)	245,393	560,472

- (注) ア 排出量等の下段の()の数値はそれぞれ届出外排出量計に対する割合(%)です。
 - イ 福島県の届出・届出外排出量計下段の< >の数値は、全国合計に対する割合(%)です。

(9) 届出外排出量の多い物質

福島県における上位5物質は表13のとおりであり、その合計は3,309tで、届出外排出量の合計5,435tの61%にあたります。

全国で届出外排出量の多い物質は、トルエン(77千t)、キシレン(66千t)、エチルベンゼン(19千t)、ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(18千t)、p-ジクロロベンゼン(16千t)の順であり、福島県では4物質が同じでした。

表13 届出外排出量の多い上位5物質

物質番号	物質名	主な用途、由来	届出外排出量(t)
63 = 307 市 24 直	トルエン キシレン ト゚リ(オキシエチレン)=アルキルエーテル 「鎖アルキルベンゼンスルホン酸スぴその塩 エチルベンゼン	合成原料・溶剤 合成原料・溶剤 洗浄剤 洗浄剤 合成原料・溶剤	1,307 900 493 322 287

(10) 届出排出量と届出外排出量の合計

福島県内における届出排出量(6,445t)と届出外排出量(5,435t)の合計は、11,880tでした。これは、全国第20位であり、全国の届出排出量・届出外排出量(560,472t)の2%でした。

届出排出量・届出外排出量の多い上位5物質は表14のとおりであり、その合計は7,553tで、届出排出量・届出外排出量の合計11,880tの64%にあたります。

全国で届出排出量・届出外排出量の多い物質は、トルエン(179千t)、キシレン(110千t)、エチルベンゼン(35千t)、ジクロロメタン(21千t)、ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(18千t)の順であり、福島県では全物質が同じでした。

表14 届出排出量・届出外排出量の多い上位5物質

物質番号	物質名	主な用途、由来	a出排出量•届出外排出量(t)	届出排出量(t)	届出外排出量 (t)
227	トルエン	合成原料・溶剤	3,979	2,672	1,307
63	キシレン	合成原料・溶剤	1,873	973	900
145	ジクロロメタン (塩化メチレン)	金属洗浄剤	736	718	18
307	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	洗浄剤	494	0.1	493
40	エチルベンゼン	合成原料・溶剤	471	185	287

(11) 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量、届出外排出量の集計結果

人に対して発ガン性のある特定第一種指定化学物質の状況について、表15に示しました。

特定第一種指定化合物の福島県内における届出排出量・届出外排出量の合計は302 tでした。

これは、全国の届出排出量・届出外排出量17,121tの1.8%にあたります。

全国で届出排出量・届出外排出量の多い物質は、ベンゼン(15千t)、砒素及びその無機化合物 (1.3+t)、塩化ビニル(0.41+t)、エチレンオキシド(0.42+t)、ニッケル化合物(0.14+t)の順でした。

届出排出量の合計は31tであり、このうち87%の27tが大気への排出でした。

表15 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量等

	物 質 名	主な用途、 脳 由来	出量(t)	届出排出量(t) (大気)	届出外排出量 (t	(注) 届出排出量· 届出外排出量(t	届出移動量(t)))	合計 (t)
299	ベンゼン	ガソリン成分	19.8	19.8	266	286	1.8	288
252	砒素及びその無機化合物	殺虫剤、防蟻剤	6.7	2.5	0.006	6.7	7.5	14.2
42	エチレンオキシド	合成原料、殺菌剤	0.001	0.001	3.7	3.7	0	3.7
77	塩化ビニル	重合原料	3.7	3.7	0	3.7	0	3.7
69	六価加仏化合物	メッキ、防錆剤	0.2	0.004	0.7	0.9	20.4	21.3
60	カト゛ミウム 及びその化合物	顔料、電池、メッキ	0.5	0.4	0	0.5	5.0	5.5
232	ニッケル化合物	顔料、メッキ	0.4	0.1	0.1	0.5	44	44.5
26	石綿	断熱剤、建材原料	0	0	0.005	0.005	0	0.005
294	へ゛リリウム 及びその化合物	ガラス、合金	0	0	0	0	0	0
179	ダイオキシン類	燃焼	9.1	3.1	3.8	12.9	308	321
	計		31.3	26.5	270.5	302	82.7	381

注)ダイオキシン類の単位はg-TEQ

3 振興局別・市町村別の届出状況

(1) 届出事業所数

振興局別の届出事業所数は、表16のとおりでした。

また、市町村別の届出事業所数上位10市町村は、表17のとおりでした。

表16 振興局別届出事業所数

表17 市町村別届出事業所数(上位10位)

振興局名	届出事業所数		順位	市町村名	届出事業所数
県北地方振興局	264	-	1 位	 いわき市	183
県中地方振興局	300		2 位	郡山市	162
県南地方振興局	90		3 位	福島市	138
会津地方振興局	153		4位	会津若松市	58
南会津地方振興局	25		5 位	須賀川市	56
相双地方振興局	113		6 位	二本松市	41
いわき地方振興局	183		7位	南相馬市	37
		-	8位	喜多方市	33
計	1,128		9 位	白河市	30
			10位	伊達市	26

注)市町村別の集計は、平成18年4月1日の時点における市町村により行っています。

(2) 届出排出量・移動量

振興局別の届出排出量・移動量は、表18のとおりでした。

表18 振興局別届出排出量·移動量

יוניתנייו אילאוני	以10 派共内が旧山が山至 少到至								
₩ B B B	環境への排出量(🛊					 排出 移 動量			
振興局名	排出量計	大気	公共用水 域	埋立	移動量計	事業所外(廃 棄物)	下水道	合計(ţ	
県北地方振興局	1,337 (21)	1,321 (24)	15 (1)	0.0 (0)	591 (6)	591 (6)	0.1 (13)	1,928 (12)	
県中地方振興局	839 (13)	822 (15)	17 (2)	0.0 (0)	1,286 (13)	1,286 (13)	0.3 (51)	2,125 (13)	
県南地方振興局		783 (14)	14 (2)	0.0 (0)	670 (7)	669 (7)	0.2 (23)	1,467 (9)	
会津地方振興局	272 (4)	231 (4)	41 (4)	0.0 (0)	1,194 (12)	1,194 (12)	0.0 (2)	1,466 (9)	
南会津地方振興		26 (0)	0.7 (0)	0.0 (0)	12 (0)	12 (0)	0.0 (1)	38 (0)	
相双地方振興局	399 (6)	393 (7)	7 (1)	0.0 (0)	1,866 (19)	1,866 (19)	0.0 (2)	2,265 (14)	
いわき地方振興原	2,775 (43)	1,831 (34)	942 (91)	2.1 (100	4,432 (44)	4,432 (44)	0.1 (9)	7,207 (44)	
計	6,445 (100	5,407 (100	1,037 (100	2.1 (100	10,051 (100	10,050 (100	0.7 (100	16,496 (100)	

注)()の数値は、該当する振興局の県合計に対する割合を示す。

4 推移状況

(1) 排出量・移動量等の推移

福島県における排出量・移動量等の推移状況は表19のとおりです。

届出排出量について平成18年度と届出が始まった平成13年度の結果を比較すると、大気への排出量は届出の要件が裾下げ(平成13・14年度取扱量5 t以上、平成15年度以降取扱量1 t以上)になるなど、届出件数が増加したのにも関わらず約4,800t減少し、届出が始まった平成13年度を基準とすると約47%減少したことになります。これは、事業者による自主的な排出削減が進んだためと考えられます。

また、届出事業所数と届出排出量等の経年推移について、図2に示しました。

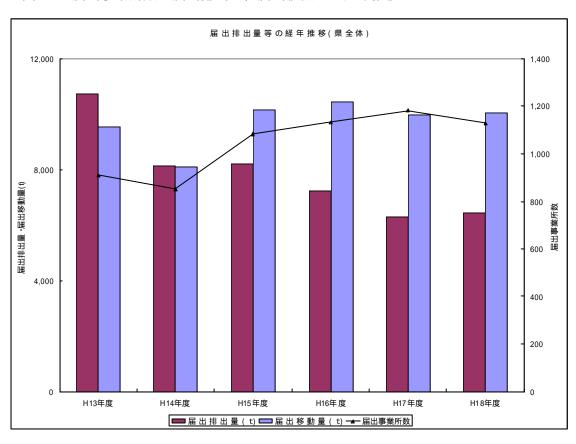
なお、届出外排出量については、推計方法の見直しがなされていることから、単純に比較はできません。

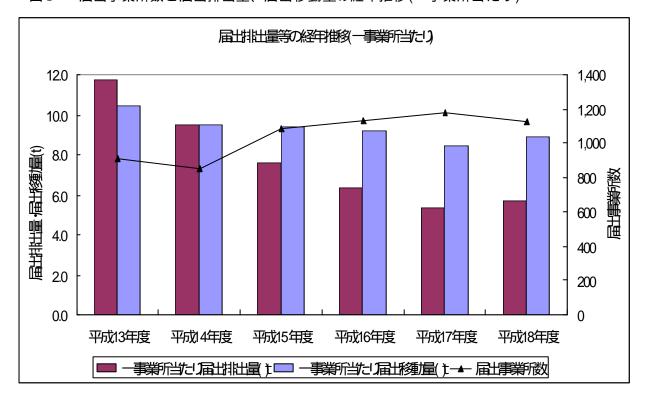
表19 排出量・移動量等の推移

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H18/H13
届出事業所数	912	852	1,084	1,133	1,182	1,128	24%増
届出排出量·移動量 (t)	20,276	16,233	18,416	17,660	16,290	16,496	19%減
届出排出量 (t)	10,732 (2,928)	8,123 (2,883)	8,235 (3,545)	7,230 (3,652)	6,305 (3,672)	6,445 (3,486)	40%減
一事業所当たり届出排出 量(脳排造/脳事業所数) (t)	11.8	9.5	7.6	6.4	5.3	5.7	52%減
届出排出量(大気へ) (t)	10,210 (2,392)	7,614 (2,233)	7,111 (2,747)	6,179 (2,812)	5,261 (2,840)	5,406 (2,663)	47%減
届出排出量(公共用水域 へ) (t)	521 (524)	508 (639)	1,122 (781)	1,050 (823)	1,042 (817)	1,037 (812)	99%増
届出移動量 (t)	9,544 (704)	8,110 (618)	10,181 (934)	10,430 (994)	9,985 (970)	10,051 (942)	5.3%増
届出移動量(事業所外へ) (t)	9,544 (703)	8,110 (617)	10,180 (928)	10,428 (986)	9,984 (958)	10,050 (917)	5.3%増
届出外排出量 (t)	9,998	10,580	6,293	6,689	5,948	5,435	46%減
届出外排出量(繆鮴) (t)	1,487	2,992	2,213	2,477	2,413	2,188	47%増

注)()の数値は届出件数を示す。

図2 届出事業所数と届出排出量、届出移動量の経年推移





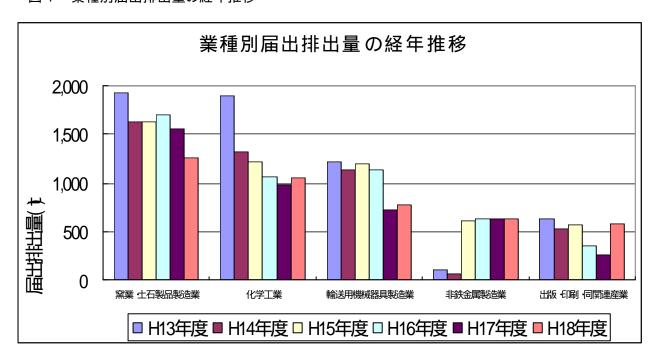
(2) 業種別届出排出量の経年推移

平成18年度の業種別届出排出量の上位5業種の経年推移は、表20、図4のとおりです。 1業種で増加しましたが、4業種では減少しました。

表20 届出排出量の多い上位5業種の推移

H18 順位	業種名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H18/H13
1	窯業・土石製品製 造業	1,925 (17)	1,630 (17)	1,630 (21)	1,705 (22)	1,561 (22)	1,256 (21)	35%減
2	化学工業	1,896 (62)	1,319 (64)	1,218 (67)	1, 059 (69)	971 (68)	1,054 (68)	44%減
3	輸送用機械器具製 造業	1,212 (20)	1,127 (19)	1,198 (26)	1, 136 (28)	732 (28)	772 (27)	36%減
4	非鉄金属製造業	107 (17)	69 (17)	615 (21)	629 (20)	631 (21)	627 (20)	485%増
5	出版・印刷・同関 連産業	636 (3)	523 (3)	562 (6)	358 (7)	260 (8)	574 (9)	10%減

注)()の数値は届出事業所数を示す。



(3) 物質ごとの推移状況

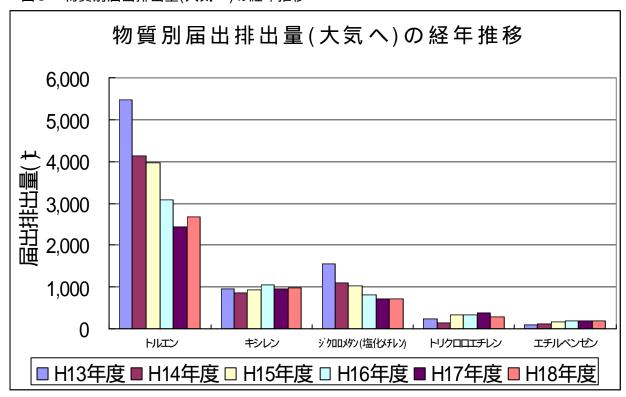
ア 届出排出量(大気への排出)の多い上位5物質

平成18年度に大気への排出量が多い上位5物質の経年推移は、表21、図5のとおりです。 届出が始まった平成13年度の結果と比較すると、2物質の排出量は減少しましたが、3物質では増加しました。

表21 届出排出量(大気への排出)の多い上位5物質の推移

H18 順 位	物質名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H18/H13
1	227 トルエン	5,463 (536)	4,145 (519)	3,966 (590)	3,080 (606)	2,434 (611)	2,672 (582)	51%減
2	63 キシレン	953 (518)	838 (491)	918 (569)	1,034 (580)	946 (583)	973 (552)	2%増
3	145ジクロロメタ ン(塩化メチレン)	1,542 (41)	1,083 (39)	1,010 (57)	817 (58)	706 (63)	718 (61)	53%減
4	211 トリクロロエ チレン	238 (20)	124 (14)	317 (34)	326 (37)	365 (38)	279 (36)	17%増
5	40 エチルベンゼ ン	87 (456)	114 (404)	146 (484)	180 (499)	189 (503)	185 (463)	113%増

注)()の数値は届出事業所数を示す。



イ 届出排出量(公共用水域への排出)の多い上位5物質 平成18年度に公共用水域への排出量が多い上位5物質を届出が始まった平成13年度の結果 と比較すると、1物質を除き増加しました。

表22 届出排出量(公共用水域への排出)の多い上位5物質の推移

H18 順 位	物質名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H18/H13
1	304 ほう素及びその化合物	38(36)	40(52)	479(70)	486(77)	495(71)	451(74)	1087%増
2	283 ふっ化水素及びその化合物	45(45)	55(52)	187(62)	191(62)	192(68)	198(59)	340%増
3	311 マンカ゛ン 及びその化合物	243(38)	174(40)	174(46)	123(45)	135(44)	174(50)	28%減
4	181 チオ尿素	110(1)	170(2)	220(1)	170(1)	140(1)	140(1)	27%增
5	172 N,N-ジメチルホルム アミト゛	12(3)	13(6)	12(4)	14(5)	16(4)	28(5)	133%増

注)()の数値は届出事業所数を示す。

ウ 届出移動量(廃棄物としての事業所外への移動)の多い上位5物質 平成18年度に届出移動量(廃棄物としての事業所外への移動)の多い上位5物質を届出が始まった平成13年度の結果と比較すると4物質で増加しました。 これは、環境へ排出していた分を廃棄物としたためと考えられます。

表23 届出移動量(廃棄物としての事業所外への移動)の多い上位5物質の推移

H18 順 位	物質名	H13年度 (t)	H14年度 (t)	H15年度 (t)	H16年度 (t)	H17年度 (t)	H18年度 (t)	H18/H13
1	227 トルエン	2,247 (60)	2,464 (60)	2,596 (82)	2,943 (91)	2,832 (94)	2,713 (92)	21%増
2	311 マンカン及びその化合物	1,255 (17)	1,511 (16)	1,856 (22)	1,630 (21)	1,792 (20)	2,143 (21)	71%增
3	63 キシレン	604 (39)	323 (42)	369 (58)	789 (66)	807 (61)	821 (58)	36%増
4	145 ジクロロメタ ン(塩化メチレン)	808 (39)	339 (36)	303 (41)	373 (40)	327 (43)	523 (43)	35%減
5	172 N,N-ジメチルホルム アミド	270 (11)	267 (16)	364 (23)	348 (20)	362 (21)	401 (22)	49%増

注)()の数値は届出事業所数を示す。

5 まとめ

(1) 平成18年度は1,128事業所(全国40,980事業所、第13位)から届出があり、環境への排出量・移動量は約16,500t(全国470,821t、第10位)で、その内訳は排出量が約6,400t(全国245,393t、第17位)、移動量が約10,000t(全国225,427t、第8位)でした。

なお、届出のあった化学物質は、届出対象化学物質354物質のうち208物質で、これは全国第1位でした。

- (2) 届出排出量・移動量の多い上位 5 物質は、トルエン、マンガン及びその化合物、キシレン、ジークロロメタン(塩化メチレン)、ほう素及びその化合物でした。
- (3) 届出排出量の多い上位 5 物質は、トルエン、キシレン、ジクロロメタン(塩化メチレン)、ほう素及びその化合物、トリクロロエチレンでした。
- (4) 届出排出量・移動量を業種別にみると製造業が99%を占め、製造業のうち47%を化学工業が占めました。
- (5) 国が推計した福島県内の届出外排出量は、約5,400tでした。
- (6) 届出外排出量の多い上位 5 物質は、トルエン、キシレン、ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、エチルベンゼンでした。
- (7) 平成18年度の届出排出量は、届出が始まった平成13年度と比較すると約40%減少し、特に大気への排出量は約47%減少しました。

また、一事業所当たりの排出量は、平成13年度の11.8tから平成18年度は5.7tに減少し、事業者による自主的な排出削減が進んでいるものと考えられます。